

あなたの未来を強くする



REPORT SUMISEI 2026

住友生命[統合報告書]

2026年度 ディスクロージャー誌 資料編

for your well-being

組 織 の 概 要

105	住友生命グループのあゆみ(沿革)	120	ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例
107	主要な事業の内容及び組織の構成	121	商品一覧
108	子会社等に関する事項	123	お客さま満足の向上
109	組織図	126	生命保険の知識と制度
110	組織の概況	127	ご契約者に対する情報提供
111	教育研修制度	128	反社会的勢力への対応
111	業務提携を通じた商品展開	128	個人情報保護に関する考え方
112	住友生命サービス網	130	生命保険契約者保護機構
115	総代・総代候補者選考委員・審議員	132	生命保険業務に関する指定紛争解決機関
118	総代会の主な質疑応答		

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

- ①生命保険業
- ②他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- ③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- ④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

- ①生命保険業免許に基づく保険の引受け
＜主に取り扱う保険＞
(ア)個人保険
(イ)個人年金保険
(ウ)団体保険
(エ)団体年金保険
- ②資産の運用
保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
(ア)有価証券の取得
(イ)不動産の取得
(ウ)金銭債権の取得
(エ)金銭の貸付(コールローンを含む)
(オ)有価証券の貸付
(カ)預貯金
(キ)金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
(ク)デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

- ①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
- ②投資信託の販売
- ③確定拠出年金制度における運営管理業務

住友生命グループのあゆみ（沿革）

「理想の会社を創ろう」。創業者岡本敏行のこの志に基づいて、当社は1907年（明治40年）5月に創業しました。

創業以来、100年を超えるあゆみの中で、当社はこれからも生命保険事業を通じて「豊かで明るい健康長寿社会の実現に貢献する」という社会的使命を着実に果たしていくため、研鑽を重ね「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指していきます。

日之出生命保険株式会社の創業(1907年)

「理想の会社」を目指し岡本敏行が創業。当時優れた経営内容を「業界のダイヤモンド」と評される。



日之出生命本店社屋（東京市京橋区、大正2年12月完成）

住友生命保険株式会社の発足(1926年)

社名を「住友生命保険株式会社」と改称し、社会公共の利益のために住友の生保事業がスタート。



住友ビルディング（大阪市東区北浜）

国民生命保険相互会社の設立(1947年)

戦後の財閥解体により新会社「国民生命保険相互会社」を設立し、「積極的健全経営」方針のもと出発。



国民生命本店（大阪市東区安土町）

「住友」への社名復帰(1952年)

「住友生命保険相互会社」の新社名のもとで再出発。現在の「経営の要旨」を制定。



ラジオ放送を通じ社名改称挨拶をする芦田社長

中国人民人寿保険設立(2005年)

中国最大手損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共にPICC生命を設立し中国市場へ参入。



メディケア生命設立(2010年)

様々なお客さまニーズに的確に対応し、商品を機動的に提供していくことを目的として設立。



イメージキャラクター「メディくん一家」

新コーポレートブランドの展開(2011年)

「理想の会社を創ろう」という創業の想いを、“あなたの未来を強くする”というメッセージに託して、新たなブランド戦略を展開。



1907(明治40)年	5月	日之出生命保険株式会社設立 (当社の創業年月)
1926(大正15)年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947(昭和22)年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952(昭和27)年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960(昭和35)年	10月	住友生命社会福祉事業団(現住友生命福祉文化財団)設立
1977(昭和52)年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985(昭和60)年	6月	住友生命健康財団設立
1986(昭和61)年	2月	「スミセイ安心だより」送付開始
1990(平成2)年	4月	「いずみホール」(現住友生命いずみホール)をオープン
	10月	「創作四字熟語」スタート
2001(平成13)年	4月	「LIVE ONE」発売
	7月	本社ビル竣工
2002(平成14)年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友アセットマネジメント(現三井住友DSアセットマネジメント)営業開始
2003(平成15)年	9月	「Q/パック」発売
2004(平成16)年	10月	アリコジャパン(現メットライフ生命)との業務提携
2005(平成17)年	4月	「スミセイの千客万頼」発売
	11月	中国人民保険と合併で中国人民人寿保険を設立
2006(平成18)年	4月	「指定代理請求特約」発売
	7月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
	9月	スミセイダイレクトサービス開始
2007(平成19)年	1月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
	5月	創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト(現未来を強くする子育てプロジェクト)」開始
	11月	「がん長期サポート特約」発売
2008(平成20)年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009(平成21)年	1月	「入院保障充実特約」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010(平成22)年	4月	生命保険子会社メディケア生命営業開始
	10月	エンベディッド・バリューを開示
2011(平成23)年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドの展開 「スミセイ未来応援活動」開始

2012(平成24)年	3月 12月	「スミセイ未来応援活動」拡充 バオベトHD(ベトナム)と戦略的業務提携	バオベトHDと戦略的業務提携(2012年) ベトナム社会主義共和国最大手保険・金融グループのバオベトHDへ出資し、ベトナム市場へ参入。 
2013(平成25)年	3月 8月 12月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス(現スミセイメディカルナビゲーション)」開始 「バリューケア」発売、「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」開始 バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフと戦略的業務提携 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売	BNIライフと戦略的業務提携(2013年) インドネシア共和国の大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア(BNI)の生命保険子会社BNIライフへ出資しインドネシア市場へ参入。 
2014(平成26)年	3月 6月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始 先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始	
	9月	メディケア生命の完全子会社化 「スミセイ健康相談ダイヤル」開設	
2015(平成27)年	7月 9月	指名委員会等設置会社へ移行 「1UP」発売	米国生命保険グループ「シメトラ」完全子会社化(2016年) 収益基盤の強化やリスク分散、米国市場の成長性の享受等を通じ長期的な契約者利益の向上を目指し米国に進出。 
2016(平成28)年	2月 7月 10月	米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化 「Japan Vitality Project」開始 エヌエヌ生命と業務提携	
2017(平成29)年	3月 5月 7月	「プライムフィット」発売 住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート 株式会社保険デザインを子会社化	“住友生命「Vitality」”発売(2018年) 加入時またはある一時点の健康状態を基に保険料を決める従来の生命保険とは一線を画し、加入後毎年の健康診断や日々の運動等、継続的な健康増進活動を評価することにより、「リスクそのものを減少させる」ことを目的とした商品。Vitalityの理念・目的に共感していただいたパートナー企業から特典(リワード)を提供。 
2018(平成30)年	4月 7月 10月 11月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設 “住友生命「Vitality」”発売 ソニー生命と業務提携 アクサ生命と業務提携 アクサ生命と「ウェルエイジング共創ラボ」開設	
2019(令和元)年	4月 6月 8月 10月	「parkrun」日本初開催 シングラライフへ出資 アイアル少額短期保険の子会社化 “住友生命「Vitality」プラザ”の展開 「ウェルエイジングサポートあすのえがお」開始	アイアル少短子会社化(2019年) 特定のマーケットニーズに対応した商品を機動的に開発・販売するアイアル少額短期保険を通じて、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」を推進。
2020(令和2)年	3月 11月	「認知症PLUS」発売 「SUMISEI INNOVATION FUND」を設立	
2021(令和3)年	1月 3月 4月	給付金請求手続きのデジタル化開始 「がんPLUS ALIVE」発売 温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた削減目標の設定	「住友生命グループVision2030」策定(2023年) サステナビリティ経営方針の実現に向け、「住友生命グループVision2030」を策定。2030年に向けたグループの目指す姿を「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」と定め、1人でも多くのステークホルダーにウェルビーイングの価値を提供していく。
2022(令和4)年	3月 5月	“住友生命「Vitality」”累計100万件突破 「スミセイの認知症保険」発売 サステナビリティ経営方針の制定	
2023(令和5)年	3月 4月 12月	「住友生命グループVision2030」策定 住友生命グループGHG排出量削減目標の設定 「Vitalityスマート」発売 プリバントのグループイン	「住友生命グループVision2030」策定(2023年)
2024(令和6)年	3月 6月 9月	シングラライフの完全子会社化 「Vitality福利厚生タイプ」発売 「3大疾病PLUS ALIVE」発売	シングラライフ 完全子会社化(2024年) 世界最先端のデジタル技術やビジネスモデルを取り入れていくことを目指し、2019年にシングラライフに初回出資。完全子会社化によりグループシナジーの発揮・最大化を推進。 
2025(令和7)年	1月 3月	“住友生命「Vitality」”累計200万件突破 「Chakin」発売	
2026(令和8)年	1月 2月 3月	「Vitalityワーク」100自治体との実施達成 「ドルつみ Vitality」発売 「スミセイ版健康寿命」を用いた「スミセイ版健康寿命レポート」の企業向け提供開始 「Vitality 福利厚生タイプ総合プラットフォーム」を提供開始	「ドルつみ Vitality」発売(2026年) 資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる業界初(※)の仕組みを備えた生命保険「ドルつみ Vitality」を発売。 ※2025年9月時点 住友生命調べ 

住友生命グループのあゆみ（沿革）

105

106

◆主要な事業の内容及び組織の構成

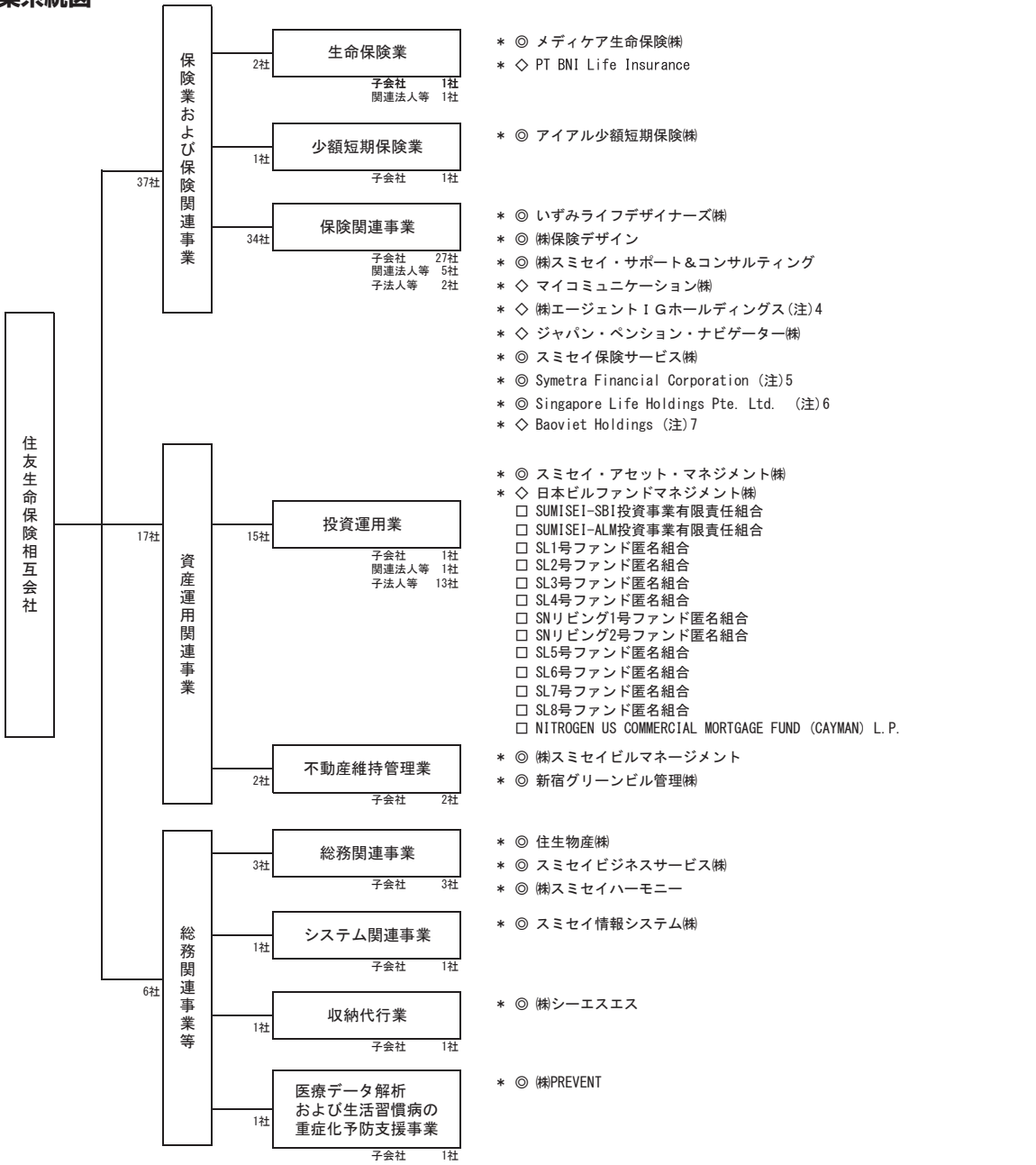
当社および子会社等が行っている主要な事業の内容及び組織の構成は次のとおりです。

1. 主要な事業の内容

a.保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社ほか1社が生命保険業を、アイアル少額短期保険株式会社が少額短期保険業を行っています。国内の保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社ほか3社が保険募集業を、株式会社エーエージェント I Gホールディングスが持株会社として保険関連事業を、その他に2社が確定拠出年金運営管理業・生保確認業を行っています。海外の保険関連事業については、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.、Baoviet Holdings が金融持株会社として、保険関連事業を展開しています。

2. 事業系統図



b.資産運用関連事業

スミセイ・アセット・マネジメント株式会社ほか14社が投資運用業を行っています。また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメントほか1社が行っています。

c.総務関連事業等

住生物産株式会社ほか2社が総務関連事業、スミセイ情報システム株式会社がシステム関連事業、株式会社シーエスエスが収納代行業を行っています。また、株式会社PREVENTが医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業を行っています。

(注) 1. 本図は2026年3月31日現在の状況です。
2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)、「□」を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。
3. 「＊」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。
4. 当社の国内関連法人であった㈱エーエージェント・インシュアランス・グループが持株会社の設立および株式移転を行ったため、2025年7月1日付で、当社の国内関連法人は㈱エーエージェント I Gホールディングスに変更となりました。
5. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど16社も、当社の子会社および子法人等となります。
6. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社であるSingapore Life Ltd. など7社も、当社の子会社となります。
7. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。

◆子会社等に関する事項

【国内】

2026年3月31日現在						
会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額 (単位：百万円)	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決権の割合(%)
メディケア生命保険(株)＊	東京都江東区深川1-11-12	80,000	生命保険業	2009/10/ 1	100.00	—
アイアル少額短期保険(株)＊	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18	299	少額短期保険業	1984/ 4/25	100.00	—
いずみライフデザイナーズ(株)＊	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	1983/ 1/ 4	100.00	—
(株)保険デザイン＊	大阪府大阪市西区西本町2-3-10	20	保険募集業	2008/ 7/ 1	95.00	—
(株)スミセイ・サポート&コンサルティング＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	保険募集業	1995/ 4/ 3	100.00	—
マイコミュニケーション(株)＊	愛知県名古屋市中区葵3-19-3	76	保険募集業	2000/ 5/ 1	43.00	—
(株)エーエージェントIGホールディングス＊	東京都新宿区市谷本村町3-29	397	持株会社	2025/ 7/ 1	20.93	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)＊	東京都中央区八重洲1-3-4	1,600	確定拠出年金運営管理業	2000/ 9/21	15.95	—
スミセイ保険サービス(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	1978/ 5/ 1	80.00	20.00
スミセイ・アセット・マネジメント㈱＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	100	投資運用業	2022/ 4/ 1	100.00	—
日本ビルファンドマネジメント(株)＊	東京都中央区日本橋室町2-3-1	495	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000/ 9/19	35.00	—
(株)スミセイビルマネージメント＊	東京都中央区日本橋小網町14-1	100	不動産維持管理業	1967/ 6/ 1	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)＊	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	1985/10/30	3.52	61.17
住生物産(株)＊	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	1969/ 1/13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	事務処理代行業	1985/ 1/ 4	100.00	—
(株)スミセイハーモニー＊	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	2001/ 2/ 1	100.00	—
スミセイ情報システム(株)＊	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピューター関連業務	1971/ 5/12	100.00	—
(株)シーエスエス＊	大阪府大阪市中央区備後町3-6-2	10	収納代行業	1976/ 2/16	100.00	—
(株)PREVENT＊	愛知県名古屋市中区葵1-26-12	100	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016/ 7/15	100.00	—

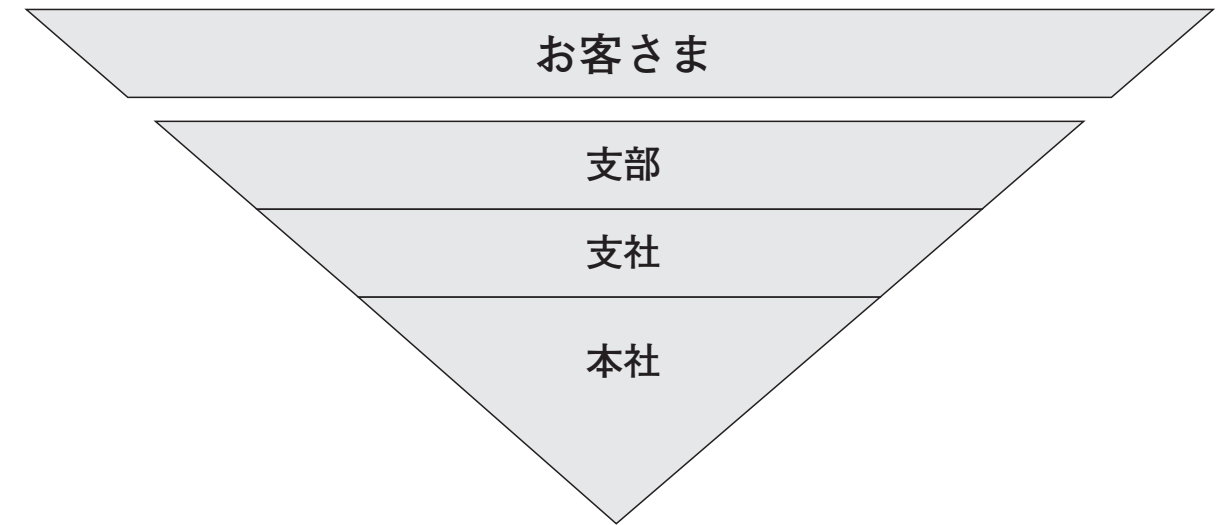
(注) 1. 「＊」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. 投資運用業を行う SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合ほか11社も、当社の子法人等となります。

【海外】

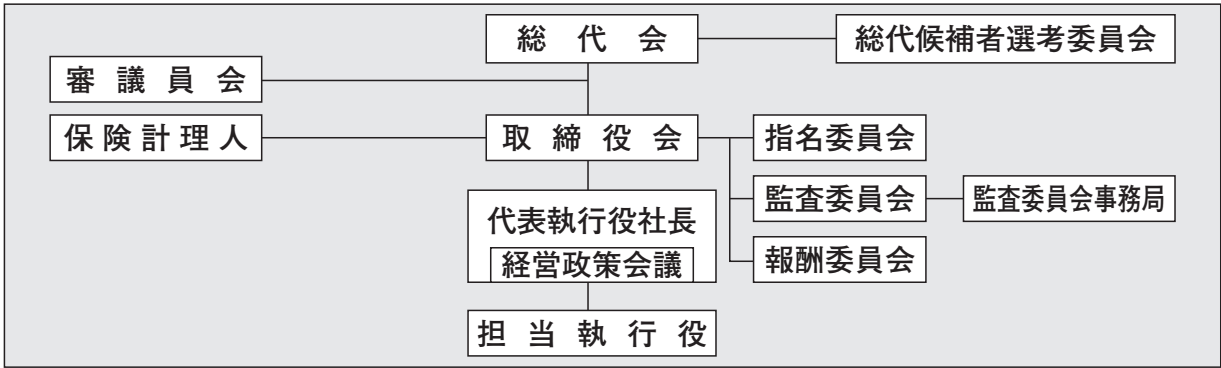
2026年3月31日現在						
会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は 総出資者の議決権に 占める当社の保有議決権の割合(%)
PT BNI Life Insurance ＊	Centennial Tower, Jl. Gatot Subroto Kav 24-25, Jakarta 12930, Indonesia	300,699百万 インドネシア ルピア	生命保険業	1996/11/28	39.99	—
Symetra Financial Corporation＊	777 108 th Avenue NE, Suite 1200, Bellevue, Washington, USA	1米ドル	金融持株会社	2004/ 2/25	100.00	—
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.＊	5 Straits View, #1-18, The Heart, Singapore 018935	2,258百万 シンガポールドル	金融持株会社	2020/ 7/17	100.00	—
Baoviet Holdings ＊	No. 8, Le Thai To Street, Hoan Kiem Ward, Hanoi	7,423,227百万 ベトナムドン	金融持株会社	2007/10/15	22.08	—

(注) 1. 「＊」を表示した会社は、2026年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど16社も、当社の子会社および子法人等となります。
3. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の子会社であるSingapore Life Ltd. など7社も、当社の子会社となります。
4. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。
5. 投資運用業を行う NITROGEN US COMMERCIAL MORTGAGE FUND (CAYMAN) L.P. も、当社の子法人等となります。

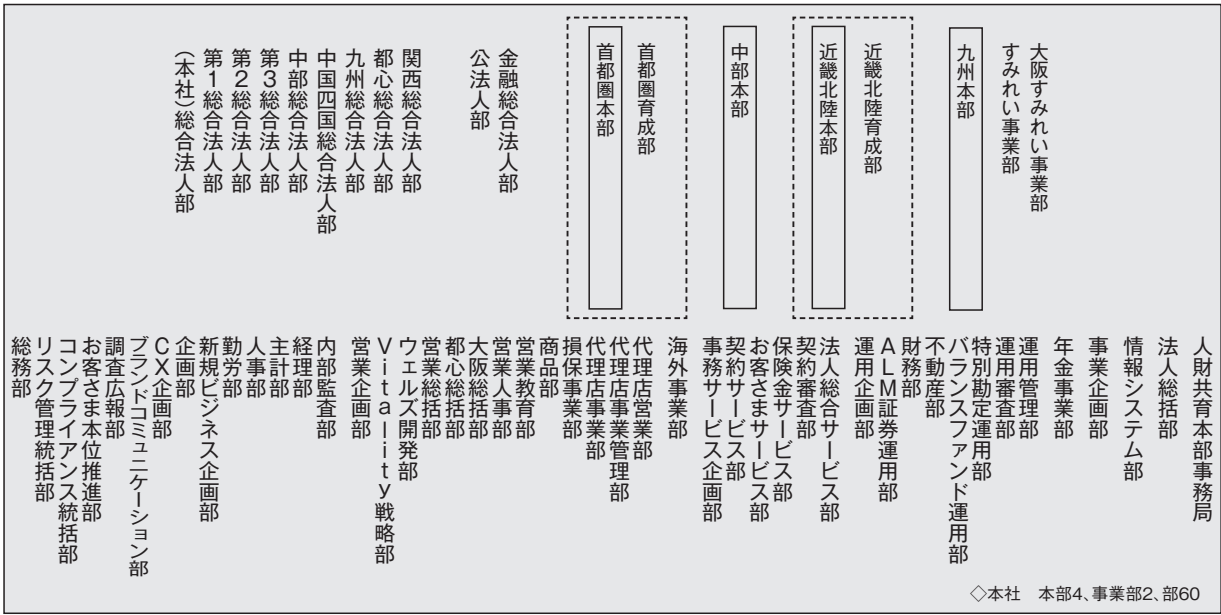
◆組織図(2026年4月1日現在)



●経営組織



●本社



●支社

◇支社90

◆組織の概況

支社等の状況

区分	2024年度末	2025年度末
支社	90	90
事業部	2	2
支部	1,536	1,532
合計	1,628	1,624

従業員の内籍・採用状況

区分	2024年度末 在籍数	2025年度末 在籍数	2024年度 採用数	2025年度 採用数	2025年度末	
					平均年齢	平均勤務年数
職 員	10,406名	10,427名	497名	542名	47歳 6ヶ月	17年 5ヶ月
(男 性)	4,028	4,021	117	165	47歳 7ヶ月	22年 0ヶ月
(女 性)	6,378	6,406	380	377	47歳 4ヶ月	14年 6ヶ月
(総合キャリア職員)	4,016	4,099	113	175	46歳 3ヶ月	22年 6ヶ月
(ビジネスキャリア職員)	4,391	4,465	255	248	45歳 8ヶ月	15年 2ヶ月
営業職員	31,911名	32,445名	5,041名	5,453名	46歳 3ヶ月	12年 4ヶ月
(男 性)	330	331	17	30	49歳 5ヶ月	16年 9ヶ月
(女 性)	31,581	32,114	5,024名	5,423名	46歳 2ヶ月	12年 3ヶ月
(定地型支部長・営業管理職・総合営業職員)	3,100	3,141	173	193	40歳 5ヶ月	14年 1ヶ月
(上記以外の営業職員)	28,811	29,304	4,868名	5,260名	46歳10ヶ月	12年 2ヶ月

平均給与月額(職員)

区分	2024年度末	2025年度末	前年比
職 員	37.0	38.4	+3.8%

(注) 平均給与月額は、各年度末3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

平均給与月額(営業職員)

区分	2024年度	2025年度	前年比
営業職員	28.3	29.2	+3.2%

(注) 平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	2024年度の実績	2025年度の実績
全 労 働 者	42.3 %	43.3 %
正 規 労 働 者	42.1 %	43.4 %
(職 員)*	54.7 %	56.0 %
(うち総合キャリア職員)	76.4 %	76.7 %
(うちビジネスキャリア職員)	126.1 %	119.2 %
(うち定地型支部長・営業管理職・総合営業職員)	84.5 %	87.4 %
(営業職員)*	89.9 %	86.3 %
パート・有期労働者	59.6 %	61.5 %

※定地型支部長・営業管理職・総合営業職員は「職員」に含みます。

(注) 対象期間 : 2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
賃金 : 基準給与・基準外給与(時間外手当等)・賞与・通勤費等の合計。ただし、退職給与・転居手当・自己賃借住宅補助金等を除きます。
正規労働者 : 出向者については、当社から社外への出向者・社外から当社への出向者のいずれも含みません。
パート・有期労働者 : オフィスパートナー、エキスパート、コンサルティングスタッフ等を含み、派遣スタッフ等を含みません。
パート労働者については、正規労働者の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。

補足説明 :

- 就業規則その他の社内規程において男女による差はなく、男女の賃金の差異は主に職種別の男女構成比の差によって生じています。
- また、以下の事項も男女の賃金の差異の要因となっています。
 - 過去に家庭の事情等で退職した女性職員が多く、現在在籍する女性職員の勤続年数が男性と比較して短いこと
 - 転居を伴う異動の対象となる職種の職員に男性が多いこと(転居を伴う異動の対象となる職種の職員には手当等を支給しています。)
- 多様な人材が、公平な環境で、互いを尊重しながら自分らしく活躍できる、働きがいのある職場づくりを進めています。女性の活躍推進については、女性管理職の育成とキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスと柔軟な働き方の推進、意識改革・風土醸成等の取組みを実施しています。また、2030年度末までに、管理職に占める女性比率50%以上かつ部長相当職に占める女性比率15%以上を目指す行動計画を策定しています。こうした取組みを通じ、男女の賃金の差異の縮小を図っていきます。

◆教育研修制度

一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、職員の能力開発およびキャリア形成に、積極的に取り組んでいます。ここでは、職種ごとの研修制度を紹介します。

【営業職員の教育・研修制度】	【ビジネスキャリア職の教育・研修制度】
個人の成長ステップに応じたきめ細やかな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムを用意しています。これにより、保険の社会的意義の理解、社会保障制度・生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識に加え、お客さまの健康増進に寄与するための健康知識の習得を通じて、お客さま・社会の「ウェルビーイング（よりよく生きる）」に貢献できる（豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた）人財の育成を目指しています。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得を推進しています。また、AIを活用したトレーニングシステム、顧客情報管理システムを導入し、スキルや顧客接点業務の標準化を図り、質の高いコンサルティングを実践できる環境を整備しています。	ビジネスキャリア職として求められる「コンピテンシー（目指す人財像）」の習得や、確かな知識と高い対人対応力でお客さまサービス業務の中心的役割を果たすことができる人財の育成を目的として研修を実施しています。 （入社時研修、フォロー研修、3年目研修など） その後は、各分野でのプロフェッショナルや指導職としての活躍を支援するため、公募型研修やセミナーを実施しています。 （キャリアプランに合わせ、総合キャリア職への職種変更も可能）
【総合キャリア職の教育・研修制度】	【総合営業職の教育・研修制度】
初期育成期間（3年間）は、総合キャリア職として求められる「コンピテンシー（目指す人財像）」の習得や、入社初期からの「主体的なキャリア形成」を主な目的として研修を実施しています。 （入社時研修、フォロー研修、営業活動実践研修、3年目研修など） その後は、上記目的に加え、特にリーダーシップやマネジメントスキルの強化など、会社をリードする中核人財へのさらなる成長を目的とした研修を実施しています。 （4年目研修、8年目研修など）	入社後5年間を「初期教育期間」と位置づけ、保険のコンサルティング営業力と総合的な金融知識を身につけ実践できるよう教育育成制度を設けています。 具体的には、保険コンサルティングのプロとして、お客さまのご要望に的確にお応えするため、OJTによる金融知識・コミュニケーションスキル・人間力向上のための、きめ細やかな指導、Off-JTによる金融リテラシーの向上に向けた研修やキャリアアンカー形成の機会を提供しています。 また、顧客情報管理システムを導入し、質の高いコンサルティングを実践できるよう環境を整備しています。 さらに、指導者層を対象とした指導スキルやマネジメントスキルの向上、キャリア形成のための研修も構築しています。

◆業務提携を通じた商品展開

時節を捉えた柔軟な対応として、業務提携を行うことで、お客さまの幅広いニーズにお応えしています。

【法人向け商品の充実】	【損害保険事業への取組み】
多様化するお客さまのニーズにより一層お応えすることを目的に、2016年10月に基本合意した業務提携を受けて、2017年4月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、エヌエヌ生命の法人向け定期保険を販売しています。	お客さまへのより一層のサービスの拡充を目的に、2008年9月に三井住友海上火災保険株式会社と業務提携強化の基本合意を行い、2009年10月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、全面的に同社の損害保険商品を販売しています。また、2025年9月にアニコム損害保険株式会社および三井住友海上火災保険株式会社と業務提携契約を締結し、アニコム損害保険株式会社のペット保険を販売開始するなど、保障領域の拡大を進めています。 引き続き、お客さまとご家族の人生におけるあらゆるリスクをカバーする生保・損保一体での「総合生活保障」をお届けしていきます。
【米ドル建保険の販売】	
国内外の金利環境を踏まえ、多様化するお客さまのニーズにより一層お応えすることを目的に、2018年7月にソニー生命と業務提携を行い、2019年1月から住友生命の営業職員チャンネルにおいて、ソニー生命の米ドル建保険を販売しています。	

◆住友生命サービス網(2026年7月1日現在)

本社・東京本社

	所在地	電話番号
本社	〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東京本社	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1	(03) 3273-8000

法人取引関係部門

	所在地	電話番号
（本社）総合法人部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
関西総合法人部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6937-1851
第1総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第2総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
第3総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
中部総合法人部	〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル18F	(052) 265-8114
中国四国総合法人部	〒730-0037 広島市中区中町7-22 住友生命広島平和大通りビル4F	(082) 236-8390
九州総合法人部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	(092) 409-6128
都心総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
公法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
金融総合法人部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8560
法人総括部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8580
法人総合サービス部	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1-4-70 住友生命OBPプラザビル	(06) 6947-3381
年金事業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	(03) 6664-8650
代理店事業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	—
代理店営業部	〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲	—

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506

支社・ご来店サービスセンター(SC)・本部・すみれい事業部・海外駐在員事務所
(2026年7月1日現在)

※ご加入の生命保険に関するお問い合わせ、お手続きは前ページに記載の
スミセイコールセンターまでお願いします。

支社・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所 在 地	電話番号
札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3379
旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 TK フロンティアビル4F	(0166) 23-4778
釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 SS青森ビル8F	(017) 723-1513
盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 甲南アセット盛岡ビル4F	(019) 651-6713
仙台支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 13F	(022) 222-3982
秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 山ニビル1F	(018) 833-4179
山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル4F	(023) 622-1444
福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル7F	(028) 622-6545
小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 三共小山ビル4F	(0285) 25-9984
群馬支社	371-8539	前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル9F	(027) 289-8430
水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル4F	(029) 224-9113
新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-3-1 INPEX新潟ビルディング3F	(025) 243-1143
長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 グラン長岡6F	(0258) 33-5518
東京ご来店SC (完全予約制)	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル1F	(03) 3527-2571
東京中央支社	104-0031	中央区京橋1-12-2 住友生命八重洲東ビル6F	(03) 3272-8022
東京東支社	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
江東臨海支社	136-0071	東京都江東区亀戸2-18-10 住友生命亀戸駅前ビル4F	(03) 5875-1802
新宿支社	160-0023	新宿区西新宿1-21-1 明宝ビル11F	(03) 3348-6833
渋谷支社	150-0031	東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター14F	(03) 6416-5707
東京北支社	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 NBF池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
都北支社	115-0055	東京都北区赤羽西1-7-1 ハルロード3 11F	(03) 5948-8523
東京南支社	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 立川錦町SSビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677

名称	〒	所 在 地	電話番号
山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生・りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
柏常総支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 日進熊谷ビル5F	(048) 521-4045
埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	212-0014	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー6F	(044) 280-6233
南神奈川支社	247-0056	鎌倉市大船2-18-26 住友生命大船ビル2F	(0467) 38-5366
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル4F	(0463) 21-1624
町田支社	194-0021	町田市市中町1-25-14 武藤ビル3F	(042) 726-4314
長野支社	380-8557	長野市中御所180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 リーガル松本ビル4F	(0263) 32-0355
岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 G-frontⅡ4F	(058) 265-1423
静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル2F	(054) 254-5496
浜松支社	430-0946	浜松市中央区元城町216-1 浜松城公園南ビル6F	(053) 454-4463
沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
愛知中央支社	460-0008	名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル2F	(052) 265-6541
愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 アドバンス・スクエア岡崎西館4F	(0564) 21-2143
三重支社	514-8566	津市栄町2-309 住友生命津ビル1F	(059) 227-0113
富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル2F	(076) 441-2373
金沢支社	920-0869	金沢市上堤町1-18 住友生命金沢上堤町ビル7F	(076) 231-1283
福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
滋賀支社	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F	(077) 522-5303
京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入 月鉾町62 住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
大阪ご来店SC (完全予約制)	540-0001	大阪市中央区城見1-4-24 OBPキャッスルタワービル1F	(06) 6937-2121

名称	〒	所 在 地	電話番号
大阪中央支社	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル4F	(06) 6244-9066
大阪団体支社	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
天王寺支社	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 サンビル阿倍野7F	(06) 6647-7733
新大阪支社	564-0052	吹田市広芝町9-28 江坂三生ビル6F	(06) 6369-7930
茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 現代茨木ビル3F	(072) 633-1442
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル4F	(072) 952-3660
京阪支社	573-0027	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル7F	(072) 238-7062
岸和田支社	596-0053	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-6-1 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
神戸支社	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 姫路NKビル2F	(079) 224-1883
明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 エヌグラン明石8F	(078) 917-1495
鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 甲南アセット松江ビル4F	(0852) 22-2257
岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210

本部

首都圏本部	160-0003	新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル8F・11F	
中部本部	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル17F・18F	

すみれい事業部

すみれい事業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
---------	----------	--------------------------------	----------------

海外駐在員事務所

ニューヨーク 駐在員事務所	260 Madison Avenue 8th Floor New York, NY 10016,U.S.A	(212) 572-4809
ハノイ 駐在員事務所	3F, No. 8 Le Thai To, Hang Trong Ward, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam	(24) 3946-0444

名称	〒	所 在 地	電話番号
広島支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 広島稲荷町NKビル8F	(082) 261-5283
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 福山ビル8F	(084) 924-1168
山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 両備高松ビル7F	(087) 821-4443
松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
新居浜支社	792-8575	新居浜市新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル8F	(088) 822-2103
福岡支社	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル11F	(092) 409-6120
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 アースコート堺町BLDG9F	(093) 531-2883
佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル9F	(095) 826-3276
熊本支社	860-8587	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル9F	(097) 535-1779
宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 オーシャン高千穂通り4F	(0985) 26-1613
鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

近畿北陸本部	541-0041	大阪市中央区北浜1-9-11 住友生命大阪北浜ビル3F	
九州本部	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル8F	

大阪すみれい 事業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345
---------------	----------	--------------------------------	----------------

ロンドン 駐在員事務所	IWG, 3rd Floor, New Broad Street House, 35 New Broad Street, London EC2M 1NH, U.K.	(20) 7194-7530
北京 駐在員事務所	100004 中華人民共和国北京市朝陽区 東三環北路5号北京發展大廈1幢7階719室	(10) 6561-6120

◆総代の数および選出方法について

総代の数

定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年(再任限度2期8年)とされており、その選出は2年ごとに定数の半数について行われます。総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、地域・年齢・職業等を考慮し、幅広く選出されています。また、総代会における総代による実質的な審議および議決権行使を通じて社員の意思を適切に経営に反映する観点から、当社の総代の定数は適正な水準にあると考えています。

総代の選出方法

総代の選出にあたっては、総代候補者選考委員会が総代候補者を決定したうえで、全社員による信任投票を経て総代が選出されます。当社においては、総代候補者は次の二種類の方法により決定することとしており、総代の多様性確保にも努めております。なお、総代の定数180名のうち、最大20名を立候補による定数としています。

- ・総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者
地域・年齢・職業等のバランスを考慮し、総代候補者選考委員会が幅広い層の社員の中から推薦する候補者です。
- ・立候補による総代候補者
総代候補者選考委員会が行う公募に対して、社員が自ら「立候補」することによる候補者です。

総代候補者資格要件

1.総代候補者の資格基準	a.当会社の社員である人 b.総代としての就任期間が2期を超えない人 c.他の生命保険会社の総代に就任していない人 d.当会社の現職役員または従業員でない人
2.総代候補者に求められる要件	a.生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人 b.総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人 c.当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人 d.以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人 (1)保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人 (2)専門的な観点から提言等を行うことが可能である人 (3)会社経営(マネジメント)の観点から提言等を行うことが可能である人

総代候補者選考基準

1.総代の地域別定数割当基準	総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合に基づいて算出した定数が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
2.総代の構成基準	多様性とそのバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

◆総代〈都道府県別五十音順、敬称略 2026年7月2日現在〉

都道府県	氏 名	職 業
北海道	天内 健吾	株式会社天内工務店 代表取締役社長
同	井上 雄樹	弁護士
同	鎌田真梨子	主婦
同	喜多美千代	日本郵便株式会社 勤務
同	栗山佐也香	社会福祉法人ろく舎 理事長
同	佐藤 泰範	株式会社北海道銀行 常務執行役員
同	佐野 敏之	株式会社佐野自動車工業 代表取締役社長
同	東野有希子	株式会社ホクレン商事 勤務
同	若狭 牧子	株式会社オールフォー 代表取締役
青森県	坂本 朋子	興陽電設株式会社 代表取締役社長
同	一崎 文江	一般社団法人日々木の森 代表理事
岩手県	柴田 千春	第一商事株式会社 代表取締役社長
同	菅原 和宏	株式会社岩手銀行 取締役常務執行役員
宮城県	菊地 綾乃	株式会社あいあーる 相談役
同	小林 寛	株式会社七十七銀行 代表取締役副頭取
秋田県	奥 真由美	一般社団法人セイルオン・ジャパン 代表理事
山形県	高橋 修	ネットヨク山形株式会社 代表取締役社長
福島県	遠藤 勝利	株式会社東邦銀行 専務取締役(代表取締役)
茨城県	岡田 幸彦	筑波大学システム情報系社会工学域 教授
同	勢子 映美	株式会社高萩エンジニアリング 勤務
同	中庭 芳子	主婦
同	森田 慶一	社会福祉士
栃木県	梶原 義之	株式会社ボラリス 勤務
同	郡司 成江	総美有限会社 代表取締役社長
同	清水 和幸	株式会社足利銀行 代表取締役頭取
群馬県	相川 愛	株式会社アイ・ティ・エス 常務取締役
同	住吉麻由子	株式会社グランティーナ 代表取締役社長
同	富岡 智子	有限会社富岡建材 勤務
同	堀江 信之	株式会社群馬銀行 相談役
埼玉県	粟井 智生	地方公務員
同	大熊 香織	カイロプラクティック&ビューティーサロンOHANA川越店 経営
同	大友 謙	元株式会社武蔵野銀行専務取締役
同	川岸 寿里	ジーイーエム株式会社 取締役
同	寺田 俊行	日本税理士協同組合連合会 勤務
同	米田 信江	ヘアーサロン ekka 経営
千葉県	東 敏広	セブンイレブン君津中富店 オーナー

総代候補者選考委員会が決定した個々の「総代候補者」に対しては、全社員による信任投票が行われ、不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

総代候補者選考委員会

総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

総代候補者選考委員会は、総代会に社員各層の意思が適切にかつ幅広く反映されるよう、総代候補者選考基準を制定しています。改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定めたうえで、「総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者」を決定します。

また、「立候補による総代候補者」の決定にあたり、社員が総代候補者に立候補する際の要件および要領、ならびに定数を超過した場合の決定方法等を定めます。

都道府県	氏 名	職 業
千葉県	稲村 幸仁	ちばぎん証券株式会社 取締役会長
同	戎井 昌彦	住友大阪セメント株式会社 勤務
同	木南 美穂	株式会社共立工機 専務取締役
同	高島 誠	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
同	武居 秀治	株式会社キッツ 執行役
同	田中 章浩	株式会社日立製作所 勤務
同	森川 智子	スターツアメニティー株式会社 勤務
東京都	青柳 英子	東京ビジネスサービス株式会社 勤務
同	石川 隆道	F P L証券株式会社 執行役員
同	江幡 吉昭	株式会社アレス・ファミリーオフィス 代表取締役
同	岡松 美樹	ティーコム株式会社 代表取締役社長
同	神尾 美穂	日本工営健康保険組合 勤務
同	小泉 博和	株式会社平沢商会 取締役
同	琴浦 諒	弁護士
同	高橋 建太	株式会社カウシェ 勤務
同	寺田 由理	株式会社竹中工務店 勤務
同	新野 隆	日本電気株式会社 取締役会長
同	野澤 康隆	トパーズ・リージョナル・パートナーズ株式会社 取締役
同	旗生 泰一	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 取締役社長
同	浜本健太郎	アサヒグループホールディングス株式会社 勤務
同	原田 直幸	原田会計士事務所 代表
同	平原 興	弁護士
同	藤井 亜紀	株式会社パソナ 勤務
同	町田 公志	元S Gホールディングス株式会社取締役
同	南 章行	株式会社クレストスキルパートナーズ 代表取締役
同	宮崎 裕士	弁護士
同	村田 陽子	G Eヘルスケア・ジャパン株式会社 勤務
神奈川県	秋山 栄二	株式会社風雅 代表取締役
同	伊藤 彰一	株式会社和キャピタル 専務取締役
同	今田 美子	株式会社Balance 代表取締役
同	上野 善	上野マリタイム・ジャパン株式会社 代表取締役社長
同	大谷 未栄	株式会社NTTファシリティーズ 勤務
同	川本 敏之	川本工業株式会社 取締役副社長
同	佐伯 友道	株式会社アイネット 代表取締役社長兼執行役員
同	津田 博之	アマノ株式会社 代表取締役会長
同	堤 晶希	川崎協同病院 勤務

都道府県	氏 名	職 業
神奈川県	中村 行宏	株式会社テレビ神奈川 特別顧問
同	野上 麻子	医師
新潟県	高橋 幸	株式会社長生園 代表取締役
同	高橋 信	株式会社第四北越銀行 代表取締役会長
同	松田 章奈	株式会社さきのブレイン 専務取締役
富山県	浦崎 滋	株式会社北陸銀行 取締役常務執行役員
同	大野 千晶	有限会社大野クレーン興業 取締役
石川県	山崎 勝	株式会社北國銀行 取締役常務執行役員
福井県	山内真由美	株式会社山内工業 取締役
山梨県	長澤 泰史	株式会社早野組 執行役員
長野県	熊谷 麻紀	主婦
岐阜県	伊藤 康子	ブレインシール株式会社 代表取締役社長
同	亀山 智睦	行政書士
静岡県	伊藤 公保	静岡県楽器製造協会 顧問
同	遠藤奈穂子	富士コミュニティエフエム放送株式会社 勤務
同	鈴木 良枝	主婦
同	町田 直弥	株式会社ノーベル 代表取締役
愛知県	井内 哲也	年金生活者
同	奥岡 克仁	C K D株式会社 代表取締役社長 C E O
同	加藤 英典	株式会社三省工房 取締役
同	佐藤 聡哲	ソフトバンク株式会社 勤務
同	塩谷 豊久	鹿島建設株式会社 勤務
同	田口 千代	株式会社三龍社 代表取締役副社長
同	森田 剛司	株式会社トウチュウ 代表取締役社長
同	渡部由美子	リ・ライフ株式会社 代表取締役
三重県	岸邊 均	元株式会社オリバー 常務取締役
同	東海 悟	株式会社三十三カード 代表取締役社長
滋賀県	魚住かおり	有限会社佐木板金工業 役員
同	丹波 卯子	株式会社うさぎメディケア 代表取締役
同	藤川 康二	株式会社N T S 勤務
京都府	小原紗矢香	株式会社レオパレス 2 1 勤務
同	中川 雅美	株式会社キューベル 勤務
同	松本 知香	主婦
大阪府	板倉 広起	丸大食品株式会社 勤務
同	上田 麗子	株式会社城南開発興業 取締役
同	香曾我部武	大和ハウス工業株式会社 代表取締役副社長 C F O
同	小竹 歩弓	株式会社ジェイテクトプレジジョンベアリング 勤務
同	園田 悦子	株式会社A S A G I 代表取締役
同	竹中佐江子	株式会社竹中製作所 代表取締役社長
同	竹野 英祥	タイゴー株式会社 代表取締役社長
同	田崎 一人	株式会社交野運送 代表取締役
同	辻 智久	ー富士フードサービス株式会社 取締役副社長
同	富田 陽子	弁護士
同	中村 恭将	MS&AD インターリスク総研株式会社 勤務
同	錦野 裕宗	弁護士
同	西村真喜子	株式会社住友倉庫 勤務
同	橋爪 秋子	くちは物産株式会社 代表取締役社長
同	橋本 真子	主婦
同	濱中 陽子	株式会社ハマキャスト 代表取締役
同	前田 智子	株式会社美装 代表取締役社長
同	南 篤子	株式会社和泉食品 取締役
同	山口 隆司	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
同	山崎 宏信	レンゴー株式会社 常務執行役員(上席)

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略 2026年7月2日現在〉

青木 博昭	弁理士
市川 聡	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社 代表取締役社長執行役員
大宮 克己	高周波熱錬株式会社 代表取締役社長執行役員
大森 剛	弁護士
越智 砂織	四天王寺大学経営学部経営学科 教授・企業経営専攻長

◆審議員〈五十音順、敬称略 2026年7月2日現在〉

石川 千晶	公認会計士
市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長
江川 昌史	アクセンチュア株式会社 代表取締役会長
金倉 譲	一般財団法人住友病院 院長
金高 雅仁	元警察庁長官
國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 名誉顧問

都道府県	氏 名	職 業
大阪府	和田 祐一	元日本ペイント・インダストリアルコーティングス株式会社取締役
兵庫県	江尻 祐	三井倉庫株式会社 勤務
同	鍛冶 竜也	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 勤務
同	澤田 拓子	塩野義製薬株式会社 副会長
同	澤田 洋明	サワダ精密株式会社 代表取締役社長
同	地主 滋	住友電気工業株式会社 勤務
同	高橋 孝一	ダイキン工業株式会社 取締役兼副社長執行役員
同	田島 乾	株式会社服部 代表取締役社長
同	津賀 一宏	パナソニック ホールディングス株式会社 特別顧問
同	堀井 安理	NTTドコモビジネスソリューションズ株式会社 勤務
同	前田 直子	株式会社ランゲージ・リソーシズ 勤務
奈良県	石田 諭	株式会社南都銀行 取締役頭取
同	田坂 隆之	大阪瓦斯株式会社 顧問
同	芳野 彰夫	近鉄ファシリティーズ株式会社 代表取締役社長
和歌山県	平根 愉美	有限会社プラスケア 勤務
同	御前 貴久	株式会社シュテルン和歌山 顧問
鳥取県	山下 弥生	株式会社F M鳥取 取締役
島根県	山口いずみ	株式会社彩雲堂 監査役
岡山県	大野佐智恵	有限会社共和熟研 取締役
同	皆木真由美	株式会社クロス 監査役
広島県	奥本 則子	株式会社オクモト 取締役
同	菅坂 典子	税理士
同	谷本しのぶ	主婦
同	檜原 勇作	株式会社アルカンシエル 代表取締役
同	廣江 裕治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役社長
同	諸岡 加奈	TOPPAN株式会社 勤務
山口県	野村 房代	C O S M E C H A R M 経営
徳島県	松崎美穂子	特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
同	吉本 智	税理士
香川県	田中 理	ケアドゥ株式会社 代表取締役
同	藤田 徳子	株式会社フェアリー・テイル 代表取締役
愛媛県	大下 宗亮	愛媛大学医学部附属病院 医療安全管理部助教
同	岡村 美鈴	株式会社タイキハウジング 代表取締役
同	西川 義教	株式会社愛媛銀行 頭取(代表取締役)
高知県	上田 由美	株式会社レボテック・クリーン 取締役
福岡県	井口 彩華	岡三証券株式会社 勤務
同	猪口 淳	株式会社ツルク 代表取締役
同	上村 徹	株式会社福岡銀行 常務執行役員
同	小原 尚利	医療法人清陵会南ヶ丘病院 院長
同	中村美樹夫	株式会社北洋建設 取締役常務
同	平岡 道代	有限会社平岡モータース 勤務
同	松本 美枝	株式会社イノウエ設備 勤務
佐賀県	原田 烈	株式会社バイオテックス 代表取締役
長崎県	渡海由貴子	医師
熊本県	塚田 利郎	株式会社風雅 代表取締役社長
同	中村 光宏	株式会社肥後ポリエチレン 代表取締役
大分県	織田 晃子	株式会社九州システム商会 代表取締役
同	河村 裕次	日本文理大学経営経済学部経営経済学科 教授
宮崎県	谷口 恭子	株式会社ハウザーライフ 取締役
鹿児島県	辻 み咲	株式会社勇見建設 取締役
沖縄県	山城 正保	株式会社沖縄銀行 代表取締役頭取
同	湧川 直明	沖縄ガス株式会社 代表取締役社長

高山 完圭	司法書士
出村 智陽	有限会社長谷川農産 勤務
徳本 穰	九州大学大学院法学研究院 教授・総長補佐
山川 悦子	トランスコスモス株式会社 勤務
横山 亜衣	株式会社スマイルプロデュース 代表取締役

菰田 正信	三井不動産株式会社 代表取締役会長
玉木林太郎	公益財団法人国際金融情報センター 理事長
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授
名和 高司	京都先端科学大学教授 兼一橋大学ビジネススクール客員教授
前野 マドカ	EVOL株式会社 代表取締役CEO

◆総代の構成(2026年4月1日現在)

① 年齢別構成

年 齢	構成比率
～29(歳)	0.6 (%)
30～39	5.6
40～49	25.3
50～59	39.3
60～69	24.2
70～	5.1

② 地域別構成

地 域	構成比率
北海道	5.1 (%)
東 北	5.1
関 東	31.5
中 部	13.5
近 畿	24.7
中 国	6.2
四 国	4.5
九 州	9.6

③ 保険種類別構成(契約件数)

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	11.9 (%)
		定期付終身保険	1.9
		利率変動型積立終身保険	21.2
		定期保険	0.0
		その他	27.9
	生死混合 保険	養老保険	0.8
		定期付養老保険	0.0
		生存給付金付定期保険	1.9
		その他	2.1
	生存保険	0.0	
個人年金保険			32.4

(注) 剰余金の分配(社員配当金)のない保険契約を除いております。

◆審議員の構成(2026年7月2日現在)

年齢別構成

年 齢	人 数
～59(歳)	1 (名)
60～69	4
70～	6
合 計	11 (名)

◆社員の構成(2026年3月31日現在)

① 年齢別構成

年 齢	構成比率
～29(歳)	4.5 (%)
30～39	9.5
40～49	14.7
50～59	23.4
60～69	20.5
70～	27.5

② 地域別構成

地 域	構成比率
北海道	3.1 (%)
東 北	7.6
関 東	29.3
中 部	17.2
近 畿	21.5
中 国	6.3
四 国	4.3
九 州	10.7

④ 職業別構成

職 業	人 数	構成比率
会社員	39(名)	22.0 (%)
主婦	6	3.4
大学教授	4	2.3
言論界・ジャーナリスト	0	0.0
弁護士・医師	9	5.1
自営業者	62	35.0
会社役員	35	19.8
その他	22	12.4

(注1) 職業別の構成比率は金融庁あて報告基準に基づいて算出しております。

(注2) 2026年7月2日現在の内容です。

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	構成比率
～2005年度	31.5 (%)
2006年度～2010年度	14.0
2011年度～2015年度	20.2
2016年度～2020年度	23.6
2021年度～	10.7

◆総代会の主な質疑応答

外部環境の変化を踏まえた 今後の見通し
中東情勢の悪化に伴う原材料不足が広がる中、無形商品を扱う当社において想定される影響と、職員への影響およびその対応方針について教えてください。
国内市場の縮小が見込まれる中、国内の年換算保険料の今後の見通しと、海外事業を含めたグループ全体の成長イメージについて伺いたい。

回 答

●中東情勢は一時期より落ち着きを見せているものの、金融市場の変動や物価上昇が長期化した場合には、資産運用面や営業活動面に影響が生じる可能性があります。

●そのため、資産運用面では、投資先の分散やリスク管理の徹底により、市場環境の変化にも柔軟に対応できる体制を整えており、今後も市場動向を注視しながら適切に対応してまいります。

●また、営業活動面では、物価上昇がお客さまの家計に影響を及ぼし、消費行動の変化につながる可能性があることに加えて、物価上昇を上回る賃金上昇が見込めない場合には、職員の離職リスクの高まりも懸念されます。

●さらに国内市場の縮小も見込まれる一方で、平均寿命は伸長しており、公的保障を補完する私的保障への需要は引き続き大きいと考えています。また、非婚化・晩婚化の進展等により、若い世代を中心に資産形成ニーズもさらに高まるものと見ています。

●このような環境のもと、年換算保険料については、Vitalityによる健康増進や医療・介護保障、資産形成のニーズに応える商品・サービスの提供を通じて、着実な成長を目指してまいります。

●加えて、販売チャネルの多様化や、子会社との連携によるマルチプロダクト戦略を通じて、国内事業全体として安定的な成長を実現してまいります。

●また、海外事業において米国および東南アジアは、今後も成長が期待される市場であり、出資先の事業拡大に加え、さまざまな分野でのシナジー創出を進める中、年換算保険料についても、国内事業を上回る成長率を見込んでいます。

●国内外の環境変化は当社にとってリスクである一方、新たなニーズや成長機会を生み出すものという認識のもと、保障の提供にとどまらず、お客さま一人ひとりの人生に寄り添う会社へと進化してまいります。

法人向けソリューション・ 健康経営
禁煙の社内浸透に向けて、禁煙がもたらすウェルビーイングへの影響を見える化できる取組みがあれば紹介いただきたい。
法人向けソリューションサービスの活動内容、および今後の方針について伺いたい。

回 答

●多様化・複雑化する社会環境の中で、企業の様々なニーズに対し、適切なソリューションを提供することが重要であると考えています。

●その一環として、企業の健康経営の支援を進めており、「Vitality福利厚生タイプ」の提供にあわせて、「スミセイ版健康寿命レポート」というサービスを一部の団体から順次提供を開始しています。

●本サービスでは、健康診断結果や生活習慣データをもとに従業員の健康寿命を「見える化」するとともに、健康寿命延伸に向けた課題とあわせて、禁煙セミナーや企業向け禁煙プログラムなどの具体的なアクションプランを提示することで、より実効性のある健康増進施策が可能となっています。

●なお、企業向け禁煙プログラムについては、当社においても実施しており、昨年度は参加者の半数以上が卒煙に成功しました。

●また、法人向けソリューションサービスとしては、ビジネスマッチングや各種セミナー、健康経営支援、F P・経営の相談などのサービスを提供しています。ビジネスマッチングでは、当社のネットワークを活用し、販路拡大や協業先の紹介など、地域を越えた企業同士のつながりを創出する取組みを進めています。

●これらの取組みを通じて、企業および従業員のウェルビーイング、ひいては企業価値の向上に向けて取り組んでまいります。

海外事業戦略について

国内市場の縮小が見込まれる中、海外事業を今後どのような成長戦略として位置付けているのか伺いたい。また、海外事業の強化に向けた今後の投資方針や、新たな投資先を選定する際の考え方についても教えてほしい。

回 答

- 当社では、国内市場の縮小が見込まれる中、海外事業を重要な成長戦略の一つと位置付けています。相互会社である当社にとって、契約者が最大のステークホルダーであり、海外事業についても、契約者への還元や国内事業の持続可能性向上につながる取組みとして推進しています。
- 具体的には、事業を複数の国・地域に分散することでリスクを低減させるとともに、成長が期待される海外の生命保険市場を取り込むことで収益力の向上を目指しています。また、2035年度には海外事業基礎利益2000億円を目標としています。
- 加えて、海外事業の拡大だけでなく、海外で培った知見やノウハウを国内事業へ還元し、新たな商品・サービスの開発や収益機会の創出につなげることも重視しています。
- 今後の投資にあたっては、各国市場の成長性や事業環境の安定性に加え、当社と経営理念やビジョンを共有し、中長期的な協業関係を構築できるパートナーであるかといった観点を総合的に勘案し、投資先を選定してまいります。
- 契約者からお預かりした大切な保険料を原資としていることを踏まえ、今後もリスク管理を徹底しながら、持続的な成長と企業価値向上につながる適切な投資を進めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの実効性向上

総代制度を含むガバナンス体制について、経営監督機能の実効性の評価、および今後の高度化に向けた取組みについて説明いただきたい。

回 答

- ガバナンスとは単に制度を整備することではなく、「お客さまや社会の声に真摯に耳を傾け、それを経営の意思決定に反映し続けること」であると考えています。
- 当社は相互会社であり、契約者が会社の構成員となるため、契約者の意思を経営に適切に反映することが重要であり、その中心的な役割を担うのが、総代会です。
- 総代会の実効性向上に向けては、総代の皆さまとの対話の充実に継続的に取り組んでおり、昨年には定款を変更し、新たに総代立候補制を導入しました。
- また、総代会に先立って開催する「ご契約者懇談会」についても、土曜日開催の「オンラインご契約者懇談会」を実施するなど参加機会の拡充により、多様なご意見を経営に反映できる仕組みづくりを進めています。
- 加えて、経営監督機能の実効性向上について、取締役会では、重要な経営課題やリスクについて十分な議論が行われているか、また経営戦略や資本政策が中長期的な企業価値向上につながっているかといった観点から、毎年実効性評価を実施し、その結果を踏まえた改善を重ねています。
- 当社は2015年から指名委員会等設置会社へ移行し、監督と執行を明確に分離していることに加え、社外取締役が過半数を占める取締役会において、多様な知見と独立した視点から経営を監督する体制を整えています。
- 引き続き、透明性・客観性・実効性の向上に努め、契約者利益の最大化と「対話を起点に変化し続ける経営」を目指してまいります。

◆ご契約者懇談会でのご意見・ご要望の例

Vitalityアプリの操作方法に関するサポート体制について教えてほしい。

“住友生命「Vitality」”に関するサポート体制については、専用のお問い合わせ窓口として「Vitalityサービスセンター」を設置し、Vitalityアプリの操作に不安をお持ちのお客さまにも安心してご利用いただける環境を整えています。

また、担当の営業職員からは、会員登録をはじめとしたアプリ操作のサポートや健康増進活動の取組状況の確認、ステータスアップに向けたアドバイス、最新情報のご案内など、幅広いサポートを実施しています。

これらのサポートに加えて、Vitalityアプリの利便性向上にも継続して取り組んでおり、2025年4月には、より使いやすくご利用いただけるようデザインを見直したほか、健康状態・運動・食生活などに関する質問に回答することで現在の健康状態を把握することができる「オンラインチェック」についても回答しやすい形式へアップデートしました。

今後も、お客さまサポートの充実を図るとともに、アプリの利便性向上に努めてまいります。

昨今の金利上昇が、保険商品の魅力向上や契約者配当の増加にどのような影響を与えるのか。

保険商品の魅力向上の観点では、足もとの金利環境等を踏まえ、一時払終身保険や個人年金保険について予定利率の引上げを行っています。その他、保険金据置利率などの利率に関しても段階的に引き上げています。

また、契約者配当の観点では、外部環境を踏まえた機動的な資産運用戦略による収益力の向上等を通じて、安定した剰余を確保しています。低金利環境下においては死差益配当や長期継続配当を中心に増配を行ってきましたが、2024年度決算に基づく契約者配当においては、足もとの金利環境等を踏まえ、利差益配当について増配を行っています。

今後も、商品魅力の向上および契約者配当の充実の両面から、お客さまへの還元を進めてまいります。

営業職員チャネルにおける今後のデジタル・AI活用に関する取組みを教えてください。

AIの活用については、2024年11月からAI顧客情報管理システム「いくなび」を全社展開するとともに、2025年4月から新人営業職員のスキル習得に向けたロールプレイングシステム「あイトレ」の運用を開始し、お客さま情報の充実化や指導力強化、顧客対応力向上を図ってまいりました。

そうした中、「住友生命グループ中期経営計画2028」では、AIをはじめとした技術革新を事業に積極的に取り組み、推進することにより、「人ならではの」価値の最大化を目指しています。

営業職員チャネルにおいては、営業活動支援、コンサルティングの高度化、事務プロセスの効率化など、人とデジタルの融合を一層進化させていきたいと考えています。

営業職員一人ひとりがお客さまへの価値提供を最大化し、お客さまの人生に伴走する姿を実現していくために、デジタル・AIを活用した取組みを進めてまいります。

社会貢献活動の取組みを教えてください。

当社は、豊かで明るい健康長寿社会の実現を目指し、健康増進や子育て支援をはじめとする社会貢献活動を積極的に推進しています。

健康増進の分野では、トップアスリートを招いた親子スポーツイベント「スミセイ「Vitality Action」」や、毎週土曜日に全国各地で開催される5kmのランニング・ウォーキングイベント「parkrun(パークラン)」への支援を通じ、地域における運動習慣の定着と健康づくりに寄与しています。

また、“住友生命「Vitality」”における「アクティブチャレンジ特典」の仕組みを活用し、Vitality会員の日々の健康増進活動を通じて、社会課題の解決に取り組む団体への寄付を行っています。

子育て支援においては、全国の放課後児童クラブ等へ多様なプログラムを無償で提供する「スミセイアフタースクールプロジェクト」や、子育て環境の向上に取り組む団体および女性研究者を表彰する「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施しています。

さらに、職員が自主的に参加するボランティア活動「スミセイヒューマニー活動」を継続し、地域社会との交流や課題への理解を深めるとともに、職員一人ひとりの社会貢献意識の醸成に努めています。

2026年度以降は、「住友生命グループVision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け、ウェルビーイングと将来世代への貢献を重点分野に据え、これらの取組みを一層発展させてまいります。

◆商品一覧

保険種類一覧

(2026年7月時点)

		被保険者契約年齢範囲																			
ご契約の目的		愛称・被保険者契約年齢範囲 ^{※1}																			
		0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	
「就労不能・介護保障」「死亡保障」 「認知症保障」「医療保障」「資産形成」 の中から必要な保障を組み立てて 準備されたい方に	特約組立型保険 利率変動型積立（終身）保険																				
最新の医療保障等をお望みの方に	利率変動型積立（終身）保険																				
充実した医療保障をお望みの方に	医療保険																				
健康増進も資産形成もお望みの方に	積立保険																				
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険																				
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険																				
死亡保障をお望みの方に	定期保険																				
教育・結婚・レジャー等の資金準備に 加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険																				
積立も保障もお望みの方に	養老保険																				
セカンドライフのための資金をお望みの方に	個人年金保険																				
お子さまの教育資金の準備をお望みの方に	こども保険																				
住宅資金、セカンドライフのための資金、 お子さまの教育・結婚資金などの 準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 財形年金積立保険																				

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品※4

就労不能・介護保障をお望みの方に	健康増進型保険(円建)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</
------------------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険					たよれるYOUプラス [20～85歳]														
死亡保障をお望みの方に	定期保険					エンブレムYOUプレミアム※3 [18～75歳]														

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険					エンブレムYOUプレミアム [18～75歳]														
-------------	------	--	--	--	--	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●ゆうちょ銀行でお取り扱いしている商品

セカンドライフのための資金をお望みの方に	変額個人年金保険					たのしみYOUプラス※3 [0～75歳]														
----------------------	----------	--	--	--	--	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

●インターネットでお取り扱いしている商品

眼科疾患の保障をお望みの方に	無配当眼科医療保険（一時払い）					めまもりほけん [18～59歳]														
投資よりも低リスクで資産形成をお望みの方に	無配当災害死亡保障付積立保険					Chakin（チャキン） [18～69歳]														

※1 被保険者契約年齢範囲は、性別・保険料払込期間・更新年齢等により異なることがあります。
※2 ドルつみ Vitality、終身保険（一時払い）、かんたん告知終身保険90、5年つみたて終身保険、自由保険（一時払い）、新たのしみ年金（一時払い）、ふるはーとJロードⅢ、プラスつみたて終身保険(円建・米ドル建)、ふるはーとJロードグローバルⅢ、たのしみグローバルⅢ(指数連動プラン・定率増加プラン)、たのしみ未来グローバル、たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>について、金利情勢等によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。
※3 現在、お取扱いを休止しております。 ※4 愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。

生前給付特約

(2026年7月時点)

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
生活障害収入保障特約(23)	就労不能・介護年金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき※」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
	特定障害給付金	「精神障害で公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき」または「当社所定の精神障害で継続して180日以上入院されたとき※」にお支払いします。契約年齢が14歳以下の場合、精神障害を原因としてお支払いする特定障害給付金はありません。
生活障害保障充実特約(23)	就労不能・介護保障充実給付金	「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が30日・60日・90日・120日・150日継続したとき※」または「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき※」にお支払いします。 ※「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき※」は除きます。
継続入院収入サポート特約	継続入院給付金	傷害または疾病により継続して14日入院をしたときにお支払いします。
生活障害終身保険特約	死亡保険金	死亡されたときにお支払いします。
	就労不能・介護保険金	「公的年金制度の障害年金1・2級に認定されたとき※」または「公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき」または「当社所定の就労不能状態（目安として公的年金制度の障害年金1・2級に相当）に該当したとき※」または「当社所定の要介護状態（目安として公的介護保険制度の要介護2以上に相当）が180日以上継続したとき※」にお支払いします。 ※精神障害を原因とした就労不能状態の場合は除きます。
認知症保障特約	軽度認知障害給付金	生まれて初めて軽度認知障害(MCI)または器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
	認知症保険金	生まれて初めて器質性認知症と診断確定されたときにお支払いします。
特定重度生活習慣病保障特約	特定重度生活習慣病保険金	9つの重度生活習慣病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患・重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎）に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約(15) [総合型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「特定重度生活習慣病保障特約の特定重度生活習慣病保険金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15) [生活障害・がん型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」または「生まれて初めて所定のがんになったと診断確定されたとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険料払込免除特約(15) [生活障害型]	——	「生活障害収入保障特約(23)の就労不能・介護年金のお支払理由に該当したとき」に、以後の保険料のお払込みは不要となります。
保険契約者代理特約	——	契約者が契約に関するお手続きができない場合にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定のお手続きをすることができます。
被保険者代理特約	——	被保険者が給付金や保険金などを

◆お客さま満足の向上

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする ― その使命感をもって、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

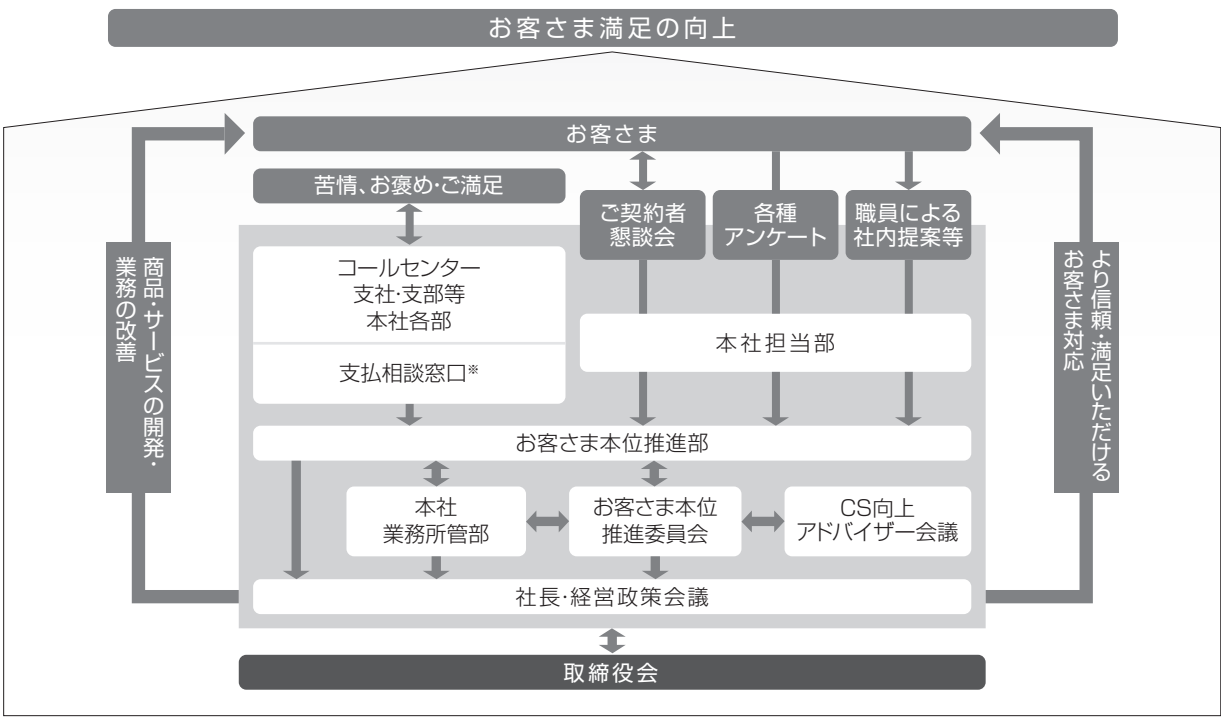
●「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢

職員一人ひとりがお客さま本位の業務を実践するなかで、「お客さまの声」を真摯に受け止め、その声を活かして商品・サービス開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。

寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。

特に苦情については「お客さま本位推進部」で一元管理し、その分析に基づく改善を推進しています。そのうち部門横断的・全社的な課題については、社長を委員長とする「お客さま本位推進委員会」において改善策の検討を行う等、必要な対策を講じています。

また、消費者志向経営推進組織が実施する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」に参加しており、「消費者志向自主宣言」をホームページに掲載しています。



※保険金等のお支払に関する相談の専用窓口です。

●CS向上アドバイザー会議

お客さまの声を経営に活かすため、消費者問題に詳しい有識者(消費者問題専門家、弁護士等)を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」(2008年3月に設置)を積極的に運営しています。

お客さま本位の推進に関する諸施策等に関しての意

見を随時いただき、お客さまの視点に立った商品やサービスの開発・情報提供の充実に活かしているほか、「お客さま本位の業務運営方針」に基づく具体的な取組みの遂行状況についても意見をいただくことで、その実効性検証に役立てています。

社外委員(敬称略)

- 江口文子(弁護士)
- 北出千鶴子(公益社団法人 全国消費生活相談員協会)

- 小浦道子(東京消費者団体連絡センター事務局次長)
- 森俊彦(一般社団法人 日本金融人材育成協会会長)

●「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さまの声」を経営に活かすうえで、苦情やお褒め・ご満足の声をデータベース上に集約して、一元管理し、経営改善や業務改善に役立てています。

お客さまの声(お褒め・ご満足)の事例

2025年度は86,491件の感謝の声を頂戴しました。

保険商品について	特定3疾病に該当する大病を患い、給付金を請求しました。保障の見直しの際、特定3疾病に備えられる商品を勧められ、保険料は上がりましたが、この保障内容であれば今後も安心だと思い加入しました。本当に自分がこうなるとは思っていなかったので、助めてくれて助かりました。色々ありがとうございました。
デジタルを活用した取組みについて	地元の病院で息子の手術を勧められましたが、息子は地元を離れており、向こうで信頼できる病院を探そうとしても確かな情報が得られず、困っていました。そんなときにplus Batonのサービスを利用し、沢山の情報が得られました。良いサービスを教えてもらい、ありがとうございます。 ※plus Batonは健康に関する不安や悩みなど様々な場面で活用いただける健康サポートWebサイトです。

2025年度お客さまの声(苦情)受付状況

	苦情件数(件)	構成比(%)
新契約関係	3,265	6.5
収納関係(保険料等)	2,504	4.9
保全関係(契約内容変更等)	13,854	27.4
保険金・給付金関係	9,255	18.3
上記以外	21,727	42.9
合計	50,605	100.0

※四捨五入の影響のため、合計が100%にならない場合があります。

お客さまアンケート

すべてのお客さまを対象に実施する総合調査と、所定の手続き後に、お手続きされたお客さまを対象にタイムリーに実施するトランザクション調査を実施しています。

1 お客さまアンケート(総合調査)

年間を通じて本社から順次配信する回答依頼メールやお知らせチラシ、ホームページ等にてアンケートをご案内

2 トランザクション調査：所定の手続き後

お客さまの手続き後にメールにてアンケートをご案内

2025年度お客さま満足度の状況

総合満足度	場面別満足度		
	ご加入時	ご加入後	お支払時
92.8%	96.6%	91.7%	97.7%

●いただいた「お客さまの声」をもとにした改善事例

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを進めています。

商品・サービスの開発、業務の改善

事例	「ドルつみVitality」の発売
お客さまの声	「健康増進」と「資産形成」両方同時に取り組みたい。
内容	資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる仕組みを備えた生命保険として「ドルつみVitality」を発売しました(2026年1月)。 これまでの*住友生命「Vitality」は、定期保険や医療保険など保障性の高い生命保険にVitality健康プログラムを組み合わせ、健康増進活動への取組みに応じて保険料を変動させるものでしたが、「ドルつみVitality」は、米ドル建積立保険にVitality健康プログラムを組み合わせ、保険料変動の仕組みに代えて、「つみたてPLUS」という、日々の健康増進活動によって受取額を増やせる機能が備わっています。

事例	*住友生命「Vitality」ポイントメニューの改定
お客さまの声	・年齢・性別・ライフイベントによるやむを得ないポイント獲得の制限について対応してほしい。 ・歩数ポイント獲得基準について、より取り組みやすい基準がほしい。
内容	・*住友生命「Vitality」にご加入のお客さまが妊娠された場合、妊娠を原因として、健康診断の結果が住友生命所定の基準に該当しなくなることや、運動量の減少により、Vitality健康プログラムにおけるポイント獲得やステータス維持が困難となるケースに対応するため、お客さま本人の申し出に基づき、保険料判定がブルステータスであっても、一定期間保険料がアップしない取扱いを開始しました(2025年3月)。 ・2024年2月に厚生労働省の定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、30歳以上女性を対象に、HPV検査が新たに推奨されたことから、子宮頸がん検診の予防ポイント対象検査に「HPV検査」を追加しました(2024年4月以降受診分から対応)。 ・39歳以下のお客さまにおいて、職場の定期健診等で血液検査が省略されることがあり、「血糖」「LDLコレステロール」についてポイントを獲得できないケースがあったため、39歳以下の方は血液検査の受診が無くとも10000ptを獲得いただける基準に変更しました(2025年4月以降受診分から対応)。 ・運動に関する国内外の調査・研究結果も参考にしながら、日々の小さな行動の積み重ねを後押しし、健康増進をより身近に、より手軽に感じていただけるよう、より少ない歩数や短時間の心拍数の上昇でもポイント獲得いただける基準を新設しました(2025年9月30日以降の実施の運動より対象)。

事例	「Chakin」のレベルアップ
お客さまの声	・月額保険料をもっと増やしてほしい。 ・もっと加入の手間を減らしてほしい。
内容	・月額保険料上限を従来の15,000円から50,000円へと引き上げることで、お客さまの多様なニーズにさらにお応えすることが可能となりました。 ・お申込み時の初回保険料の入金手続きを廃止し、後日口座引き取りで収納する仕組みへ見直すことで、4ステップあった加入手続きを3ステップに削減いたしました。

●適切な支払管理態勢への取組み

― 保険金等支払管理態勢について ―

- 保険金・給付金のお支払いについては、「ご請求手続きの案内」「支払査定」「他にお支払いできる可能性のある保険金等の請求勧奨」の各段階において専用のシステムを活用し、正確かつ迅速なお支払いサービスに取り組んでいます。
- 保険金等の支払・支払非該当件数等について、経営政策会議等に報告しています。
 - 外部の専門家のご意見を取り入れる仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しています。保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、お客さまへの説明文書の見直し等を定期的に報告し、審議いただいています。

― 2025年度 保険金等のお支払状況について ―

保険金等のお支払件数

区分	保険金	給付金	合 計
お支払件数	158,718件	2,258,328件	2,417,046件

(注) 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

保険金等のお支払非該当件数

事由 \ 区分	保険金	給付金	合 計
支払事由に非該当	3,341件	21,639件	24,980件
免責事由に該当	131件	328件	459件
告知義務違反による解除	48件	110件	158件
詐欺による取消 詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	0件	0件	0件
重大事由による解除	0件	4件	4件
その他	0件	0件	0件
合計	3,520件	22,081件	25,601件

(注) 1. 一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。

― 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について ―

保険金・給付金をお支払いできなかったお客さまを対象に、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接ご相談を受け付けています。さらに、そのご説明でもご納得

いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。詳細はホームページをご確認ください。

2025年度「相談窓口」ご利用状況

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	80件(0.7%)	28件	52件
フリーダイヤル案内件数	11,704件	2,725件	8,979件

※対象となるお客さま: 保険金・給付金をお支払いできなかったお客さま

2025年度「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況

ご利用件数	4件
-------	----

2025年度の相談事例から

事由	請求内容	事案概要
支払事由に非該当	災害死亡保険金	災害の申出があり確認を実施したものの、災害死亡と認められなかった事案。

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリングオフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日*1のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録*2によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*1 お申し込みの商品や募集代理店によって取扱いが異なる場合があります。

*2 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、クレジットカード扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。
生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお伝えいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする場合でも、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など
- ※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は

猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

- (1) 保険料の立替制度を適用できる場合
解約返戻金額が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- (2) ライブワン・Qバック等(主契約が保険ファンド)の場合
主契約の解約返戻金額が保険料相当額以上あるとき*は、保険料を主契約の積立金(保険ファンド)から自動的に振り替えて払い込みます。

*保険ファンド(01)では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万が一ご契約が失効した場合でも、失効後所定の期間内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます(保険種類によって異なります)。この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。

解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません(一部例外があります)。

なお、ご契約者貸付、保険料の立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qバック等の主契約(保険ファンド)について>

ご契約後3年未満で解約される場合、積立金額に一定割合(当社所定の控除率)を乗じた金額を差し引くため、主契約の解約返戻金額は積立金額よりも少なくなり、既払込保険料を下回ることがあります。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息がかかります(複利計算)。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

※詳しくは当社ホームページをご覧ください。

◆ご契約締結までの情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、未来診断をはじめ、各種パンフレットによる情報提供を行い、お客さまのご意向を伺ったうえで、「設計書（契約概要）」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「注意喚起情報」*1、Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内*2を必ずお渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- 各種パンフレット
- 設計書（契約概要）
- 保障内容見直しのご提案書
- 注意喚起情報*1
- Web版「ご契約のしおり（一定款）・約款」のご案内*2
- 意向確認画面
- 申込内容控（兼解約返戻金額表）
- 生命保険の契約にあたっての手引

*1 Webでお申込み手続きをされる場合は、Webで確認のうえダウンロードすることもできます。

*2 二次元コードの読み取り等により、Web上で「ご契約のしおり（一定款）・約款」をご確認いただけます。
なお、冊子版「ご契約のしおり（一定款）・約款」は希望される方へ郵送にてお渡ししています。

◆ご契約締結後の情報提供

ご契約内容を確認いただくため年に1度お客さまにお知らせする総合通知「スミセイ安心だより」をはじめ、ご契約内容に応じ重要なお知らせを行っています。あわせて、メール・SMSなどでも重要なお知らせや保険に関するご案内を行っています。

また、保険金・給付金などをきれなく、スムーズにご請求いただくために、請求手続きの要領などをまとめたガイドブックをホームページに掲載しています。

【お客さまへのお知らせの一例】

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより	○ご契約内容現況のお知らせ
保険料のお払込みについて	○保険料お立替えのお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内（月払） ○今期保険料お払込みのご案内（年・半年、年1（2）回払）	
	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ	
配当金・契約者貸付について	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内	○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○特別保障期間満了のお知らせと今後の保障内容のご案内 ○保険料払込満了と今後の保障内容のご案内	
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ ○積立金額のお知らせ（育英資金・生存給付金・学資祝金） ○年金開始手続きのご案内	
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○死亡保険金ご請求のしおり	 
その他	○生命保険料控除証明書	

商品の魅力とあわせて「留意事項」の情報提供

生命保険に加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「留意事項」の情報提供を徹底しています。この「留意事項」については、「商品パンフレット」、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」、「ご契約のしおり（一定款）・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載しています。



◆反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

住友生命では、「住友生命グループ行動規範」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係

反社会的勢力への対応

住友生命では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、

保険約款への暴力団排除条項の導入

2012年4月から生命保険約款への暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力であることが判明した場合に契約の解除を可能にすることで、企業の社会的責任として

を遮断し排除すること」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

同勢力との関係遮断および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。

反社会的勢力との関係を遮断し、同勢力を排除する取り組みを強化しています。

◆個人情報保護に関する考え方

お客さまの個人情報は、業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守して、適正に取り扱っています。

個人情報保護に関する基本方針

「住友生命グループ行動規範」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針とし、その上で、個人情報の管理体制や適切な取扱いについて「顧客情報等管理方針」「セキュリティポリシー」

等に明確に定めています。

個人情報保護に関する方針や取り組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、ホームページ等で公表しています。

個人情報のセキュリティの徹底

コンプライアンス統括部を顧客情報等管理部門と定め、社内規定において役職員の守秘義務を明確にしたうえで、定期的に教育する等により周知・徹底しています。また、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲に限定し、個人情報の漏えい等を防止するため

に各種のセキュリティ対策を講じています。

さらに、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下『番号法』）」、その他の法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

- 個人情報の利用目的
 - 当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
 - 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務（※）
 - その他保険に関連・付随する業務（※）

て、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をするを含みます。
ただし、マイナンバー（個人番号）につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- 保険取引に関する支払調書作成事務
- 報酬、料金等の支払調書作成事務
- 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

- 利用目的が法令により限定されている場合について
個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。

また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

2. 個人情報の収集方法

当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート・お客さまからのWeb等の画面へのデータ入力等の適正な手段で収集させていただきます。

3. 個人データの提供

当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。

- a. あらかじめ本人の同意を得た場合
 - b. 個人情報保護法、番号法、その他の法令に基づく場合
 - c. 個人情報保護法に従ってお客さまの個人情報の共同利用を行う場合
- ・生命保険協会等との個人データの共同利用のお取扱いについて

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

当社は、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発達に資するよう、「募集人登録情報照会制度」、「合格情報照会制度」、「廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度」、「変額保険販売資格者登録制度」、「外貨建保険販売資格者登録制度」に基づき、募集人等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

・当社子会社との共同利用について

当社は、メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で、個人データを共同利用します。

- d. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。

- e. その他個人情報保護法に基づきお客さまの個人情報を提供することが認められている場合
- お客さまの個人番号については、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

4. 個人データの安全管理措置

- a. 当社は、漏えい・滅失・毀損・不正アクセスの防止その他の個人データ（当社が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます。以下、本安全管理措置の項目における「個人データ」には、当該個人情報も含みます。）の安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
- c. 当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法令に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備いたします。

- d. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

- e. 当社は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、適切な提供先を選定するとともに、提供先の義務と責任を契約により明確にする等、提供先において個人情報が安全に管理されるために必要な措置を講じてまいります。また、提供先の所在国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で適切に安全管理措置を実施いたします。

- f. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。

5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。下記の＜お問い合わせ先＞までお申し出ください。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます。）、訂正、利用停止または削除等に関するご請求については、下記の＜お問い合わせ先＞までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

＜お問い合わせ先＞

スミセイコールセンター

電話番号 0120-307506

受付時間 月～金曜日 9：00～18：00
土曜日 9：00～17：00
（日・祝日・年末年始、臨時休業日を除く）

金融機関等代理店・保険ショップを通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

電話番号 0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

電話番号 0120-506873

外貨建商品（※）にご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。

（※）選択通貨建商品の円建契約や、目標額到達による円建変更後契約も含みます。

電話番号 0120-506081

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜認定個人情報保護団体のお問い合わせ先＞

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。

本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。

※「関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供」、「お客さま別の利用目的の例示」、「従業員等の個人情報の利用目的」、「当社が外国にある第三者に個人データを提供する場合の提供先の国名等の情報」、「再保険を行う場合の個人データのお取扱い」ならびに「当社の企業保険商品にご加入のお客さまへのご案内」等、本方針の詳細は当社ホームページをご覧ください。

◆生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定※¹に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※²を除き、責任準備金等※³の90％とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。※⁴）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※¹ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※² 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90％－〔（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2〕

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます（2026年3月末現在の基準利率は、3％となっております）。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※³ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※⁴ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

◆生命保険業務に関する指定紛争解決（ADR）機関について

「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR注）機関です。当社は、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細については、右記の一般社団法人生命保険協会ホームページをご覧ください。

【指定紛争解決機関のご連絡先】

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

電話 03-3286-2648

所在地 〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

注：ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

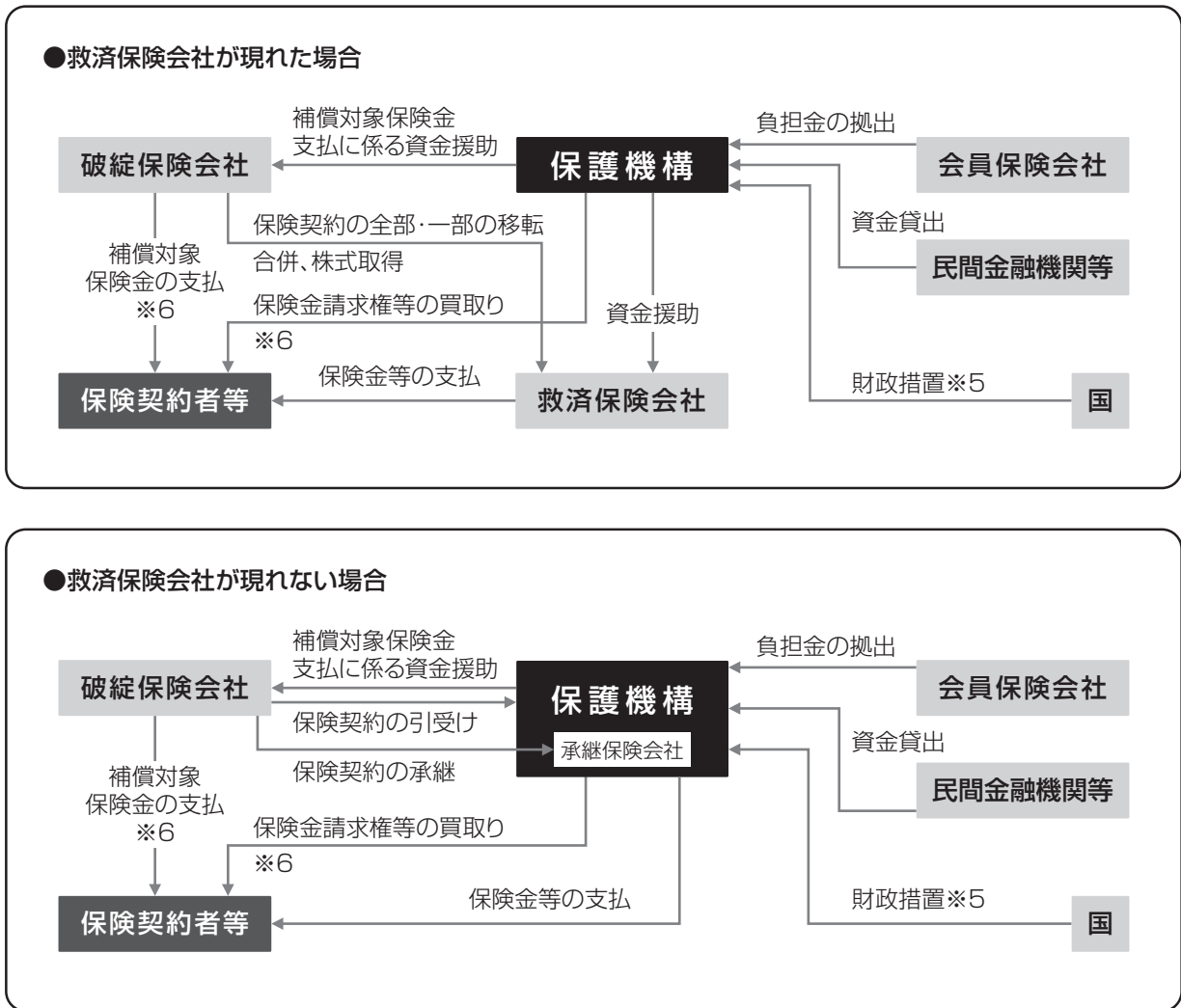
※当社の取り扱った損害保険につきましては、「一般社団法人日本損害保険協会」（そんぽADRセンター）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

※当社の取り扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用し、苦情および紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.finmac.or.jp/>

【仕組みの概略図】



※5 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。なお、当該「財政措置」に関する2027年4月以降の内容や取扱いについては、保護機構のホームページにてご確認ください。

※6 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページの※2に記載の率となります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

データ編

135 直近事業年度における事業の概況

153 社員配当の状況

158 主要な業務の状況

159 計算書類関係

176 有価証券等の時価情報(会社計)

181 資産関係

202 負債関係

206 資本関係

207 保険関係収支

211 資産運用関係収支

214 その他収支

215 保険契約高関係諸統計

218 特別勘定に関する指標等

223 経営諸指標

225 保険会社及びその子会社等の財産の状況

257 生命保険協会統一開示項目索引

259 五十音索引

2025年度決算の状況 データ編 目次



◆直近事業年度における事業の概況

2025年度事業報告書	135
社員配当の状況	153
直近5事業年度における主要業務の状況を 示す指標	158

◆計算書類関係

① 貸借対照表	159
② 損益計算書	160
③ 基金等変動計算書	161
④ 剰余金処分に關する決議	161
⑤ 経常利益等の明細(基礎利益)	175
⑥ 保険業法に基づく会計監査人の監査報告	175

◆有価証券等の時価情報(会社計)

① 有価証券の時価情報(会社計)	176
② 金銭の信託の時価情報(会社計)	178
③ デリバティブ取引の時価情報 (会社計)	178

◆資産関係

① ポートフォリオの推移(一般勘定)	181
② 資産別運用利回り(一般勘定)	181
③ 主要資産の平均残高(一般勘定)	182
④ 商品有価証券明細表(一般勘定)	182
⑤ 商品有価証券売買高(一般勘定)	182
⑥ 有価証券残存期間別残高(一般勘定)	183
⑦ 業種別株式保有の状況	184
⑧ 有価証券の時価情報(一般勘定)	185
⑨ 株式の保有状況	189
⑩ 貸付金明細表(一般勘定)	190
⑪ 貸付金残存期間別残高(一般勘定)	190
⑫ 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	191
⑬ 貸付金業種別内訳	191
⑭ 貸付金担保別内訳(一般勘定)	192
⑮ 保険業法に基づく債権の状況	192
⑯ 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	192
⑰ 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	193
⑱ 危険準備金等残高	199
⑲ 有形固定資産明細表	199
⑳ 海外投融資の状況(一般勘定)	200

◆負債関係

① 支払備金明細表	202
② 責任準備金明細表	202
③ 責任準備金残高の内訳	202
④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立 方式・積立率・残高(契約年度別、通貨別)	203
⑤ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険 に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	203
⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低 保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、 算出方法、その計算の基礎となる係数	204
⑦ 社員配当準備金明細表	204
⑧ 引当金明細表	205
⑨ 個別貸倒引当金の状況	205
⑩ 特定海外債権引当勘定の状況	205
⑪ 借入金等残存期間別残高	205

◆資本関係

① 基金の状況	206
---------	-----

◆保険関係収支

① 保険料明細表	207
② 保険金明細表	207
③ 年金明細表	208
④ 給付金明細表	209
⑤ 解約返戻金明細表	210

◆資産運用関係収支

① 資産運用収益明細表(一般勘定)	211
② 資産運用費用明細表(一般勘定)	211
③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)	211
④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)	211
⑤ 有価証券売却益明細表(一般勘定)	212
⑥ 固定資産等処分益明細表(一般勘定)	212
⑦ 有価証券売却損明細表(一般勘定)	212
⑧ 有価証券評価損明細表(一般勘定)	212
⑨ 貸付金償却額(一般勘定)	212
⑩ 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)	213
⑪ 固定資産等処分損明細表(一般勘定)	213

◆その他収支

① 減価償却費明細表	214
② 事業費明細表	214

◆保険契約高関係諸統計

① 年換算保険料	215
② 保有契約高及び新契約高	215
③ 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料 (保険種類別、通貨別)	216

◆特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況	218
② 個人変額保険及び 変額個人年金保険特別勘定の状況	218
③ 団体年金保険特別勘定の状況	222

◆経営諸指標

① 解約失効率(対年度始)	223
② 死亡率(個人保険主契約)	223
③ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の数	223
④ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が 大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	223
⑤ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付 に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	223
⑥ 未だ収受していない再保険金の額	224
⑦ 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	224

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況 連結決算の状況

(直近事業年度における事業の概況)	225
① 連結貸借対照表	226
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	227
③ 連結基金等変動計算書	228
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	244
⑤ 連結財務諸表の適正性を確保するための体 制の評価	245
⑥ 連結財務諸表及び内部統制報告書について の監査人の監査報告	245
⑦ 保険業法に基づく連結計算書類についての 会計監査人の監査報告	246
⑧ 連結財務諸表の適正性に関する確認書	246
⑨ 保険業法に基づく債権の状況	247
⑩ 保険会社及びその子会社等の保険金等の支 払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	247
⑪ 子会社等である保険会社の 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	254
⑫ セグメント情報	254
⑬ エンベディッド・バリューの状況	255

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。

◆直近事業年度における事業の概況

2025年度〔2025年4月 1日から2026年3月31日まで〕事業報告書

※2026年7月2日開催の定時総代会にて報告した内容を掲載しています。

1. 保険会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

2025年度のわが国経済は、物価上昇の影響を受けつつも、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に緩やかに成長した一方、地政学リスクや各国の通商政策等を巡る国際的な不透明感が意識される状況となりました。

国内株氏は、良好な企業決算に加え、業績拡大への期待や世界的な景気減速懸念の後退等を背景に上半期末にかけて大きく上昇しました。その後、2026年2月の国政選挙の結果を受け、政策運営の安定への期待から更に上昇し、日経平均株価は過去最高値を更新しました。国内長期金利は、日本銀行による継続的な利上げの見通しなどを背景に、上昇基調で推移しました。外国為替相場は、年度前半に米国の相互関税政策の発表により大幅にドル安が進行した後、同政策を巡る不透明感が後退したことや、日本で財政政策・金融政策とも拡張的な運営が行われるとの見方が強まったことなどから円安が進みました。

＜事業の経過及び成果＞

当社は、「住友生命グループVision2030（以下、「Vision2030」）」において、グループのありたい姿として「ウェルビーイング^{※1}」に貢献する「なくてはならない保険会社グループ」]を掲げています。

「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートした3か年計画「スミセイ中期経営計画2025」では、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」「新規領域でのイノベーションの実現」「収益構造改革」「グループ戦略」の4つの取組みに注力しました。また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、「人財共育」および「デジタル&データ」への対応を進めるとともに、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策に取り組ましました。

2025年度は、「スミセイ中期経営計画2025」の最終年度として、お客さまや社会からの信頼・信用に応えるため、事業活動の「礎」となるお客さま本位の業務運営の更なる徹底やコンプライアンス・マインド等のグループ役職員一人ひとりへの再浸透に取り組ましました。そのうえで、国内外の社会経済情勢の変化への対応を進めるとともに、当社が提供するウェルビーイングの価値を様々なサービスを通じて体験いただき実感を高める「スミセイWX（ウェルビーイング・トランスフォーメーション）」の取組みに注力しました。特に、取組みの核となるウェルビーイングの「可視化」を通じた価値創出を進めるため、独自のウェルビーイング指標として「スミセイ版健康寿命^{※2}」および「ウェルビーイング実感^{※3}」を開発しました。測定した結果の提供や分析を通じて、お客さまの行動変容の後押しや、取組み・サービスの改善につなげてまいります。

- ※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。
- ※2 国が公表する健康寿命とは異なり、企業単位で把握できることに加え、毎年の計測が可能である点、ならびに健康寿命延伸に向けた課題の把握につなげられる点に特長があります。既往歴、健康診断結果、生活習慣等のデータをもとに算出しています。
- ※3 主観的かつ包括的な指標として、国際的にも活用されているOEC Dの主観的ウェルビーイング測定の方法を踏まえた設問により、お客さまが自らの人生や日常をどのように感じているかを捉え、当社の取組みやサービスがそこにどの程度貢献しているかを把握することを目指します。

(サステナビリティ重要項目の推進)

当社は、経営方針に基づき、サステナビリティ経営を推進するうえで重要となる5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、2025年度も引き続き「住友生命[Vitality]」^{※4}を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等に取り組ましました。

特に、社会・環境課題の解決に関しては、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、これまで当社単体で設定していた資産ポートフォリオにおける温室効果ガス（GHG）2030年中間削減目標の対象範囲を国内グループ会社^{※5}に拡大するとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づき人権への取組みを推進し、人権デュー・デリジェンスの高度化や人権啓発研修等を行いました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」、「子育て支援」、「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しました。また、未来を担う将来世代への取組みとして、金融リテラシー等に関する出前授業の提供を拡大し、すべての都道府県で実施に向けたプロジェクトを開始しました。

※4 “住友生命[Vitality]”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な[Vitalityスマート]も提供しています。

※5 資産ポートフォリオの2030年中間削減目標の対象は「住友生命+メディアクア生命」としています。

(ウェルビーイングデザインへの進化)

従来の保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供を、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまの充実した暮らしを支え、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組ましました。

営業職員チャネルでは、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、AIを活用したロールプレイングシステムの導入・レベルアップ等を通じた顧客対応力の向上を図り、お客さまの課題やニーズに寄り添ったコンサルティングを提供しました。

「住友生命[Vitality]」に関しては、引き続き多様な趣向に対応する特典（リワード）の充実や、日々の健康増進活動を後押しするポイント獲得基準の改定などの対応を進めるとともに、加入後の丁寧なサポートやアフターフォローを推進しました。さらに、より多くのお客さまの健康増進活動への貢献に向け、異業種企業やパートナー企業と連携してVitality健康プログラムを提供する取組みも進めており、Vitality会員数は2025年度末時点で241万名と多くのお客さまに好評いただいています。

保険商品の充実としては、人生100年時代におけるお客さまの資産形成ニーズに応えるため、一時払終身保険の予定利率を2025年7月に、平準払個人年金保険[たのしみワンダフル]および学資積立保険[たのしみキャンパス]等の予定利率を同年10月に引き上げたことに加え、米ドル建積立保険[ドルつみ Vitality]を2026年1月に発売しました。「ドルつみ Vitality」は日々の健康増進活動に応じて受取額を増やせる、資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる業界初^{※6}の仕組みを備えた生命保険です。本商品の提供を通じて、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングに貢献してまいります。

さらに、業務提携を通じて営業職員が提供可能な商品ラインアップを拡充しており、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険に加え、2025年9月にアニコム損害保険株式会社のペット保険の取扱いを開始し、生保・損保一体となったお客さまのウェルビーイングへの貢献に努めました。

サービス面では、「人ならではの」価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況に応じたサービス提供・体験価値向上を目指しています。引き続き「スミセイ未来応援活動」^{※7}を通じてお客さまに寄り添ったアフターフォロー活動に注力するとともに、更なる利便性向上を図るため、「スミセイダイレクトサービス」^{※8}における対象手続きの拡大や、給付金請求手続きに関するデジタルの取扱い範囲を法人契約に拡大する等の取組みを行いました。

代理店チャネルでは、お客さま本位の良質なサービス提供が重要であるという認識のもと、多様化するニーズや環境変化に的確に応えるための商品をフルラインで取り揃えるとともに、2025年8月の監督指針改正の趣旨も踏まえ、引き続き販売・管理態勢のレベルアップに取り組ましました。

国内子会社における取組みについては、メディアクア生命保険株式会社(以下、メディアクア生命)にて、医療保険を中心とした商品を保険ショップ等に供給し販売を推進しており、がんへの保障ニーズを踏まえ、所定の自由診療等を保障する「がん自由診療特約」を2025年4月に、一生涯のがん医療保障を備えた一時払がん医療終身保険「メディフィットー一時払終身+がん」を2026年2月に発売しました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種等と連携したデジタル保険を提供しています。

保険ショップを展開する、いすみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きお客さまの比較検討ニーズに応える確かなコンサルティングに努めました。

ホールセールでは、多様化・複雑化する社会環境における企業・従業員の幅広いニーズに応えるため、総合的な企業福祉制度の実現のサポートを進めており、団体保険分野において、社会的なビジネスケアラーの増加等を背景に、団体3大疾病保障保険に付帯可能な介護関連サービス[あすのえがお for Biz]を2026年1月に導入したほか、団体年金分野において近時の金利上昇等を背景に一般勘定^{※9}の引受けを10年ぶりに再開しました。また、企業の健康経営に対する関心の高まりを踏まえ、従業員の健康増進活動を後押しする企業向けサービス[Vitality福利厚生タイプ]の更なる魅力向上に取り組み、同商品に関する各種情報や機能・コンテンツを一元化することで企業主導の健康施策を強化するサービス[Vitality福利厚生タイプ総合プラットフォーム]の提供を同年3月に開始しました。

地方創生等に貢献することを目的とした全国の自治体連携の取組みでは、地域住民の健康づくりにに向けた行動変容を促すべく、Vitality健康プログラムの一部を一定期間無償で提供する「Vitalityウォーク」を展開しています。目標としていた100自治体での実施を2026年1月に達成するなど、地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供を進めました。

また、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングへ貢献する観点から、NISAやiDeCoといった保険以外の領域も含めた総合的な金融コンサルティングの取組みを進めています。「ファイナンシャル・オフィス」を4都府県に拡大し、高度な金融リテラシーを持つ人財の育成や金融商品の販売スキルの強化、新たなマーケットの創出に取り組ましました。

- ※6 2025年9月時点、住友生命調べ
- ※7 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断(コンサルティング)する活動です。
- ※8 インターネットでも簡単に入金取引・各種手続き・契約内容照会を利用できるサービスです。
- ※9 契約者から払い込まれた保険料を生命保険会社が資産運用する際の区分です。契約者が運用リスクを負う特別勘定とは異なり、一般勘定では生命保険会社が運用リスクを負い、契約者の元本と予定利率を保証しています。

(新規領域でのイノベーションの実現)

「一人ひとりのよりよく生きる」に貢献するため、WaaS^{※10}の開発・実装を進めることで、当社グループのサービスを受けていただけるお客さまの拡大に取り組ましました。

具体的には、人生100年時代における課題解決に向け、WaaSの中核となる“住友生命[Vitality]”による「健康増進」の推進に加えて、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」という観点から取組みを進めました。

特に、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」をコンセプトとした領域では、子会社である株式会社PREVENTとの重症化予防サービスの提供や、一人ひとりが望む理想のライフプランの実現に向けた職場の風土づくりを支援するサービス[Whod o 整場(フウドセイバー)]の提供を推進しました。

また、主観的ウェルビーイング^{※11}を「体感し育む」ことを支援するため、スマートフォンアプリ「シアフル^{※12}」を2025年9月にリリースし、ウェルビーイングに対する認知と理解を広げる取組みを開始しています。

※10 「Well-being as a Service」の略で、“住友生命[Vitality]”を中心に「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しています。

※11 主観的ウェルビーイングとは、外部からの観察では分かり得ない、自身の状態について、主観的にどのように感じているのかを指します。

※12 1万人の価値観データを活用したアルゴリズムに基づくウェルビーイングタイプ診断や、パーソナライズされたウェルビーイングアクションの提案・振返り機能等を通じてお客さまのウェルビーイング向上に寄り添うサービスです。

(収益構造改革・グループ戦略)

当社グループのサステナビリティを高めるため、引き続き、資産運用や海外事業の強化など、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進め、その際、グループとしての一体感の醸成やシナジー発揮にも努めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しました。

資産運用では、資産運用立国実現の対応に向けた資産運用力向上に取り組むとともに、中長期の安定的な運用収益の確保のため2つのポートフォリオ運営

に注力しています。保険金等の確実なお支払いに資することを目的とした「ALM^{※13}運用ポートフォリオ」では、金利上昇により魅力の高まった円建の金利性資産への投入を段階的に進めることで安定的な収益確保に努めました。一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バランス運用ポートフォリオ」では、為替や株価の動向に留意しつつ、機動的に資産の入替えを行いました。

また、サステナビリティを考慮した資産運用「責任投資」には、主にファイナンスと対話の両面から取り組んでいます。ファイナンスにおいては、ESGテーマ型投融資^{※14}を推進し「スミセイ中期経営計画2025」期間における累計実行目標額1兆円を達成しました。また、投資先企業の持続的成長に向け、PDCAサイクルを徹底した実効性のある対話を引き続き推進しました。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで、国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ること等を基本方針としています。

北米において、Symetra Financial Corporation（以下、シメトラ）によるDearborn Life Insurance Companyの団体生命・就業不能保険事業の買収支援のため2025年8月に9億米ドル(約1331億円)の増資を行い、シメトラの市場プレゼンスや収益性・事業効率の向上等を見込んだ対応を進めるとともに、アジアにおいては、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、シングライフ)の事業拡大を図りました。また、グループシナジーの発揮に向け、当社およびシメトラ、シングライフの3社による合同会議「3Sサミット」を2025年10月に開催し、「共通のビジョンと戦略的な協力に向けた共同声明」への合意を通じて、グローバルウェルビーイングの実現に向けた連携強化に取り組ましました。

※13 ALM (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※14 ESG課題の解決を目的とした債券(例：グリーンボンド)等への投融資のことであり、主に責任投資における4つの重点領域(気候変動、ヘルスケア、人的資本、インフラ投資)への貢献を目指します。

(人財共育)

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めることが重要であるとの認識のもと、職員一人ひとりのウェルビーイング実現に向け、人材戦略の基礎となるコンピテンシー運営を進めるとともに、若手職員から中堅職員までを対象に、リーダーシップやマネジメント力・専門性の習得・実践に向けたアカデミー機構の設立等を行いました。また、職員のウェルビーイングをサステナブルなものにするため、働き方改革、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、健康経営の取組み等を推進するとともに、職員一人ひとりの自律的・主体的なキャリア形成を後押しする観点から、年功的な職能資格制度から「担う役割」と「役割発揮」に対する処遇を拡大する制度改正を進めました。

(デジタル&データ)

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供することを目指しており、デジタル・データ活用を商品開発や営業職員向けロールプレイングシステムの導入、Vitality健康プログラムのレベルアップ等の各取組みにおいて促進することでその効果の最大化に努めました。

加えて、データから価値を引き出し、お客さまや社会への還元を進めていくことが重要であるという認識のもと、医療ビッグデータ等を活用し健康・生活習慣と熱中症の関係性を明らかにした「熱中症白書」の公表や、Vitality健康プログラムへの継続的な加入が長期的な歩数増加につながることを示した国際論文の発表等を行いました。

(よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策)

当社グループのサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、事業活動の「礎」として、「信用・信頼」「誠実さ」「お互いの尊重」を当社グループの全役職員が持つべき共通のマインドであることを改めて徹底し、職員一人ひとりの高い職業倫理感の醸成に取り組ましました。また、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理体制の更なる高度化やモニタリングの強化等、不祥事案の未然防止に向けた取組みを継続して実施するとともに、代理店チャネルにおける当社出向者による不適切な手段での代理店内部情報の取得事案を踏まえ、管理態勢の強化や教育・指導の再徹底に取り組ましました。

事業リスク^{※15}については、リスクの洗い出しと特定を行って定期的にモニタリングを実施するなど、PDCAサイクルに則した事業リスクの管理に取り組ましました。

※15 人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクです。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、一層強固な財務基盤を構築するため、米ドル建劣後特約付社債の発行により、2025年9月に12億米ドル(1777億円)を調達しました。また、財務の健全性確保に向けた自己資本の充実・態勢整備を進めるとともに、リスク対応力強化とのバランスを踏まえつつ契約者配当による還元の充実に取り組みました。保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制^{※16}の導入後も引き続き十分な水準を確保する見込みです。

経営管理面では、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、お客さまの声や社会の要望を経営に活かす態勢を整備するとともに、ガバナンスの更なる充実に向け、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者の一部について立候補制を導入する定款改正を行いました。

※16 契約者保護、保険会社のリスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供等を目的に2025年度末から導入される新たな資本規制です。新規制の導入にあたりソルベンシー・マージン比率の計算基準が変更され、資産・負債を経済価値ベースで評価する枠組みとなっています。

(業績の概況)

2025年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、“住友生命[Vitality]”および円建一時払終身保険の販売増加等により前年度比19.2％増の1147億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比2.9％増の728億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.1％減の2兆2297億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※17}については、13月目継続率で97.6％(前年度末比0.8ポイント増)、25月目継続率で92.4％(同0.6ポイント減)となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆5036億円(前年度末比1.8％減)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7795億円(同0.9％増)となり

ました。

※17 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率 募集対象年月：2023年11月から2024年10月まで)、25月目(25月目継続率 募集対象年月：2022年11月から2023年10月まで)に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

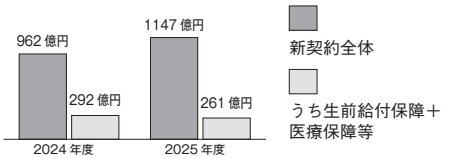
・年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約	1147億円	19.2％増
うち生前給付保障＋医療保障等	261億円	10.5％減

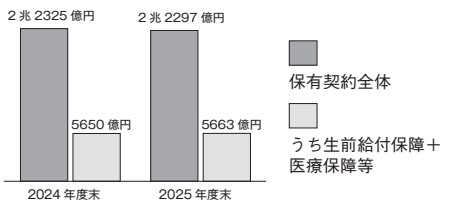
	2025年度末	前年度末比
保有契約	2兆2297億円	0.1％減
うち生前給付保障＋医療保障等	5663億円	0.2％増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約(グループ全体)	4893億円	19.4％増

	2025年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	3兆9518億円	7.6％増

- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額です。
2. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
3. シメトラ、シングライフの決算日は12月31日です。

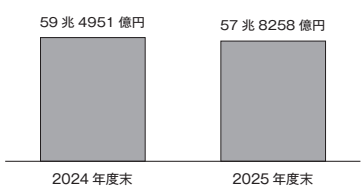
・保険金額

	2025年度	前年度比
新契約高	1兆6179億円	48.3％増
減少契約高	3兆2872億円	14.5％減

	2025年度末	前年度末比
保有契約高	57兆8258億円	2.8％減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原質と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)

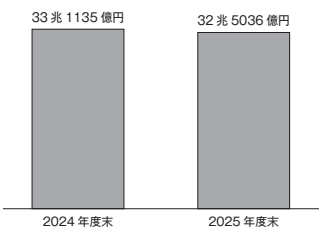


【団体保険および団体年金保険】

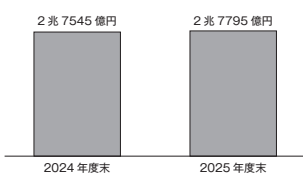
	2025年度末	前年度末比
団体保険	32兆5036億円	1.8％減
団体年金保険	2兆7795億円	0.9％増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



《収支・資産等の概況》

2025年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆3031億円(前年度比8.2％増)、資産運用収益が1兆5169億円(同25.0％増)、支出面では、保険金等支払金が2兆6570億円(同25.7％増)、資産運用費用が7543億円(同2.6％増)、事業費が3570億円(同2.5％増)となりました。こうした結果、経常利益は649億円(同33.6％減)となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余金は833億円(同3.1％減)となりました。

また、当期末処分剰余金は805億円(前年度比5.2％増)となりました。

基礎利益については、円建一時払終身保険の販売増加に伴い初期費用が増加した一方、国内株式等の配当の増加や為替ヘッジコストの減少等により3500億円(前年度比2.8％増)となりました。

年度末の総資産については37兆6560億円(前年度末比2.5％増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備え、法令の定めに基づいて責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆6872億円(前年度末比0.2％減)となりました。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2025年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2025年度	前年度比
経常収益	5兆9741億円	14.7％増
経常利益	66億円	90.2％減
親会社に帰属する当期純剰余	258億円	45.9％減

	2025年度	前年度比
グループ基礎利益	4081億円	2.8％増

	2025年度末	前年度末比
総資産	51兆5774億円	5.6％増

- (注) 1. シメトラにおいて当連結会計年度からFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービスー保険契約」が適用されたことに伴い、前年度比・前年度末比は遡及適用後の計数を用いて算出しています。
2. グループ基礎利益は、住友生命・メディケア生命の基礎利益、シメトラ・シングライフの税引前利益、バオベトHD・BNⅠライフ・PIC生命の税引前利益の当社持分相当額を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しています。
- なお、各社の利益がより適切に反映されるよう、2025年度からグループ基礎利益の算出方法を一部見直し、2024年度数値にも遡及適用しています。

＜対処すべき課題＞

「スミセイ中期経営計画2025」では、「Vision2030」の実現に向けた軌道を確立する期間と位置づけ、各種取組みを着実に進めてきました。近時の当社グループを取り巻く事業環境を見ると、国内における人口減少・少子高齢化の進行や「金利のある世界」への移行、海外の経済情勢不安定化など一層厳しさを増していくものと認識しています。加えて、AIをはじめとする急速な技術革新による、価値観や顧客接点、業務プロセス、競争環境等への大きな変革が予想されます。

また、金融機関における不祥事案が相次ぐ中、事業活動の「礎」としてお客さま本位の業務運営やコンプライアンスを徹底し、社会からの信用・信頼を基盤とした誠実な事業運営を一層進める必要があります。

こうした事業環境の中、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」として契約者一人ひとりに寄り添い、支え続ける存在であるためには、従来の保障提供にとどまらず保険の意義を拡大させ、グループベースの取組みを一層推進することが不可欠であると認識しています。

このような認識のもと、グループ全体での実行力を高めて企業価値向上を図るべく「住友生命グループ中期経営計画2028」を新たに策定し、グループ各社に共通する理念として改めて「ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」」を掲げました。グループ各社が共通の理念と目標を共有し、一体となった経営を推進してまいります。

本中期経営計画の策定にあたっては、「Vision2030」の実現に向けた解像度を高め、その取組みを一層飛躍させるとともに、次なる10年間の目線である「Next-Decade」を設定し、お客さまに長期にわたり寄り添い続けられる基盤を築いてまいります。

本中期経営計画では、2028年までの3年間で「Vision2030」実現に向けた飛躍のステージと位置づけ、量・質の両面から価値提供の高度化を図ることで、「人生の伴走者」としてステークホルダーのウェルビーイングに一層貢献するとともに、不確実な環境変化の中でも長期にわたる価値提供を支える事業の継続性を確保し、新たな価値の創出を目指します。

そのうえで、当社グループの事業活動がステークホルダーと共に生み出す社会的価値を「ウェルビーイング共創価値」と定義し、その可視化・拡大に取り組むとともに、創出した経済的価値をもとに、「確実な保障の提供」「契約者配当の充実」「商品・サービス提供による顧客体験価値の向上」を進めることで、相互会社の本質である契約者利益の最大化を果たし、将来にわたって安心と豊かな生活をお届けしてまいります。

「Vision2030」の実現に向けては、「スミセイWX」の推進により、販売チャネル・プロダクト・サービスを一体で捉えることで、お客さまに最適な形で価値をお届けし、お客さまがその価値を実感し続けられる「体験」へと高めていく事業変革を行い、ウェルビーイングの量・質の両面からの取組みを進めます。

その推進にあたっては、ウェルビーイングを多面的な概念として捉え、経済的・身体的な側面にとどまらず、社会的なつながりまで含めてステークホルダーの「より良く生きる」を支えることが重要であり、ファイナンシャル・フィジカル・コミュニティ・ソーシャル・キャリアという5つの領域におけるウェルビーイングへの貢献に注力してまいります。

「Next-Decade」の観点では、2030年、その先の環境変化も見据え、新たな軸となる価値の検討を進めるとともに、人財価値向上をはじめとした基盤強化を通じ、各事業が持続的に価値を創出していく姿を確立してまいります。

具体的には、持続的に価値を創出するための事業として、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」「CX・サービス」「資産運用」「海外事業」「新規ビジネス」に注力します。

「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」においては、あらゆる顧客接点において最適な価値提供が可能なチャネル強化とプロダクトの拡充を推進します。特に、提供するプロダクトについては、万が一のリスクへの備えに加え、健康増進やリスクの軽減・予防、さらには日常的な生活に広がる価値の提供に向けた取組みを進めます。「CX・サービス」では、ウェルビーイング指標の測定・分析等を通じてお客さま一人ひとりの状況・状態を把握し、デジタルやAIを活用した迅速・確実・一貫した顧客体験を提供することにより、ウェルビーイングの価値を高めてまいります。「資産運用」においては、健全な財務基盤の確保を前提とした収益力向上に取り組みるとともに、資産運用全体を責任投資と位置づけ、社会的価値・経済的価値の創出を積極的に推進します。「海外事業」では、グループを牽引する成長事業として収益基盤の強化を進めるとともに、海外各社の強みを掛け合わせたシナジー発揮を加速し、グループ全体の成長につなげます。「新規ビジネス」においては、お客さまのライフサイクルに寄り添い、ウェルビーイング実感の向上に資するサービス拡充や既存サービスの品質高度化等に取り組むとともに、収益事業化を進めてまいります。

これらの事業が持続的に価値を創出するための基盤として、「人財価値向上」「リソースの最適化・効率化」「社会・環境課題への取組み」「財務戦略」への取組みも不可欠と認識しています。特に、「人財価値向上」については、経営戦略に連動した人財戦略のもと、職員一人ひとりの価値向上と人財ポートフォリオの多様化・最適化を両輪とした人的資本経営を推進します。加えて、「人」の価値を最大化し、当社ならではの価値を生み出し続けるための基盤としてAIを位置づけ、デジタル・AI活用による業務プロセスの変革・人的リソースの重点化に取り組むことで、人の力を最大化し創出する価値をさらに高めてまいります。

これらの取組みを推進し、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」であり続けることを目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	51 0584	47 9709	45 6846	44 4984
	個人年金保険	14 5040	14 2762	13 8104	13 3273
	団体保険	33 3694	33 3182	33 1135	32 5036
	団体年金保険	2 6999	2 7909	2 7545	2 7795
	その他の保険	2658	2848	2757	2684
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 2164 29	2 1828 42	2 1295 56	2 3031 64
資産運用収益		1 2030 13	1 3165 80	1 2140 15	1 5169 41
保険金等支払金		1 9631 19	2 0311 01	2 1130 13	2 6570 12
経常利益		618 52	1472 76	976 88	649 05
当期純剰余		1472 04	719 46	860 68	833 83
社員配当準備金繰入額		570 67	583 55	652 82	691 78
総資産		35 2981 66	38 2010 01	36 7224 96	37 6560 23

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

＜ご参考＞当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	4 2222 91	4 3787 69	5 2090 36	5 9741 85
経常利益	393 58	1177 91	676 37	66 57
親会社に帰属する当期純剰余	1199 92	1641 96	477 78	258 48
包括利益	△8265 35	1 0623 08	△913 96	1 1438 65
純資産額	7302 64	1 7848 43	1 6142 31	2 6926 93
総資産	42 6324 44	48 1240 26	48 8610 70	51 5774 25

(注) 1. シングライフにおいてIFRS17「保険契約」が適用されたことに伴い、2022年度は遡及適用後の計数を記載しております。
2. シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、2023年度は遡及処理後の計数を記載しております。
3. シメトラにおいてFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービスー保険契約」が適用されたことに伴い、2024年度は遡及適用後の計数を記載しております。

(3)支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,536	1,532	△4
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,632	1,628	△4
代理店	548	558	10

(4)使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,406	10,427	21	47	17	377
営業職員	31,746	32,258	512	46		

(5)主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
	百万円
住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社	100,000
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達の状況

米ドル建劣後特約付社債の発行により2025年9月に12.0億米ドル(1777億円)を調達しました。

(7)設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	29,923
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2025年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会 社 名	所在地	主要な 事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都 江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100 %
スミセイ情報システム株式会社	大阪府 大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100 %
アイアル少額短期保険株式会社	東京都 中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100 %
株式会社スミセイビルマネジメント	東京都 中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100 %
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都 港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100 %
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都 新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100 %
株式会社PREVENT	愛知県 名古屋市	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100 %
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都 新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100 %
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府 大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100 %
株式会社スミセイハーモニー	大阪府 大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100 %
住生物産株式会社	大阪府 大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100 %
株式会社シーエスエス	大阪府 大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100 %
株式会社保険デザイン	大阪府 大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95 %
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府 大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80 % (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都 新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52 % (64.70 %)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100 %
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100 %

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会 社 名	所在地	主要な 事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県 名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00 %
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都 中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35 %
株式会社エージェントIGホールディングス	東京都 新宿区	持株会社	2025年7月1日	397百万円	20.93 %
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都 中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95 %
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア	39.99 %
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン	22.08 %

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社が子会社、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等16社が子会社及び子法人等、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年6月27日	当社は、当社の子会社である株式会社PREVENTが行った約7億円の増資の引受けを行うとともに、同社は、約3.5億円の減資を行いました。
2025年7月1日	当社の関連法人等である株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループは持株会社である株式会社エーエージェントIGホールディングスの設立および株式移転を行いました。これにより、同持株会社は当社の関連法人等となり、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループは当社の関連法人等ではなくなりました。
2025年8月20日	当社は、当社の子会社であるSymetra Financial Corporationが行った9億米ドル(約1331億円)の増資の引受けを行いました。
2025年8月27日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3100百万フィリピンペソから3682百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年9月4日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra CLO 2026-1,Ltd.を設立し、同社は当社の子法人等となりました。
2025年9月5日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3682百万フィリピンペソから3700百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年12月19日	当社の子会社であるSymetra Bermuda Re Ltd.はSymetra Bermuda Service Company LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Propel Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は1百万シンガポールドルから9百万シンガポールドルへ増加しました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はNavigator Investment Services Limitedへの増資を実施し、同社の資本金は108百万シンガポールドルから128百万シンガポールドルへ増加しました。
2026年3月30日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はSinglife Financial Advisers Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は41百万シンガポールドルから56百万シンガポールドルへ増加しました。

(10)その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋 本 雅 博*	取締役会長	指名委員 報酬委員	
高 田 幸 徳*	取締役	指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長
角 英 幸*	取締役		
栄 森 剛 志*	取締役		
百 合 達 哉	取締役	監査委員	
森 公 高	取締役 (社外役員)	監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員
片 山 登志子	取締役 (社外役員)	監査委員	・片山・平泉・櫛座法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
山 本 謙 三	取締役 (社外役員)	指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役
白 河 桃 子	取締役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・iU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役
石 井 茂	取締役 (社外役員)	指名委員 報酬委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 取締役(非業務執行) ・株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役
小 林 充 佳	取締役 (社外役員)	監査委員	・N T T 西日本株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋 本 雅 博*	代表執行役		
高 田 幸 徳*	代表執行役社長		・「a. 取締役」参照
角 英 幸*	代表執行役副社長 グループ・サステナビリティ オフィサー	[企画部、主計部、経理部]担当 データサイエンスオフィサーの担当執行役	
栄 森 剛 志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
松 本 巖	執行役専務	[運用企画部]担当	
堀 江 喜 義	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、都心総合法人部]担当	
岩 井 豊 城	執行役専務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当	
香 山 真	執行役専務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局]担当	
汐 満 達	執行役常務	[C X企画部、財務部、不動産部、情報システム部]担当	
高 尾 延 治	執行役常務	[コンプライアンス統括部、調査広報部、商品部]担当	
橋 本 篤 史	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、大阪総括部、営業人事部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部、大阪すみれい事業部]担当	
寺 崎 啓 介	執行役常務	[リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部]担当、[コンプライアンス統括部]副担当	
川 口 謙 誠	執行役常務	[国際業務部、事業企画部]担当	

(注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2026年3月31日時点で、寺崎啓介は、コンプライアンス統括部副担当として商品部に関する事項を担当しております。
3. 2026年3月31日の終了をもって、代表執行役専務栄森剛志、執行役専務松本巖および香山真は、執行役を辞任しております。
4. 2026年4月1日付で、執行役専務堀江喜義は代表執行役専務に、執行役常務汐満達、高尾延治、橋本篤史、寺崎啓介および川口謙誠は執行役専務に、石原拓己、藤村俊雄、中山猛、竹中幸一、堀電雄および野村洋一は執行役常務に就任しております。

(2)会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	7	161
執行役	14	820
計	21	981

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2025年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2025年度中に報酬を支給した者(執行役1名)を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

1. 基本方針 執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。 具体的には、以下のとおりとする。 a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。 b. 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない) c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。 d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。 2. 報酬体系 業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。 a. 執行役の報酬体系 執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。 具体的には、以下のとおりとする。 (1)固定報酬 役位および職務内容に応じ決定する。 (2)業績連動報酬(単年度) 役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。 全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。 業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。 (3)業績連動報酬(中長期) 執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬(EV)および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬(非財務)を支給することができる。なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。 注)執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。 b. 取締役の報酬体系 取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役にについては、取締役の報酬は支給しない。 3. 報酬の水準 同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。
--

【業績連動報酬(単年度)について】

・固定報酬と業績連動報酬の支給割合

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100％
執行役	固定報酬：72.5％、業績連動報酬：27.5％

・業績連動報酬に係る指標

全社業績連動指標		E V 事業収益(※1)の経営計画に対する達成率
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率×所管する部門のK P I 等の達成状況に基づく総合評価
	上記以外の執行役	所管する部門のK P I 等の達成状況に基づく総合評価

※1 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループE V 事業収益

・当該指標を選択した理由

E V 事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE V の増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

・業績連動報酬の額の決定方法

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

・役職ごとの報酬の決定に関する方針

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100％適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70％、部門評価を30％適用

【業績連動報酬(中長期)について】

・指標および支給額の決定方法

業績連動報酬(E V)

指標	E V (※2)倍率
支給額決定方法	基準額×E V 倍率(執行役退任時E V /執行役就任時E V)

業績連動報酬(非財務)

指標	非財務評価ポイント
支給額決定方法	基準額×執行役在任中の非財務評価累計ポイント

※2 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループE V

・当該指標を選択した理由

E V 倍率	E V は、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計したものであり、生命保険会社の企業価値を総合的に表す代表的な指標のひとつ。E V 倍率を、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。
非財務評価ポイント	お客さまをはじめとした各ステークホルダーに信頼・支持され、持続的・安定的に成長することを目的としたサステナビリティ経営の進捗状況を5段階にポイント化し、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬		報酬等の合計
			単年度	中長期	
取締役	7	161	—	—	161
執行役	14	532	232	54	820
合 計	21	693	232	54	981

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

・業績連動報酬(単年度)

2025年度の業績連動報酬(単年度)は、各指標の2024年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V 事業収益	2,000	3,078
新契約価値(リテール部門)	1,437	1,259
新契約価値(代理店部門)	199	200

・業績連動報酬(中長期)

2025年度の業績連動報酬(中長期)は、各指標の2024年度の業績に基づいており、実績は次のとおりです。

指 標	実 績
2024年度末E V	5兆7848億円
非財務評価ポイント(※3)	サステナビリティ経営が進捗した(5段階中の3番目)

※3 業績連動報酬(非財務)については、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」ごとの進捗状況について報酬委員会で評価しており、2024年度の評価結果は、5段階中の3番目に該当する「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

ウェルビーイング貢献領域

ステークホルダー	ウェルビーイング貢献領域
お客さま、社会	・保険を通じた安心の提供 ・健康増進への貢献 ・充実した暮らしを支える ・国・地域の健康・ウェルビーイングのサポート
ビジネスパートナー	・ビジネスパートナーの成長
地球環境	・地球環境の改善
従業員	・人財の活性化、エンゲージメントの向上

報酬委員会では、ウェルビーイング価値提供顧客数、Vitality会員数、2019年比GHG削減率、NPS(※4)、eNPS(※5)等の定量指標の進捗状況、および諸取組みの遂行状況等に基づき、総合的に評価しております。

※4 NPSとは、「Net Promoter Score(ネット・プロモーター・スコア)」の略で、顧客ロイヤルティを数値化する指標。

※5 eNPSとは、「Employee Net Promoter Score(エンプLOYEE・ネット・プロモーター・スコア)」の略で、従業員の当社推奨度を示す指標。

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2025.5.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」を審議。
2025.5.20	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.6.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」、「退任執行役の報酬」を決議。「2025年度執行役の報酬」を審議。「2025年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2025.7.2	報酬委員会にて「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2025年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2025.8.6	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.11.18	報酬委員会にて「2025年度経営者報酬調査」を報告。
2025.12.18	報酬委員会にて「執行役の報酬制度改正」を審議。
2025.12.18	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.1.15	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.2.10	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」、「執行役の報酬制度改正」を決議。「役員報酬に係る事業報告記載事項の改正」を審議。「非財務評価方法の見直しスケジュール」を報告。
2026.3.16	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
片 山 登志子	片山・平泉・栢座法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉・栢座法律事務所の間に特別な関係はありません。
山 本 謙 三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
森 公 高	東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片 山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山 本 謙 三	株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白 河 桃 子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石 井 茂	株式会社横浜銀行 取締役(非業務執行) 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、同社へ外貨建定期預金、コールローンを行うとともに、代理店契約を締結しております。 株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役 当社は、株式会社横浜フィナンシャルグループの株式を保有しております。
小 林 充 佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係

該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会6回開催、 うち6回出席 報酬委員会6回開催、 うち6回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白 河 桃 子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会6回開催、 うち6回出席 報酬委員会6回開催、 うち6回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
石 井 茂	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会5回開催、 うち5回出席 監査委員会4回開催、 うち4回出席 報酬委員会4回開催、 うち4回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小 林 充 佳	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会1回開催、 うち1回出席 監査委員会11回開催、 うち11回出席 報酬委員会2回開催、 うち2回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(注) 1. 石井茂については、当事業年度に開催された監査委員会のうち、監査委員であった期間に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。
2. 小林充佳については、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会のうち、指名委員および報酬委員であった期間に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の監査委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。

(3)社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	－

(4)社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1)基金拠出額

50,000百万円

(2)当年度末基金拠出者数

1名

(3)基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	百万円 50,000	% 100

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	250* ※当社と会計監査人との間の 監査契約において、保険業 法に基づく監査と金融商品 取引法に準じた監査の監査 報酬の額を明確に区分でき ないため、その合計額を記 載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、 会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの 算出根拠などが適切であるかについて確認し た結果、会計監査人の報酬等について、同意を 行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士 法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業 務以外の業務である「アシュアランスレディネ ス業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は440百万円です。
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は1800百万円、非監査業務に基づく報酬は203百万円です。

(2)責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

- 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. および Symetra Financial Corporation は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- （1）定員および予算
- （2）所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
- （1）重要な会議への監査委員の出席
- （2）グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 前記 a の方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
- （1）担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
- （2）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
- （3）法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
- （4）内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
- （5）内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
- （6）その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記 b に掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
- e. 前3項および前記 a から d までの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

- ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
- （1）コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
- （2）内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
- （3）コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、企画部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要性に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ① 責任準備金等の適切な積立て
 - ② ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③ 法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価したうえで内部統制報告書を作成し、保険契約者等を開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 ・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド（アクション）カード（青クレド）」を全役職員に配布し、大切にすべき共通マインド（礎）を確認し、自身の行動を省みることが習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、FATCA（注1）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 保険募集管理体制 ・当社元営業職員による金銭詐欺取事を踏まえ、発生原因等の分析に基づいた再発防止策を策定・公表し、社内通知や諸会議等で徹底を図った。 ・社内外での不祥事故等の発生事案を踏まえた潜在的なリスク検知に向けたモニタリング、要指導・要把握職員の牽制・指導にスポットを当てた予兆把握・未然防止運営を継続実施した。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・本社販売部門のサポートチームにおいて、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを実施し、支社における自律的な改善指導の取組みおよびいち早い予兆把握を促進した。 ・営業職員取扱いの他社商品についてモニタリング・牽制・教育を継続して行ったほか、取扱知識のレベルアップに向け、研修や教宣資料により募集基本ルールの周知徹底を図った。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および当社出向者による不適切な手段での情報取得を踏まえ、コンプライアンス・マニュアルを改正するとともに、生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」をベースに、出向目的が便宜供与に該当する出向を禁じる旨を明記する保険代理店出向管理規程や便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則を新たに定めた。（注1）外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、不正行為やハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の醸成への取組みを継続し、毎月の動画研修や、営業職員初期教育において継続的な教宣を行った。 内部通報制度 ・内部通報受付件数の社外開示、社内イントラネットにおける内部通報受付状況の開示や、通報者保護取組みの教宣の拡充等により内部通報制度の信頼性・有効性向上を図った。また、パワーハラスメント懸念の申出が継続的に発生している状況を踏まえ、管理職を対象とした研修、教材の提供、パワーハラスメントへの意識向上・未然防止への注意喚起等の継続的な教宣を行った。
情報開示	・情報開示協議会において、ステークホルダーの理解に資する開示のレベルアップや、法令改正・開示基準への対応について議論を実施し、統合報告書・サステナビリティレポート・責任投資報告書・消費者志向コミュニケーションブック等の開示媒体の内容の充実および、わかりやすさの向上を図った。また、S S B J（注2）基準を踏まえた非財務情報の開示充実について検討を開始した。 （注2）サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standards Board of Japan）の略で、日本におけるサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信を行うための機構。

- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

- ・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
- ・規定・教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
- （1）リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
- （2）リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
統合的 リスク管理	・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 ・危機発生時の具体的な対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。
サイバーセキュリティ対策	・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 ・重要な外部委託先等に対する管理体制強化に向けた対応の検討を開始した。システム開発を伴う外部委託先に対して求めるセキュリティ対策基準に高度なサイバー攻撃検知対策を追加するとともに、委託元として外部委託先へのサイバー攻撃に対する監視体制を開始した。 ・DX推進に伴うシステム開発案件の増加に伴い、開発スピードに対応したセキュリティ診断サービスの利用を継続した。また、クラウドサービスの利用拡大を踏まえ、設定内容を監視するサービスを継続活用した。 ・金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」やサイバー脅威の動向等を踏まえたマニュアルや演習内容等の整備に向けて検討を開始し、サイバー演習の参加や実践的な侵入テストの実施、第三者評価など、グループ全体でのサイバーセキュリティ体制の強化に取り組んだ。 ・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持したうえでのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	・南海トラフ地震を想定したリアルで効果の高い危機対策本部設置訓練や富士山噴火、南海トラフ地震臨時情報発表時対応マニュアルの実効性検証を通じて、課題の明確化と改善に取り組んだ。 ・津波リスクが高く避難が困難と想定される営業拠点について、物理的安全性の確保に向け移転等の対応に着手した。 ・2025年3月に公表された「首都圏における広域防災対策ガイドライン」を踏まえ、富士山噴火対策マニュアルを改正した。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
- c. I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
ガバナンス体制	・重要テーマに関する審議時間の確保のため、取締役会付議事項の絞り込み・案件の性質に応じた報告方法の整理、取締役会の指示・意見事項のフォローアップ体制の整備に継続して取り組んだ。 ・ステークホルダーへの理解の深化を目的に、海外子会社等の派遣取締役との意見交換会を開催した。
経営計画	・「グループ中期経営計画」の策定に向け、経営計画規程にグループを対象とすることを明記する改正を行った。 ・「スミセイ中期経営計画2025」および「2025年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、社外取締役経営協議会での議論等を実施のうえ、「住友生命グループ中期経営計画2028・スミセイ中期経営計画2028」および「2026年度グループ経営計画・2026年度経営計画」を策定した。
収益管理	・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・全体最適な投資案件の優先順位付けに基づき、財源を確保した真に必要な新規投資案件に対し、投資効果最大化に向けた支援を実施した。また、期中の予算調整により、販売促進等への戦略的財源投入を実施した。 ・合理化取組への財源投入や過去の投資案件の再点検等、既存経費の計画的な合理化に引き続き取り組んだ。 ・中長期的な保険関係差損益の均衡に向けた、総リソース（固定給職種人件費・IT投資・その他物件費）の配賦最適化と管理高度化を図る観点から、各部門と対話を実施のうえ、次期中期経営計画期間における総リソース配賦の方向性を決定し、事業費等予算・人員計画・システム化計画に反映した。また、継続的な状況把握を行う「部門別総リソース運営（注1）」導入に向けた検討・対応を行った。 ・（新）ソルベンシー・マージン比率規制について、2026年3月末の導入に向けて、必要な方針・規程の新設・改正を行う等、ソルベンシー・マージン比率算定における正確性確保のための枠組みや内部検証体制の整備等の対応を行った。 （注1）中長期の保険関係差損益の収支均衡に向けて、固定給職種人件費やIT投資・その他物件費の総リソースを一体で管理する運営。

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
- （1）法令等遵守体制
- （2）保険数理管理体制
- （3）リスク管理体制
- （4）外部委託体制
- （5）内部監査体制
- b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
- （1）子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
- （2）子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
- （3）子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
- （4）子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
- c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。
- d. 「再建計画規程」に基づき再建計画を策定し、危機発生時におけるグループの健全性の迅速な回復を図る。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
グループガバナンスに関する内部統制システムの必要に応じた改善	・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。 ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携のうえ、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。 ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。 ・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。 ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。 ・再建計画規程に再建計画の定義や構成、見直しの頻度、経営や各組織の役割を定め、特段の事情がない限り、年1回再建計画の見直しを実施し、取締役会において決議することとしている。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。
子会社等	・子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポーティングの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」に基づき必要な体制整備を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権に関する取組み等を推進した。 ・シムトラおよびシングライフにおいて、専門分野ごとに部門別会議を継続開催し、実務レベルの相互理解促進を図った。

- ⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制
- お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。 ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。 ・「C X戦略会議」を設置し「C X取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。
保険契約管理・保険金等支払管理	・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド（アクション）カード（青クレド）」を全役職員に配布し、大切にすべき共通マインド（礎）を確認し、自身の行動を省みることを習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・「住友生命グループ行動規範」の認知・理解から「行動」実践への発展に向け、行動規範ケーススタディ集の事例を追加し、引き続き行動規範に基づき「考える」習慣づくりに取り組んだ。 ・マネジメント層向けの各種研修機会において、今日的に求められるリーダー像について周知し、お互いに尊重し、建設的な協力ができる組織づくりを推進した。 ・監督指針および生命保険協会のガイドラインの改正を踏まえ、保険代理店出向管理規程、便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則の新設等の体制整備を当社グループベースで行い、取締役会へ報告を行った。 ・プロダクトガバナンスに係る体制整備として、代理店の保険募集管理態勢等の確認において、一部の金融機関に対して顧客対応の改善に向けた働きかけを行うとともに、想定顧客への販売状況の検証ならびに検証結果の連携および対話の検討を開始した。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。
顧客サポート等管理	・保全手続きのデジタル化推進、各種の事務効率化、および職員教育等、サステナブルな保険事務サービス体制の構築に継続して取り組んだ。 ・生成AIの活用推進に向けた部門横断での研究・検証・実証実験を進めた。 ・事務担当者の高齢化や採用難等による人員減に対応するとともに、積極的な事務効率化により更なる人員・コスト削減に資するべく、地域特性に応じた効率的な支社・拠点事務体制の構築に向け、全社横断的に検討を開始した。 ・保全手続きおよび給付金請求におけるデジタル手続き・請求の拡大を実施し、支社・拠点・営業職員への各種教宣資料・教宣動画の提供、集合研修等を実施した。
顧客情報管理	・態度・マナーに起因する苦情の縮減に向けて、実際に各支社で発生した態度・マナーに関する苦情事例等を基にした教材を作成し、教宣を行った。 また、一部の支社にて苦情案件の情報交換を行う個別ミーティングを開始した。 ・Vitalityアプリ（注1）の全面刷新に起因する苦情が一時的に増加したが、不具合解消等に向けた通知、メール配信等、適切に対応した。 （注1）Vitality健康プログラム全員が、自身の会員ポータルを閲覧できるアプリ。
外部委託管理	・他社事案を踏まえ、当社グループ会社における高機能なウイルス対策導入の検討を開始するとともに、外部委託先に対する情報漏洩有無の監視を開始した。 ・一定の社外あてEメールを発信する場合、所属長等による承認を必要とする体制を構築するとともに、当該承認体制が適切に運用され機能していることを定期的に確認する体制を構築し、運用を開始した。
利益相反管理	・大量のお客さま情報を提供する場合等の外部委託先に係る評価（システム環境、海外企業の体制）や管理ルールについて、対応案について検討を開始した。 ・システム開発の外部委託先に求めるセキュリティ対策の基準等を明確にし、対応を強化した。 ・外部委託契約を締結・更新する際に、慎重な判断を要する事項がある場合のチェック体制の見直しを行い、職務権限規程や細則等の改正を行った。 ・外部委託先のシステム開発環境に対する確認強化を行い、新規委託先・既存委託先に対し、適宜必要な対策について検討を開始した。

- ⑦内部監査の実効性を確保するための体制
- 内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。
- a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役職員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。 ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 ・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 ・「住友生命グループ内部監査計画」「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告等 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。	
2025年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	・各分野の知見を有する経験者採用を実施したほか、内部監査の国際資格である「公認内部監査人(C I A)」の資格取得を推奨し、2025年度の新規取得者は3名で、取得者数(32名)は2025年度末在籍比目標30％以上にに対し45.1％と目標を達成した。また、データの収集・分析結果表示の自動化等によるIT活用を推進したほか、内部監査品質の継続的モニタリング(役職者によるレビュー活動)や外部評価を実施した。 ・昨年度のコンサルティングで得た知見を活用し、テーマ監査「より良い企業文化の実現に向けた取組み」においてテーマ監査の強化に取り組んだ。なお、全社的取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。 ・支社等監査におけるリスクベース監査を推進するとともに、態勢検証マニュアルの見直し等によるレベルアップならびに監査で判明した課題の改善にむけたフォローアップ運営を継続実施した。

7. その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

- 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - 2025年9月3日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選における推薦による総代候補者選考基準や総代候補者立候補要領等が決定されました。
 - 2026年2月17日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
- 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - 2025年5月22日、審議員会を開催し、2024年度決算案および事業概況、2025年度の取組みならびに定款等の変更等について報告しました。
 - 2025年11月26日、審議員会を開催し、2025年度上半期事業概況および次期中期経営計画等について報告しました。
- 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,952名のご契約者に出席いただきました。
- 当年度末現在の社員数は6,581,231名、総代数は178名です。

＜商品に関する事項＞

- 2026年1月1日、事業継続支援団体生命保険を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - 信用供与機関（銀行等）である債権者から経営者保証を設定しない事業性融資を借り入れた法人の代表者を被保険者とし、信用供与機関（銀行等）である債権者または信用保証機関（保証会社等）を保険契約者および保険金受取人とする団体保険です。
 - 被保険者が死亡された場合等に、所定の保険金をご契約者（保険金受取人）にお支払いし、その保険金をもって法人の債務の返済に充当されることによって、法人の円滑な事業継続および事業承継等を図ることを目的としています。
- 2026年1月5日、5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険「ドルつみ Vitality」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - 基本保険料払込期間は5年、保険期間は10年の、告知なしで加入できる米ドル建積立保険です。
 - 契約時に同時に加入いただく Vitality健康プログラム契約では、健康増進活動への取組みに応じた特典（リワード）として、Vitalityコインを獲得することができます。Vitality コインを1コイン＝1円に換算して健康増進保険料の払込みに利用することによって、満期保険金額等を大きくすることができ、資産形成と健康増進に一体的に取り組んでいただくことができる仕組みがあります。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

- 「Vision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。
- CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を今年度も開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
 - 子育て支援事業として、19回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から「スミセイアフタースクールプロジェクト」として全国の放課後児童クラブなどの運営を支援しております。また、子どもの情操教育支援を目的とする「第48回こども絵画コンクール」を実施しました。
 - 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組めました。また、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)における海洋保全活動への支援(2022年～)を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しております。さらに、三重県大台町、宮川森林組合および一般社団法人more treesと、2024年12月に森林保全および地域活性化に関する連携協定を締結し、多様性のある森づくりへの取組みを進めております。
 - 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、1992年から職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、キャッシュレス募金の推進も行いました。
 - 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町(以下、美浜町)をはじめとした地域社会の活性化を支援しております。具体的には、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品(似顔絵)を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。
- 他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」(以下、Birdie Donation)および「蟬川泰果 Eagle Donation for Future Supported by 住友生命」(以下、Eagle Donation)を展開し、両プロの活躍に応じてポイントを積み立てております。ゴルフツアーが終了次第、積み立てたポイントに応じ、子どもたちへの支援や地球環境の保護のための寄付を行っています。2025年度は、Birdie Donationにおいては、一般社団法人関西ゴルフ連盟へ寄付を行い、Eagle Donationにおいては、公益財団法人日本ゴルフ協会へ寄付を行いました。寄付金はジュニアゴルファーの育成に活用いただきます。

- 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本で唯一のプレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
- 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億9656万2812円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に6756万9974円、子育て支援・次世代応援事業に1億3663万7944円、地球環境保全事業に1300万円、地域社会関連事業に442万2287円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8000万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に893万2607円です。

◆社員配当の状況

社員配当金について

ご契約者への社員配当金については、単年度および将来の収益状況や自己資本の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、自己資本によるリスク対応力強化とご契約者への還元の充実についてのバランスをとることを基本的な考え方としています。この考え方に基づき、2025年度決算に基づく社員配当率は次のとおりとしています。

個人保険、個人年金保険 利差益配当について増配としました。その他の配当については据置きとしました。

団体保険 配当率は原則として据置きとしました。

(注) (総合福祉) 団体定期保険年金払特約については、個人保険、個人年金保険に準じて増配としました。

団体年金保険

＜新企業年金保険及び確定給付企業年金保険(02)等＞

配当率は、予定利率0.75%又は1.25% (解約控除あり) に対する責任準備金に対して0.09%としました。

＜拠出型企業年金保険(02)＞

配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.04%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

社員配当金支払の状況

(単位：百万円、%)				
社員配当金	2024年度		2025年度	
	金額	増加率	金額	増加率
	61,018	3.0	61,601	1.0

配当還元割合の状況

配当準備金繰入額 [691億円]	
配当還元割合＝	＝49%
配当準備金繰入額 ＋ 危険準備金等への繰入額 [715億円] (注)	

(注) 危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金(税効果相当額を含む)、基金償却準備金・基金償却積立金への繰入額。ただし、一時的な損益として、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額、終身保険への追加責任準備金積増額および既契約出再に伴う影響額を除く調整を行っています。

配当金のしくみ

ご契約者からお申込みいただく保険料は、予定した基礎率(予定利率・予定死亡率・予定事業費率)に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定と実績との間に剰余が生じたとき、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者にお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動(増減)いたします。

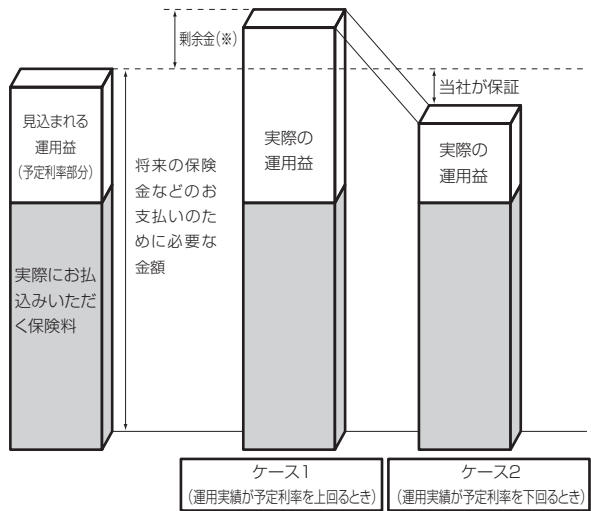
配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益(予定利率部分)を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に割り割になっております。

この見込まれる運用益よりも実際の運用益が上回ったときに配当金をお支払いすることができます。…【右図ケース1】

一方で実際の運用益が下回ったときには、配当金をお支払いすることができません。ただし、この見込まれる運用益については当社が保証しておりますので、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。…【右図ケース2】

配当金のしくみのイメージ
(予定利率部分のみの例)



(※) 剰余金が生じた場合は、配当金をお支払いすることができます。

2025年度決算に基づく社員配当率<個人保険および個人年金保険の配当>
3年ごと配当タイプ[販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

配当金 (＝①＋②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)				
①利差益配当	2025年度決算に基づく 単年度分について、増配	各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額(※) 例示)2022年度契約、2025年度契約、2028年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2023年度 1.60% 1.65% △0.05% 2024年度 1.70% 0.05% 2025年度 1.75% 0.10%		
		例示)2017年度契約、2020年度契約及び2023年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2023年度 1.20% 0.65% 0.55% 2024年度 1.30% 0.65% 2025年度 1.35% 0.70%		
		(※) 主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。		
		(例示)2014年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2023年度 1.60% 1.25% 0.35% 2024年度 1.70% 0.45% 2025年度 1.75% 0.50%		
②長期継続配当	据置き	契約後経過6年以降(※1)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)(※2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額 (例示)男性の場合 保険種類 契約時の年齢 定期保険特約(18) 2018年8月2日以降契約 6年経過時 0.00% 0.00% 9年経過時 28.00% 70.00% 定期保険特約 2007年4月2日以降 12年経過時 8.00% 20.00% 2018年8月1日以前契約 15年経過時 12.00% 30.00% 18年経過時 12.00% 30.00% 新介護収入保障特約 2013年4月2日以降契約 12年経過時 8.00% 16.00% 2007年4月2日以降 15年経過時 18.00% 30.00% 2013年4月1日以前契約 18年経過時 18.00% 30.00% 特定疾病保障定期保険特約 12年経過時 4.00% 8.00% 重度慢性疾患保障保険特約 2007年4月2日以降契約 15年経過時 6.00% 12.00% 18年経過時 6.00% 12.00% 生活障害収入保障特約 6年経過時 11.00% 4.00% 9年経過時 44.00% 16.00% 特定重度生活習慣病保障特約 6年経過時 12.00% 21.00% 9年経過時 48.00% 84.00% (※1) 更新後の場合を含みません。 (※2) 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。		
		災害・疾病関係特約 災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(※1)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額 (例示)日額1,000円あたり 30歳加入の場合 保険種類 男性 女性 災害入院特約(01)(本人型) 2007年4月2日以降契約 18年経過時 399円 567円 2007年4月2日以降契約 18年経過時 441円 0円 2018年8月2日以降契約 9年経過時 1,320円 0円 9年経過時 1,781円 560円 総合医療特約 2018年8月1日以前契約 12年経過時 938円 198円 15年経過時 1,302円 735円 (例示)保険料(年換算)(※2)あたり 保険種類 男性 女性 新先進医療・患者申出療養特約 2021年4月2日以降契約 6年経過時 0.00% 0.00% 2018年8月2日以降 6年経過時 266.10% 266.10% 2021年4月1日以前契約 9年経過時 112.50% 112.50% 2018年8月1日以前契約 12年経過時 75.00% 75.00% (※1) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。 (※2) 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。		

5年ごと利差配当タイプ

配当金 (＝①＋②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします)				
①利差益配当	2025年度決算に基づく 単年度分について、増配	各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額 例示)1996年度契約(予定利率2.90%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2021年度 1.15% 2.90% △1.75% 2022年度 1.15% △1.75% 2023年度 1.15% △1.75% 2024年度 1.25% △1.65% 2025年度 1.30% △1.60%		
		例示)2016年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2021年度 1.60% 1.25% 0.35% 2022年度 1.60% 0.35% 2023年度 1.60% 0.35% 2024年度 1.70% 0.45% 2025年度 1.75% 0.50%		
		例示)2001年度契約、2006年度契約及び2011年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2021年度 1.60% 1.65% △0.05% 2022年度 1.60% △0.05% 2023年度 1.60% △0.05% 2024年度 1.70% 0.05% 2025年度 1.75% 0.10%		
		例示)2021年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移 決算年度 (A)配当基準率利回り (B)予定利率 (C)利差益配当率 (A)-(B) 2021年度 1.20% 0.65% 0.55% 2022年度 1.20% 0.55% 2023年度 1.20% 0.55% 2024年度 1.30% 0.65% 2025年度 1.35% 0.70%		
②長期継続配当	据置き	ただし、下記の契約については、次のとおりとします。 対 象 利差益配当率 例 示 一時払養老保険 0% 予定利率1.00%の契約…0% 一時払個人年金保険 0% 予定利率1.00%の契約…0% 1998年7月2日以降の一時払終身保険 0% 予定利率1.40%の契約…0%		
		契約後経過10年以降(※1)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)(※2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額 (例示)男性の場合 保険種類 契約時の年齢 定期保険(特約) 2018年8月2日以降契約 10年経過時 0.00% 0.00% 2007年4月2日以降 10年経過時 36.00% 90.00% 2018年8月1日以前契約 15年経過時 20.00% 50.00% 2007年4月1日以前契約 20年経過時 57.50% 77.50% 2013年4月2日以降契約 15年経過時 20.00% 40.00% 新介護収入保障特約 2007年4月2日以降 15年経過時 30.00% 50.00% 2013年4月1日以前契約 20年経過時 62.50% 67.50% 特定疾病保障定期保険(特約) 2007年4月2日以降契約 15年経過時 10.00% 20.00% 重度慢性疾患保障保険(特約) 2007年4月1日以前契約 20年経過時 28.75% 33.75% 生活障害収入保障特約 10年経過時 55.00% 20.00% 特定重度生活習慣病保障特約 10年経過時 60.00% 105.00% (※1) 更新後の場合を含みません。 (※2) 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。		
災害・疾病関係特約等	据置き	災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(※1)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額 (例示)日額1,000円あたり 30歳加入の場合 保険種類 男性 女性 災害入院特約(01)(本人型) 2007年4月2日以降契約 20年経過時 700円 840円 2007年4月1日以前契約 20年経過時 700円 840円 疾病医療特約(01)(本人型) 2007年4月2日以降契約 20年経過時 0円 0円 2007年4月1日以前契約 20年経過時 0円 0円 総合医療特約 2018年8月2日以降契約 10年経過時 2,156円 0円 2018年8月1日以前契約 10年経過時 3,703円 980円 (例示)保険料(年換算)(※2)あたり 保険種類 男性 女性 新先進医療・患者申出療養特約 2021年4月2日以降契約 10年経過時 0.00% 0.00% 2018年8月2日以降 10年経過時 372.60% 372.60% 2021年4月1日以前契約 10年経過時 225.00% 225.00% (※1) 更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。 (※2) 健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。		

毎年配当タイプ

配当金（＝①＋②＋③＋④、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）							
①利差益配当	増配	責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額					
		対 象	利差益配当率	例 示			
		予定利率1%未満の契約	1.35%－予定利率	予定利率0.55%の契約… 0.80%			
		予定利率1%以上2%以下の契約	1.75%－予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.25%			
		予定利率2%超の契約	1.30%－予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.70%			
ただし、下記の契約については、上記にかかわらず次のとおりとします。							
		対 象	利差益配当率	例 示			
		1995年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約… 0%			
		1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約… 0%			
		1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約… 0%			
		(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)					
②死差益配当	据置き	(例示) 1985年4月2日以降1990年4月1日以前の終身保険 男性、50歳、危険保険金 100万円につき 1,570円					
③災害・疾病特約配当	据置き	(例示) 40歳、男性の場合					
		保険種類	入院給付日額 1,000円につき	保険種類	1件 あたり		
		新疾病医療特約(87)(本人型)	580円	新先進医療・ 患者申出療養特約 (*)	2021年4月2日以降契約	0円	
		総合医療特約	2018年8月2日以降契約 2018年8月1日以前契約		240円 410円	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476円
					2018年8月1日以前契約	540円	
(*) 費差益配当の額を含みます。							
④費差益配当	据置き	(例示) 保険料払込中の契約について ＜配当回数2回目以降＞ (1)基本部分 1990年4月2日以降 1993年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき 250円 ＜配当回数4回目以降＞					
		保険金額に応じた上乗せ	保険金額 100万円につき				
		(2) 総保険金額が3000万円以上 5000万円未満の場合	50円				
		総保険金額が5000万円以上の場合	100円				
		(3) 配当回数5回目毎 (配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2000万円を超える部分	300円				

【社員配当金額の例示】

<例1> 3年ごと配当付特約組立型保険

(健康増進乗率適用特約、生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額 1万円

入院保障充実特約(O9) 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2020年度(6年)	124,692円	(16,448) 16,454円	20,328,000円

(*) 保険料は割引率が15%の場合の金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険

(生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、(生活)収入保障年金年額150万円

特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額 1万円

入院保障充実特約(O9) 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2017年度(9年)	152,424円	(56,068) 56,074円	16,122,000円

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険

(新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約(*)1)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、年金年額240万円

総合医療特約(*)2 日額 1万円、入院保障充実特約(O9)(*)3 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料(*)4 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2014年度(12年)	175,896円	(9,353) 9,367円	18,549,600円
2011年度(15年)	246,288	(1,881) 1,939	22,519,200
2008年度(18年)	202,908	(31,934) 32,006	22,519,200

(*)1 2011年度契約は新介護収入保障特約(10回タイプ)付加契約とします。
(*)2 2008年度契約は災害入院特約(O1)、疾病医療特約(O1)、入院治療重点保障特約付加契約とします。
(*)3 2008年度契約は通院特約(O4)付加契約とし、日額は3千円とします。
(*)4 保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

<例4> 定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

災害入院特約(O1)・疾病医療特約(O1) 日額 1万円、通院特約 日額 3千円

加入年度(経過年数)	保険料(*)1 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金(*)2]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度(30年)	358,296円	(144,708) 145,412円	20,000,000円

(*)1 保険料は55歳時に更新した後の金額です。
(*)2 定期保険特約等は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

<例5> 定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替利率、月払、死亡保険金1,000万円

総合医療特約 日額 1万円、入院保障充実特約(O9) 給付金額10万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2016年度(10年)	136,080円	(79,536) 79,546円	10,000,000円

<例6> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替利率、月払、保険金100万円

加入年度(経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配 当 金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2016年度(10年)	33,360円	(4,348) 4,487円	死亡 1,000,000円
2011年度(15年)	31,656	(0) 126	死亡 1,000,000
2006年度(20年)	31,656	(0) 137	死亡 1,000,000
2001年度(25年)	31,656	(0) 148	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1996年度(30年)	28,584	(-) -	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1.保険料、保険金額は保険ファンド部分を除いた金額です。
2.[死亡契約]、[満期・死亡契約]欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>、<例2>および<例3>については、年金の現価相当額を示します。
3.[受取金額]欄の()内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

2024年度決算に基づく社員配当率<個人保険および個人年金保険の配当>
3年ごと配当タイプ[販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

①利差益配当

2024年度決算に基づく
単年度分について、増配

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（＊）
（例示）2001年度契約、2004年度契約、2007年度契約及び2010年度契約(予定利率1.65％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2022年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2023年度	1.60%		△0.05%
2024年度	1.70%		0.05%

（例示）2013年度契約及び2016年度契約(予定利率1.25％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2022年度	1.60%	1.25%	0.35%
2023年度	1.60%		0.35%
2024年度	1.70%		0.45%

（例示）2019年度契約及び2022年度契約(予定利率0.65％)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2022年度	1.20%	0.65%	0.55%
2023年度	1.20%		0.55%
2024年度	1.30%		0.65%

（＊）主契約(保険ファンド)部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

災害・
疾病
関係
特約

契約後経過6年以降（＊1）の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)（＊2）に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額
（例示）男性の場合

保険種類		契約時の年齢	
		30歳	50歳
定期保険特約(18)	2018年8月2日以降契約	6年経過時	0.00%
		9年経過時	24.00%
		12年経過時	8.00%
定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年8月1日以前契約	15年経過時	12.00%
		18年経過時	12.00%
		20年経過時	16.00%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約 2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	8.00%
		15年経過時	18.00%
		18年経過時	18.00%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月2日以降契約	12年経過時	4.00%
		15年経過時	6.00%
		18年経過時	6.00%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%
		9年経過時	44.00%
		6年経過時	12.00%
特定重度生活習慣病保障特約		9年経過時	48.00%
		12年経過時	21.00%
		9年経過時	84.00%

（＊1）更新後の場合を含みません。
（＊2）健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

②長期継続配当

災害・
疾病
関係
特約

災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降（＊1）の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額
（例示）日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類		男性		女性	
		2007年4月2日以降契約	18年経過時	399円	567円
災害入院特約(O1)(本人型)	2007年4月2日以降契約	18年経過時	441円	0円	0円
		2018年8月2日以降契約	6年経過時	1,320円	0円
総合医療特約	2018年8月1日以前契約	9年経過時	1,718円	560円	196円
		12年経過時	938円	1,302円	735円
		15年経過時	1,302円	735円	735円

（例示）保険料(年換算)（＊2）あたり

保険種類		男性		女性	
		2021年4月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	6年経過時	266.10%	266.10%	266.10%
		9年経過時	112.50%	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%	75.00%

（＊1）更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
（＊2）健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

5年ごと利差配当タイプ

①利差益配当

2024年度決算に基づく
単年度分について、増配

配当金（＝①＋②、この額がマイナスとなる場合はゼロとします）

各年度の責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額
(例示)2000年度契約(予定利率2.15%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2020年度	1.15%	2.15%	△1.00%
2021年度	1.15%		△1.00%
2022年度	1.15%		△1.00%
2023年度	1.15%		△1.00%
2024年度	1.25%		△0.90%

(例示)2015年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2020年度	1.60%	1.25%	0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%
2023年度	1.60%		0.35%
2024年度	1.70%		0.45%

(例示)2020年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準率利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 (A)－(B)
2020年度	1.20%	0.65%	0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%
2023年度	1.20%		0.55%
2024年度	1.30%		0.65%

ただし、下記の契約については、次のとおりとします。

対 象	利差益配当率	例 示
一時払養老保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率1.00%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率1.40%の契約…0%

②長期継続配当

据置き

定期
保険
特約等

据置き

災害・
疾病
関係
特約等

据置き

契約後経過10年以降(※1)の5年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)(※2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額
(例示)男性の場合

保険種類		契約時の年齢	
		30歳	50歳
定期保険(特約)	2018年8月2日以降契約	10年経過時	0.00%
	2007年4月2日以降	10年経過時	32.00%
		15年経過時	20.00%
新介護収入保障特約	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%
	2013年4月2日以降契約	10年経過時	32.00%
		15年経過時	64.00%
特定疾病保障定期保険(特約) 重度慢性疾患保障保険(特約)	2007年4月2日以降契約	20年経過時	62.50%
	2007年4月1日以前契約	16.00%	67.50%
		10年経過時	32.00%
生活障害収入保障特約 特定重度生活習慣病保障特約	2007年4月1日以前契約	15年経過時	10.00%
		20年経過時	28.75%
		55.00%	33.75%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	55.00%
		10年経過時	60.00%
		105.00%	105.00%

(※1)更新後の場合を含みません。
(※2)健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

災害・
疾病
関係
特約等

据置き

災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過10年以降(※1)の5年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額
(例示)日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類		男性		女性	
		2007年4月2日以降契約	20年経過時	700円	840円
災害入院特約(O1)(本人型)	2007年4月1日以前契約	20年経過時	700円	840円	840円
		2007年4月2日以降契約	20年経過時	0円	0円
		2007年4月1日以前契約	20年経過時	0円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	10年経過時	1,848円	0円	0円
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	3,332円	980円	980円

(例示)保険料(年換算)(※2)あたり

保険種類		男性		女性	
		2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
新先進医療・患者申出療養特約	2018年8月2日以降	10年経過時	310.50%	310.50%	310.50%
	2021年4月1日以前契約	10年経過時	187.50%	187.50%	187.50%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	187.50%	187.50%	187.50%

(※1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。
(※2)健康増進乗率適用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

◆計算書類関係

① 貸借対照表

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
	金額	金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	902,108	996,744
現 金	10	10
預貯金	902,098	996,734
コールローン	1,152,304	763,400
買入金銭債権	550,257	549,312
金銭の信託	62,022	94,102
有価証券	30,338,695	31,817,336
国 債	11,216,638	10,969,288
地方債	176,438	155,897
社 債	2,816,441	2,579,468
株 式	3,356,408	4,222,859
外国証券	12,282,344	13,414,000
その他の証券	490,425	475,821
貸付金	2,069,452	2,060,390
保険約款貸付	218,059	210,661
一般貸付	1,851,393	1,849,729
有形固定資産	655,303	644,901
土 地	436,862	430,037
建 物	196,471	202,269
リース資産	7,817	6,329
建設仮勘定	10,798	3,035
その他の有形固定資産	3,352	3,228
無形固定資産	45,777	44,853
ソフトウェア	35,829	35,819
その他の無形固定資産	9,947	9,034
再保険貸	759	1,344
その他資産	548,638	529,380
未収金	26,771	29,176
前払費用	9,578	11,933
未収収益	171,548	183,166
預託金	5,013	4,005
先物取引差入証拠金	57,141	41,192
金融派生商品	77,875	42,641
金融商品等差入担保金	127,355	154,009
仮払金	8,143	9,653
その他の資産	65,211	53,601
前払年金費用	41,743	62,343
繰延税金資産	356,340	92,781
貸倒引当金	△906	△869
資産の部合計	36,722,496	37,656,023

(単位：百万円)

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
	金額	金額
(負債の部)		
保険契約準備金	29,091,434	29,033,003
支払備金	130,964	130,411
責任準備金	28,749,390	28,687,235
社員配当準備金	211,078	215,356
再保険借	1,872	2,229
社 債	448,695	626,455
その他負債	4,475,419	4,374,510
売現先勘定	3,725,641	3,254,870
借入金	220,000	220,000
未払法人税等	19,744	70,471
未払金	61,651	34,746
未払費用	51,732	52,637
前受収益	819	28,528
預り金	66,415	63,617
預り保証金	33,963	35,219
金融派生商品	183,414	464,121
金融商品等受入担保金	88,659	129,010
リース債務	8,350	6,754
資産除去債務	1,795	1,427
仮受金	11,239	10,186
その他の負債	1,992	2,919
価格変動準備金	930,026	917,260
再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,660
負債の部合計	34,960,186	34,966,120
(純資産の部)		
基金	50,000	50,000
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
剰余金	349,875	364,075
損失填補準備金	6,804	7,004
その他剰余金	343,071	357,071
基金償却準備金	10,000	20,000
価格変動積立金	255,000	255,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,313	1,316
別途積立金	223	223
当期末処分剰余金	76,534	80,531
基金等合計	1,038,878	1,053,078
その他有価証券評価差額金	822,943	1,770,301
繰延ヘッジ損益	△52,771	△90,286
土地再評価差額金	△46,740	△43,190
評価・換算差額等合計	723,431	1,636,824
純資産の部合計	1,762,310	2,689,902
負債及び純資産の部合計	36,722,496	37,656,023

② 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
	金額	金額
経常収益	3,427,936	3,964,948
保険料等収入	2,129,556	2,303,164
保険料	2,121,125	2,290,454
再保険収入	6,320	10,606
準備金受入金	2,109	2,103
資産運用収益	1,214,015	1,516,941
利息及び配当金等収入	930,690	945,323
預貯金利息	16,644	16,602
有価証券利息・配当金	823,654	833,468
貸付金利息	33,258	34,219
不動産賃貸料	37,046	38,347
その他利息配当金	20,086	22,685
金銭の信託運用益	1,391	3,692
有価証券売却益	270,230	334,468
有価証券償還益	10,607	9,794
為替差益	—	124,852
貸倒引当金戻入額	—	24
その他運用収益	1,095	1,908
特別勘定資産運用益	—	96,877
その他経常収益	84,365	144,842
年金特約取扱受入金	3,611	3,684
保険金据置受入金	20,238	19,780
支払備金戻入額	—	553
責任準備金戻入額	12,598	62,155
退職給付引当金戻入額	13,264	20,600
その他の経常収益	34,652	38,068
経常費用	3,330,248	3,900,043
保険金等支払金	2,113,013	2,657,012
保険金	546,587	540,460
年 金	476,832	517,746
給付金	335,743	343,540
解約返戻金	627,295	779,566
その他返戻金	55,277	78,597
再保険料	71,277	397,101
責任準備金等繰入額	5,073	597
支払備金繰入額	4,870	—
社員配当金積立利息繰入額	203	597
資産運用費用	735,142	754,310
支払利息	33,785	46,752
売買目的有価証券運用損	147	143
有価証券売却損	252,111	429,695
有価証券評価損	5,971	25,522
有価証券償還損	127	842
金融派生商品費用	257,131	161,747
為替差損	70,079	—
貸倒引当金繰入額	117	—
賃貸用不動産等減価償却費	10,051	10,465
その他運用費用	92,159	79,140
特別勘定資産運用損	13,460	—
事業費	348,273	357,098
その他経常費用	128,744	131,024
保険金据置支払金	55,174	50,464
税 金	28,933	31,416
減価償却費	18,787	18,807
その他の経常費用	25,848	30,336
経常利益	97,688	64,905
特別利益	17	16,918
固定資産等処分益	17	4,152
価格変動準備金戻入額	—	12,766
特別損失	36,939	2,170
固定資産等処分損	3,223	806
減損損失	10,784	667
価格変動準備金繰入額	22,200	—
社会及び契約者福祉増進助成金	731	696
税引前当期純剰余	60,766	79,653
法人税及び住民税	41,556	55,816
法人税等調整額	△66,858	△59,547
法人税等合計	△25,301	△3,730
当期純剰余	86,068	83,383

③ 基金等変動計算書

2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等					純資産 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金							基金等 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
				損失填補 準備金	その他剰余金					剰余金 合計						
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金							
当期首残高	50,000	639,000	2	6,604	—	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△58,355	△58,355	△58,355					△58,355
損失填補準備金の積立				200					△200	—	—					—
基金利息の支払									△357	△357	△357					△357
当期純剰余									86,068	86,068	86,068					86,068
基金償却準備金の積立					10,000				△10,000	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△731		731	—	—					—
土地再評価差額金の取崩									△10,264	△10,264	△10,264					△10,264
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△236,372
当期変動額合計	—	—	—	200	10,000	—	△31	—	6,921	17,090	17,090	△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△219,281
当期末残高	50,000	639,000	2	6,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	349,875	1,038,878	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310

2025年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) (単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等					純資産 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金							基金等 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
				損失填補 準備金	その他剰余金					剰余金 合計						
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金							
当期首残高	50,000	639,000	2	6,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	349,875	1,038,878	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310
当期変動額																
社員配当準備金の積立									△65,282	△65,282	△65,282					△65,282
損失填補準備金の積立				200					△200	—	—					—
基金利息の支払									△352	△352	△352					△352
当期純剰余									83,383	83,383	83,383					83,383
基金償却準備金の積立					10,000				△10,000	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の積立							700		△700	—	—					—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩							△696		696	—	—					—
土地再評価差額金の取崩									△3,549	△3,549	△3,549					△3,549
基金等以外の項目の当期変動額(純額)												947,358	△37,514	3,549	913,392	913,392
当期変動額合計	—	—	—	200	10,000	—	3	—	3,996	14,199	14,199	947,358	△37,514	3,549	913,392	927,592
当期末残高	50,000	639,000	2	7,004	20,000	255,000	1,316	223	80,531	364,075	1,053,078	1,770,301	△90,286	△43,190	1,636,824	2,689,902

④ 剰余金処分にに関する決議

(単位：百万円)		
科 目	2024年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
当期末処分剰余金	76,534	80,531
剰余金処分額	76,534	80,531
社員配当準備金	65,282	69,178
差引純剰余金	11,252	11,352
損失填補準備金	200	300
基金利息	352	352
任意積立金	10,700	10,700
基金償却準備金	10,000	10,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

当社は、定款により、剰余金処分ににおいて社員配当準備金等に積み立てる金額を保険業法施行規則第30条の4で定める金額*の100分の20以上としています。2025年度の剰余金処分ににおいては、社員配当準備金に69,178百万円を繰り入れており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は99.9%となりました。

* 当期末処分剰余金から、任意積立金目的取崩額、基金利息の支払額、損失填補準備金に積み立てる額および基金償却準備金に積み立てる額（一定の上限の範囲内）の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1)有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他の有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2)保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、小区分は次のとおり設定しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1)有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他の有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2)保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、従前の小区分「一時払養老保険契約(一部を除く)」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当期より「個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く)」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。 変更後の小区分は次のとおり設定しております。
個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く) 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象) 抛成型企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象) 確定抛成型年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 一時払養老保険契約(一部を除く) 利率変動型終身保険(一時払)契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約(一部の保険種類を除く)	個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く) 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象) 抛成型企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象) 確定抛成型年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 利率変動型終身保険(一時払)契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約(一部の保険種類を除く)
(3)デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3)デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。	4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26百万円です。

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 翌期から 8年	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 翌期から 8年
退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 300,669百万円 勤務費用 12,526百万円 利息費用 1,728百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △41,295百万円 退職給付の支払額 △17,109百万円 期末における退職給付債務 256,519百万円	退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 256,519百万円 勤務費用 9,955百万円 利息費用 5,594百万円 数理計算上の差異の当期発生額 6,432百万円 退職給付の支払額 △17,954百万円 期末における退職給付債務 260,548百万円
ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産 407,078百万円 期待運用収益 2,491百万円 数理計算上の差異の当期発生額 30,761百万円 事業主からの拠出額 5,587百万円 退職給付の支払額 △8,374百万円 期末における年金資産 437,544百万円	ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産 437,544百万円 期待運用収益 4,058百万円 数理計算上の差異の当期発生額 132,201百万円 事業主からの拠出額 5,690百万円 退職給付の支払額 △8,982百万円 期末における年金資産 570,512百万円
ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 256,519百万円 年金資産 △437,544百万円 △181,024百万円 未認識数理計算上の差異 139,280百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △41,743百万円 前払年金費用 △41,743百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △41,743百万円	ハ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表 積立型制度の退職給付債務 260,548百万円 年金資産 △570,512百万円 △309,963百万円 未認識数理計算上の差異 247,620百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △62,343百万円 前払年金費用 △62,343百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △62,343百万円
二. 退職給付に関連する損益 勤務費用 12,526百万円 利息費用 1,728百万円 期待運用収益 △2,491百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △10,704百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 1,058百万円	二. 退職給付に関連する損益 勤務費用 9,955百万円 利息費用 5,594百万円 期待運用収益 △4,058百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △17,430百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 △5,937百万円
ホ. 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 株 式 52 % 生命保険一般勘定 26 % 債 券 4 % 投資信託 4 % その他 14 % 合 計 100 % 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が60 %含まれています。	ホ. 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 株 式 63 % 生命保険一般勘定 20 % 投資信託 4 % 債 券 4 % その他 9 % 合 計 100 % 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が68 %含まれています。
ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	ヘ. 長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。 割引率 2.181 % 長期期待運用収益率 確定給付企業年金 1.4 % 退職給付信託 0.0 %	ト. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。 割引率 2.181 % 長期期待運用収益率 確定給付企業年金 2.3 % 退職給付信託 0.0 %
③確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,373百万円です。	③確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,412百万円です。
5. 価額変動準備金の計上基準 価額変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。	5. 価額変動準備金の計上基準 価額変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「[保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い]」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。	6. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「[保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い]」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算してあります。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。 また、当期より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018(死亡保険用)を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積み立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。 なお、責任準備金の積み立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積み立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。	8. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算してあります。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。 また、当期より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018(死亡保険用)を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積み立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。 なお、責任準備金の積み立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積み立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
9. 既発生未報告支払備金の計算方法 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。	9. 既発生未報告支払備金の計算方法 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
11. 保険料の計上基準 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。	11. 保険料の計上基準 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
12. 保険金等支払金の計上基準 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。	12. 保険金等支払金の計上基準 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

注記事項(貸借対照表関係)

2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)
1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,065百万円です。 なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、665百万円です。上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。	1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、3,615百万円です。 なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、461百万円です。上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,005百万円です。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、417,474百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107百万円です。なお、負債の額も同額です。	3. 有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。
4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、184,354百万円、金銭債務の総額は、7,182百万円です。	4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、912,272百万円です。なお、負債の額も同額です。
5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 213,538百万円 前期剰余金よりの繰入額 58,355百万円 当期社員配当金支払額 61,018百万円 利息による増加等 203百万円 当期末現在高 211,078百万円	5. 子会社等に対する金銭債権の総額は、194,943百万円、金銭債務の総額は、6,930百万円です。
6. 子会社等の株式等の総額は、1,362,561百万円です。	6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 当期首現在高 211,078百万円 前期剰余金よりの繰入額 65,282百万円 当期社員配当金支払額 61,601百万円 利息による増加等 597百万円 当期末現在高 215,356百万円
7. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,489,493百万円です。	7. 子会社等の株式等の総額は、1,521,890百万円です。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	8. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,326,767百万円です。
9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。	9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,198,768百万円です。
11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、770,174百万円です。	11. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は31百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
	12. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,680,017百万円です。
	13. 2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行う予定です。

2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)
12. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、5,791百万円です。	14. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,844百万円です。
13. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。	15. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。	16. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
15. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。	17. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
16. 繰延税金資産の総額は、770,723百万円、繰延税金負債の総額は、391,620百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,763百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金371,401百万円及び価格変動準備金268,591百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,657百万円です。 なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96％は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96％、2026年4月1日以降のものについては28.88％に変更されております。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △41.6％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 △32.6％、社員配当準備金繰入額 △30.0％、土地再評価差額金の取崩 △4.8％です。 税率変更により、当期末における繰延税金資産は10,666百万円増加し、法人税等調整額は19,816百万円、その他有価証券評価差額金は9,832百万円それぞれ減少しております。	18. 繰延税金資産の総額は、858,909百万円、繰延税金負債の総額は、742,685百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、23,442百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金373,984百万円及び価格変動準備金264,904百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額646,919百万円です。 当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △4.6％であり、法定実効税率 27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △24.2％、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 △3.2％、外国子会社配当金益金不算入 △2.5％です。
17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、202,199百万円です。	19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、20百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、634,061百万円です。
18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は482,695百万円、時価は647,627百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,453百万円を計上しております。	20. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は476,372百万円、時価は661,966百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,077百万円を計上しております。

注記事項(金融商品関係)

2024年度(皇 2024年4月 1日 2025年3月31日)

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金(譲渡性預金除く)、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
現金及び預貯金(譲渡性預金)	358,799	358,799	－	
うち、その他有価証券	358,799	358,799	－	
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429	
うち、その他有価証券	454,936	454,936	－	
金銭の信託	62,022	62,022	－	
有価証券	28,639,277	27,426,048	△1,213,229	
売買目的有価証券	632,209	632,209	－	
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076	
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698	
子会社株式及び関連会社株式	43,459	51,851	8,392	
その他有価証券※1	12,267,134	12,267,134	－	
貸付金	2,069,452			
貸倒引当金※2	△666			
	2,068,785	1,945,086	△123,699	
社債	448,695	426,463	△22,232	
借入金	220,000	213,723	△6,277	
デリバティブ取引※3	(105,539)	(105,539)	－	
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,327)	(24,327)	－	
ヘッジ会計が適用されているもの	(81,211)	(81,211)	－	

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	73,464	76,727	3,263
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	155,629	150,234	△5,395
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合計		1,855,593	1,858,670	3,076

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,184,104	6,432,999	248,894
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,793,099	4,480,722	△1,312,376
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,840,880	12,616,182	△1,224,698

2024年度(皇 2024年4月 1日
至 2025年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	(単位：百万円) 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	224,587	226,654	2,066
	株式	1,188,275	2,855,398	1,667,123
	外国証券	3,369,192	3,636,584	267,391
	公社債	2,449,699	2,547,422	97,722
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,044,098	1,589,193	△454,905
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	3,899,260	3,500,111	△399,149
	公社債	2,964,744	2,706,975	△257,769
	株式等	934,516	793,136	△141,380
その他の証券	156,185	143,673	△12,512	
合計		12,006,749	13,080,871	1,074,121

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

	(単位：百万円) 貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	1,274,412
組合出資金等※2	425,006

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象としてはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
譲渡性預金	359,000	—	—	—
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	654,740	3,897,648	5,892,930	12,897,299
満期保有目的の債券	311,895	88,700	594,300	820,461
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,719,784
その他有価証券	102,216	1,104,869	1,966,662	4,357,054
貸付金※1	199,407	458,321	528,384	585,279
社債※1	—	—	—	297,030
借入金※1	—	—	—	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	(単位：百万円) 時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	—	358,799	—	358,799
買入金銭債権	—	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	—	—	62,022	62,022
有価証券	5,686,816	5,052,199	1,356,504	12,095,519
売買目的有価証券	503,640	128,568	—	632,209
その他有価証券	5,183,175	4,923,630	1,356,504	11,463,310
国債	823,974	—	—	823,974
地方債	—	29,026	—	29,026
社債	—	962,847	—	962,847
株式	3,008,954	—	—	3,008,954
外国証券	1,266,087	3,728,780	1,356,504	6,351,372
公社債	989,289	3,097,714	1,167,393	5,254,397
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	—	287,135
デリバティブ取引	619	68,584	8,670	77,875
通貨関連	—	65,632	4,563	70,195
金利関連	—	1,678	—	1,678
株式関連	467	—	4,107	4,574
その他	151	1,274	—	1,426
資産計	5,687,435	5,799,519	1,562,199	13,049,154
デリバティブ取引	2,143	181,270	—	183,414
通貨関連	—	116,618	—	116,618
金利関連	—	64,631	—	64,631
株式関連	1,721	—	—	1,721
その他	422	20	—	442
負債計	2,143	181,270	—	183,414

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は803,823百万円です。
当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

	(単位：百万円) 基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	590,444
当期の損益又は評価・換算差額等	9,841
損益に計上※1	△1,972
評価・換算差額等に計上	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	803,823
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は566,225百万円です。

2024年度(自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日)

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	88,891	88,891
有価証券	9,477,281	5,047,424	1,999	14,526,704
満期保有目的の債券	79,825	1,778,845	—	1,858,670
国債	79,825	—	—	79,825
社債	—	147,136	—	147,136
外国証券	—	1,631,708	—	1,631,708
公社債	—	1,631,708	—	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,217,519	1,999	12,616,182
国債	9,396,663	—	—	9,396,663
地方債	—	113,546	—	113,546
社債	—	1,403,511	—	1,403,511
外国証券	—	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	—	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	—	51,851
貸付金	—	15,333	1,929,752	1,945,086
資産計	9,477,281	5,062,758	2,020,643	16,560,682
社債	—	426,463	—	426,463
借入金	—	213,723	—	213,723
負債計	—	640,186	—	640,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。
これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。
相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。
また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。
保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。
ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。
なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引※2	合計
期首残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益又は評価・換算差額等	△4,219	480	△31,927	△7,988	△43,655
損益に計上※1	0	480	△5,769	△7,988	△13,278
評価・換算差額等に計上	△4,219	—	△26,157	—	△30,377
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,102	37,197	△29,855	17,387	22,626
レベル3の時価への振替	—	—	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△5,480	△5,480

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。
時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)				
金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。				
(1) 金融商品の状況に関する事項				
当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っています。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。				
当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。				
デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。				
当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っています。市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測しております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、リスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理を行っています。				
(2) 金融商品の時価等に関する事項				
当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金(譲渡性預金除く)、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。				
(単位：百万円)				
現金及び預貯金(譲渡性預金)	408,724	408,724	—	—
うち、その他有価証券	408,724	408,724	—	—
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114	—
うち、その他有価証券	459,904	459,904	—	—
金銭の信託	94,102	94,102	—	—
有価証券	29,870,197	27,543,575	△2,326,621	—
売買目的有価証券	680,777	680,777	—	—
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394	—
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597	—
子会社株式及び関連会社株式	43,359	82,729	39,370	—
その他有価証券※1	13,527,550	13,527,550	—	—
貸付金	2,060,390	—	—	—
貸倒引当金※2	△620	—	—	—
	2,059,769	1,861,410	△198,358	—
社債	626,455	577,966	△48,489	—
借入金	220,000	211,184	△8,816	—
デリバティブ取引※3	(421,480)	(421,480)	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(38,252)	(38,252)	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(383,228)	(383,228)	—	—
※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。				
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。				
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。				
(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項				
満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。				
① 満期保有目的の債券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	72,807	73,465	657
	外国証券(公社債)	756,271	816,720	60,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	199,371	184,274	△15,096
	外国証券(公社債)	960,707	752,302	△208,405
合計		1,989,157	1,826,762	△162,394
② 責任準備金対応債券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,055,399	5,989,977	△2,065,422
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,629,353	11,425,755	△2,203,597

2025年度(自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	(単位：百万円) 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	46,805	47,833	1,027
	株式	1,177,319	3,771,110	2,593,790
	外国証券	4,125,157	4,585,544	460,387
	公社債	2,827,201	3,048,198	220,997
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	1,966,920	1,612,836	△354,083
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	3,509,298	3,171,944	△337,354
	公社債	2,716,356	2,477,686	△238,669
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合計		12,024,807	14,396,179	2,371,371

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

	(単位：百万円) 貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	1,411,670
組合出資金等※2	535,468

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	(単位：百万円) 10 年超
譲渡性預金	409,000	—	—	—
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	561,309	4,715,893	5,093,614	13,186,531
満期保有目的の債券	43,600	170,800	750,503	939,038
責任準備金対応債券	420,592	3,220,613	2,391,838	7,790,699
その他有価証券	97,116	1,324,480	1,951,273	4,456,793
貸付金※1	193,753	496,123	449,922	599,929
社債※1	—	—	—	474,790
借入金※1	—	—	—	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	(単位：百万円) 時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	—	408,724	—	408,724
買入金銭債権	—	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	—	—	94,102	94,102
有価証券	6,822,510	5,074,101	1,206,493	13,103,105
売買目的有価証券	549,398	131,379	—	680,777
その他有価証券	6,273,112	4,942,721	1,206,493	12,422,327
国債	842,066	—	—	842,066
地方債	—	6,571	—	6,571
社債	—	812,031	—	812,031
株式	3,836,536	205	—	3,836,741
外国証券	1,554,867	3,914,752	1,206,493	6,676,112
公社債	1,024,595	3,497,000	1,004,288	5,525,884
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	—	248,804
デリバティブ取引	347	42,293	—	42,641
通貨関連	—	32,743	—	32,743
金利関連	—	1,678	—	1,678
株式関連	347	—	—	347
その他	—	7,872	—	7,872
資産計	6,822,858	5,860,886	1,424,733	14,108,478
デリバティブ取引	1,544	462,577	—	464,121
通貨関連	—	344,516	—	344,516
金利関連	—	117,935	—	117,935
株式関連	579	—	—	579
その他	964	125	—	1,090
負債計	1,544	462,577	—	464,121

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は1,105,222百万円です。
当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

	(単位：百万円) 基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	803,823
当期の損益又は評価・換算差額等	85,954
損益に計上※1	29,470
評価・換算差額等に計上	56,484
購入、売却、償還等の純額	215,443
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	1,105,222
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は779,061百万円です。

5 経常利益等の明細（基礎利益）			（単位：百万円）
区 分	2024年度	2025年度	
基礎利益 A	340,547	350,092	
キャピタル収益	515,080	594,801	
金銭の信託運用益	△933	△279	
売買目的有価証券運用益	—	—	
有価証券売却益	270,230	334,468	
金融派生商品収益	—	—	
為替差益	—	124,852	
その他キャピタル収益	245,782	135,759	
キャピタル費用	651,015	806,064	
金銭の信託運用損	—	—	
売買目的有価証券運用損	147	143	
有価証券売却損	252,111	429,695	
有価証券評価損	5,971	25,522	
金融派生商品費用	257,131	161,747	
為替差損	70,079	—	
その他キャピタル費用	65,574	188,955	
キャピタル損益 B	△135,934	△211,262	
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	204,612	138,829	
臨時収益	6	384,433	
再保険収入	—	—	
危険準備金戻入額	—	384,433	
個別貸倒引当金戻入額	6	—	
その他臨時収益	—	—	
臨時費用	106,930	458,358	
再保険料	—	—	
危険準備金繰入額	49,400	—	
個別貸倒引当金繰入額	—	20	
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	
貸付金償却	—	—	
その他臨時費用	57,530	458,337	
臨時損益 C	△106,924	△73,924	
経常利益 A+B+C	97,688	64,905	

(参考) その他項目の内訳

	2024年度	2025年度
基礎利益	△177,883	79,771
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	318	655
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△20,590	133,619
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	△6,623	1,242
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に該当する額	2,324	3,971
為替に係るヘッジコストに相当する額	△208,088	△126,808
投資信託の解約損益に相当する額	65,255	53,437
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△10,479	△8,951
既契約の出再に伴う損益	—	22,604
その他キャピタル収益	245,782	135,759
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	20,590	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	6,623	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	208,088	126,808
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	10,479	8,951
その他キャピタル費用	65,574	188,955
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	318	655
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	133,619
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	1,242
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	65,255	53,437
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	57,530	458,337
個人年金保険の年金開始後契約の一部および終身保険契約の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	57,530	435,732
既契約の出再に伴う損益	—	22,604

6 保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、2025年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任 あすさ監査法人の監査を受けております。

(注) なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報（会社計）

1 有価証券の時価情報（会社計）

a. 売買目的有価証券の評価損益					（単位：百万円）
区 分	2024年度末		2025年度末		
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
売買目的有価証券	694,231	△56,122	774,880	47,053	

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）						（単位：百万円）
区 分	2024年度末					
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076	104,174	△101,098	
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698	253,298	△1,477,996	
子会社・関連会社株式	43,459	51,851	8,392	8,392	—	
その他有価証券	12,007,747	13,080,871	1,073,123	1,986,442	△913,318	
公社債	2,268,686	1,815,847	△452,838	2,066	△454,905	
株式	1,374,169	3,008,954	1,634,784	1,667,123	△32,338	
外国証券	7,269,451	7,136,696	△132,755	266,393	△399,149	
公社債	5,415,442	5,254,397	△161,044	96,724	△257,769	
株式等	1,854,009	1,882,298	28,288	169,668	△141,380	
その他の証券	267,547	305,636	38,088	50,601	△12,512	
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213	
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200	
その他	—	—	—	—	—	
合 計	27,747,681	27,607,575	△140,106	2,352,307	△2,492,413	
公社債	14,474,984	12,956,531	△1,518,452	254,223	△1,772,676	
株式	1,374,843	3,009,747	1,634,903	1,667,242	△32,338	
外国証券	10,802,413	10,521,924	△280,489	379,983	△660,472	
公社債	8,905,618	8,588,566	△317,052	202,040	△519,092	
株式等	1,896,795	1,933,357	36,562	177,942	△141,380	
その他の証券	267,547	305,636	38,088	50,601	△12,512	
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213	
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200	
その他	—	—	—	—	—	

区 分	2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394	61,107	△223,501
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597	46,938	△2,250,536
子会社・関連会社株式	43,359	82,729	39,370	39,370	—
その他有価証券	12,027,079	14,396,179	2,369,099	3,109,966	△740,867
公社債	2,013,725	1,660,669	△353,056	1,027	△354,083
株式	1,266,881	3,836,741	2,569,859	2,593,790	△23,931
外国証券	7,636,727	7,757,489	120,761	458,115	△337,354
公社債	5,545,829	5,525,884	△19,944	218,725	△238,669
株式等	2,090,898	2,231,604	140,706	239,390	△98,684
その他の証券	220,206	272,649	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—
合 計	27,688,949	27,731,426	42,477	3,257,383	△3,214,905
公社債	13,870,454	11,480,691	△2,389,762	44,839	△2,434,602
株式	1,267,455	3,837,363	2,569,908	2,593,839	△23,931
外国証券	11,441,295	11,272,092	△169,202	561,671	△730,873
公社債	9,307,611	8,958,381	△349,230	282,959	△632,189
株式等	2,133,683	2,313,711	180,027	278,711	△98,684
その他の証券	220,206	272,649	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

2024年度末				2025年度末			
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	73,464	76,727	3,263	72,807	73,465	657
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911	756,271	816,720	60,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	155,629	150,234	△5,395	199,371	184,274	△15,096
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703	960,707	752,302	△208,405
合計		1,855,593	1,858,670	3,076	1,989,157	1,826,762	△162,394

●責任準備金対応債券

(単位：百万円)

2024年度末				2025年度末			
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,184,104	6,432,999	248,894	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403	185,570	189,355	3,784
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,793,099	4,480,722	△1,312,376	8,055,399	5,989,977	△2,065,422
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,840,880	12,616,182	△1,224,698	13,629,353	11,425,755	△2,203,597

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

●その他有価証券

(単位：百万円)

2024年度末				2025年度末			
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257	8,617	8,701	84
	公社債	224,587	226,654	2,066	46,805	47,833	1,027
	株式	1,188,275	2,855,398	1,667,123	1,177,319	3,771,110	2,593,790
	外国証券	3,369,192	3,636,584	267,391	4,125,157	4,585,544	460,387
	公社債	2,449,699	2,547,422	97,722	2,827,201	3,048,198	220,997
	株式等	919,493	1,089,161	169,668	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	111,361	161,962	50,601	128,387	185,336	56,948
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213	471,920	451,202	△20,718
	公社債	2,044,098	1,589,193	△454,905	1,966,920	1,612,836	△354,083
	株式	185,894	153,555	△32,338	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	3,899,260	3,500,111	△399,149	3,509,298	3,171,944	△337,354
	公社債	2,964,744	2,706,975	△257,769	2,716,356	2,477,686	△238,669
	株式等	934,516	793,136	△141,380	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512	91,818	87,313	△4,505
合計		12,006,749	13,080,871	1,074,121	12,024,807	14,396,179	2,371,371

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,453,691
その他有価証券	316,482	376,553
国内株式	21,614	21,156
外国株式	34,558	34,558
その他	260,308	320,837
合 計	1,616,550	1,830,244

② 金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時価	2024年度末			貸借対照表計上額	時価	2025年度末		
			差損益					差損益		
			差益	差損				差益	差損	
金銭の信託	62,022	62,022	—	—	—	94,102	94,102	—	—	—

(注) 時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

a. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
運用目的の金銭の信託	62,022	△933		94,102	△279	

b. 運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

③ デリバティブ取引の時価情報(会社計)

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
金利スワップ 金利スワップション	1,121	1,199	163	133
為替予約	62,896	52,239	1,591	1,146
通貨スワップ 通貨オプション	14,350	14,119	1,584	2,496
株式オプション 株価指数先渡	5,999	2,000	441	120
マルチ・アセット指数オプション	2,514	3,219	264	400
合 計			2,161	2,326

(注) 1. 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。
2. 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロススペースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳) (単位：百万円)

区 分	2024年度末						2025年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	△47,668	19,092	—	—	—	△28,576	△103,587	△215,432	—	—	—	△319,019
ヘッジ会計非適用分	—	△33,185	△3,912	△270	△4,232	△41,601	—	△46,223	△3,966	△964	2,413	△48,741
合 計	△47,668	△14,093	△3,912	△270	△4,232	△70,177	△103,587	△261,655	△3,966	△964	2,413	△367,760

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末通貨関連 △7,387百万円、2025年度末通貨関連 △256,347百万円となっています。

●金利関連
(ヘッジ会計が適用されていないもの)

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ヘッジ会計が適用されているもの) (単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2024年度末		時価	2025年度末		時価
			契約額等	うち1年超		契約額等	うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	5,500	5,000	△145	5,000	5,000	△343
	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	保険負債	375,000	375,000	△62,636	375,000	375,000	△115,913
特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払 固定金利支払／変動金利受取	貸付金	700 112,140	700 112,140	△24 15,137	700 119,910	700 119,910	△42 12,712
合 計					△47,668			△103,587

●通貨関連
(ヘッジ会計が適用されていないもの)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末			
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益	
		うち1年超			うち1年超			
店 頭	為替予約 売建 (米ドル)	1,281,382 1,109,847	118,597 118,597	△29,762 △30,244	△29,762 △30,244	809,256 674,746	— —	△68,963 △63,360
	買建 (米ドル)	991,146 884,161	125,599 125,599	1,752 1,962	1,752 1,962	535,959 477,911	— —	29,476 29,773
	通貨オプション 買建 ブット	797,500 (7,385)	260,000	4,563	△2,822	292,500 (3,786)	—	△3,786
	(米ドル)	760,000 (5,492)	260,000	3,283	△2,208	260,000 (2,908)	—	△2,908
	(メキシコペソ)	37,500 (1,893)	—	1,279	△614	32,500 (877)	—	△877
	通貨スワップ (米ドル)	5,156 5,156	△2,353 △2,353	△2,353 △2,353	5,156 5,156	△2,950 △2,950	△2,950 △2,950	
	合 計			△33,185				△46,223

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの) (単位：百万円)

ヘッジ 会計 の方法	種 類	主な ヘッジ 対象	2024年度末			2025年度末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約 売建 (米ドル) (ユーロ)	外貨建資産	4,017,144 3,165,243 678,941	523,723 523,723 —	△7,387 △1,957 △7,453	3,878,690 2,551,414 1,063,959	741,484 741,484 —	△256,347 △192,405 △31,080
繰延ヘッジ	通貨スワップ (米ドル)	外貨建資産	35,351 35,351	26,328 26,328	△13,235 △13,235	26,328 26,328	11,025 11,025	△12,987 △12,987
振当処理	通貨スワップ (米ドル)	外貨建資産	199,346 199,346	162,975 162,975	△56,727 △56,727	512,537 512,537	512,537 512,537	△115,642 △115,642
	通貨スワップ (米ドル)	外貨建負債	397,695 397,695	397,695 397,695	96,442 96,442	575,455 575,455	575,455 575,455	169,545 169,545
合 計					19,092			△215,432

●株式関連
(ヘッジ会計が適用されていないもの) (単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価
取引所	株価指数先物 売建 買建	7,082 100,255	— —	△24 △1,228	△24 △1,228	9,423 27,365	— —	347 △579
	株価指数オプション 買建 ブット	599,988 (6,765)	200,000	4,107	△2,658	200,000 (3,735)	—	△3,735
合 計				△3,912				△3,966

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)
2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連
(ヘッジ会計が適用されていないもの) (単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超
取引所	債券先物 買 建	36,865	—	△270	△270	55,217	—
合 計				△270			△964

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)
2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

●その他
(ヘッジ会計が適用されていないもの) (単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超
店 頭	マルチ・アセット指数オプション 売 建 コール	59,801 (116)	—	20	96	57,943 (91)	—
	買 建 コール	251,465 (5,603)	—	1,274	△4,328	263,990 (5,424)	7,872
合 計				△4,232			2,413

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)
2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

① ポートフォリオの推移(一般勘定)

a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	2,048,398	5.7	1,753,481	4.7
買入金銭債権	550,257	1.5	549,312	1.5
金銭の信託	62,022	0.2	94,102	0.3
有価証券	29,706,486	82.4	31,136,559	84.3
公社債	14,022,145	38.9	13,517,397	36.6
株式	3,215,077	8.9	4,040,557	10.9
外国証券	12,011,504	33.3	13,123,924	35.5
公社債	8,744,574	24.3	9,287,667	25.1
株式等	3,266,929	9.1	3,836,256	10.4
その他の証券	457,759	1.3	454,679	1.2
貸付金	2,069,452	5.7	2,060,390	5.6
保険約款貸付	218,059	0.6	210,661	0.6
一般貸付	1,851,393	5.1	1,849,729	5.0
不動産	644,133	1.8	635,342	1.7
うち投資用	480,382	1.3	473,725	1.3
繰延税金資産	356,340	1.0	92,781	0.3
その他	595,334	1.7	614,891	1.7
貸倒引当金	△906	△0.0	△869	△0.0
一般勘定計	36,031,519	100.0	36,935,992	100.0
うち外貨建資産	10,484,519	29.1	11,533,805	31.2

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	金額	金額
現預金・コールローン	573,440	△294,917
買入金銭債権	70,852	△945
金銭の信託	37,677	32,080
有価証券	△2,082,582	1,430,072
公社債	△398,030	△504,747
株式	△64,866	825,479
外国証券	△1,548,559	1,112,419
公社債	△1,276,303	543,092
株式等	△272,256	569,327
その他の証券	△71,125	△3,079
貸付金	△95,057	△9,061
保険約款貸付	△8,716	△7,398
一般貸付	△86,341	△1,663
不動産	565	△8,790
うち投資用	11,675	△6,657
繰延税金資産	148,032	△263,558
その他	△2,635	19,557
貸倒引当金	△102	37
一般勘定計	△1,349,809	904,473
うち外貨建資産	△1,596,023	1,049,285

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

② 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	1.51	2.94
買入金銭債権	0.55	0.71
金銭の信託	2.21	2.50
有価証券	1.56	2.15
うち公社債	1.12	△1.12
うち株式	8.84	21.86
うち外国証券	1.19	3.56
公社債	1.15	4.27
株式等	1.27	1.61
貸付金	1.48	2.19
うち一般貸付	1.23	2.04
不動産	2.29	2.48
うち投資用	3.14	3.33
一般勘定計	1.38	1.89
うち海外投融資	1.10	3.39

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

③ 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
現預金・コールローン	1,440,824	1,597,799
買入金銭債権	589,842	717,779
金銭の信託	32,049	67,332
有価証券	29,684,653	28,923,577
うち公社債	14,603,582	14,765,204
うち株式	1,552,729	1,469,362
うち外国証券	13,065,327	12,239,078
公社債	9,411,357	8,946,665
株式等	3,653,969	3,292,413
貸付金	2,031,857	2,007,303
うち一般貸付	1,806,622	1,790,186
不動産	648,387	646,485
うち投資用	473,309	482,272
一般勘定計	35,684,626	35,232,706
うち海外投融資	14,327,507	13,419,466

④ 商品有価証券明細表(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑤ 商品有価証券売買高(一般勘定) 商品有価証券は、取り扱っていません。

⑥ 有価証券残存期間別残高(一般勘定)

(2024年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	658,112	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,464,946	6,525,847	29,706,486
国債	152,843	796,469	1,615,124	1,824,071	1,188,485	5,517,679	—	11,094,674
地方債	—	—	2,606	12,738	9,910	143,635	—	168,891
社債	90,698	203,996	172,235	92,165	160,101	1,592,326	447,056	2,758,580
株式							3,215,077	3,215,077
外国証券	413,860	344,928	842,103	747,414	1,983,859	5,198,259	2,481,078	12,011,504
公社債	413,860	329,351	779,356	719,874	1,809,208	4,663,853	29,069	8,744,574
株式等	0	15,577	62,747	27,539	174,651	534,405	2,452,008	3,266,929
その他の証券	710	886	1,184	26,910	32,385	13,046	382,635	457,759
買入金銭債権	319,935	—	—	—	—	135,001	—	454,936
譲渡性預金	358,799	—	—	—	—	—	—	358,799
その他	—	—	—	—	—	42,987	19,034	62,022
合 計	1,336,848	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,642,935	6,544,882	30,582,246

(2025年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	578,621	1,605,828	3,202,583	2,458,376	2,914,061	12,784,916	7,592,171	31,136,559
国債	360,089	757,578	2,185,814	1,654,490	343,955	5,549,140	—	10,851,068
地方債	—	—	11,621	7,487	16,743	112,301	—	148,153
社債	81,790	192,905	210,565	60,512	239,403	1,295,069	437,929	2,518,176
株式							4,040,557	4,040,557
外国証券	136,548	654,492	774,470	721,006	2,260,858	5,803,888	2,772,659	13,123,924
公社債	126,558	637,625	718,675	614,654	2,041,248	5,116,890	32,014	9,287,667
株式等	9,990	16,866	55,794	106,351	219,610	686,998	2,740,644	3,836,256
その他の証券	192	852	20,111	14,880	53,100	24,515	341,026	454,679
買入金銭債権	335,766	—	—	—	—	124,137	—	459,904
譲渡性預金	408,724	—	—	—	—	—	—	408,724
その他	—	—	3,482	—	5,806	59,973	24,839	94,102
合 計	1,323,112	1,605,828	3,206,065	2,458,376	2,919,868	12,969,027	7,617,011	32,099,290

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

⑦ 業種別株式保有の状況

(単位：百万円、%)

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		373	0.0	483	0.0
鉱業		148	0.0	1,262	0.0
建設業		115,462	3.6	141,746	3.5
製 造 業	食料品	100,799	3.1	99,163	2.5
	繊維製品	11,760	0.4	11,014	0.3
	パルプ・紙	6,771	0.2	10,209	0.3
	化学	179,318	5.6	202,405	5.0
	医薬品	242,196	7.5	324,923	8.0
	石油・石炭製品	10,518	0.3	16,944	0.4
	ゴム製品	20,432	0.6	17,602	0.4
	ガラス・土石製品	43,483	1.4	66,183	1.6
	鉄鋼	31,158	1.0	27,592	0.7
	非鉄金属	86,368	2.7	224,671	5.6
	金属製品	13,808	0.4	13,674	0.3
	機械	202,976	6.3	229,491	5.7
	電気機器	440,171	13.7	588,844	14.6
	輸送用機器	110,077	3.4	93,246	2.3
	精密機器	20,352	0.6	27,804	0.7
	その他製品	67,382	2.1	60,244	1.5
電気・ガス業		43,743	1.4	73,953	1.8
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	161,041	5.0	191,665	4.7
	海運業	24,415	0.8	22,837	0.6
	空運業	3,253	0.1	3,306	0.1
	倉庫・運輸関連業	14,403	0.4	21,566	0.5
	情報・通信業	105,040	3.3	77,044	1.9
商 業	卸売業	300,227	9.3	471,665	11.7
	小売業	46,757	1.5	52,698	1.3
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	362,197	11.3	514,278	12.7
	証券、商品先物取引業	19,308	0.6	21,746	0.5
	保険業	275,745	8.6	273,834	6.8
	その他金融業	35,994	1.1	32,408	0.8
不動産業		55,410	1.7	71,548	1.8
サービス業		63,978	2.0	54,493	1.3
合 計		3,215,077	100.0	4,040,557	100.0

(注) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

⑧ 有価証券の時価情報（一般勘定）

a. 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	62,022	△933	94,102	△279

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

b. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち市場価格のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076	104,174	△101,098
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698	253,298	△1,477,996
子会社・関連会社株式	43,459	51,851	8,392	8,392	—
その他有価証券	12,007,747	13,080,871	1,073,123	1,986,442	△913,318
公社債	2,268,686	1,815,847	△452,838	2,066	△454,905
株式	1,374,169	3,008,954	1,634,784	1,667,123	△32,338
外国証券	7,269,451	7,136,696	△132,755	266,393	△399,149
公社債	5,415,442	5,254,397	△161,044	96,724	△257,769
株式等	1,854,009	1,882,298	28,288	169,668	△141,380
その他の証券	267,547	305,636	38,088	50,601	△12,512
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200
その他	—	—	—	—	—
合 計	27,747,681	27,607,575	△140,106	2,352,307	△2,492,413
公社債	14,474,984	12,956,531	△1,518,452	254,223	△1,772,676
株式	1,374,843	3,009,747	1,634,903	1,667,242	△32,338
外国証券	10,802,413	10,521,924	△280,489	379,983	△660,472
公社債	8,905,618	8,588,566	△317,052	202,040	△519,092
株式等	1,896,795	1,933,357	36,562	177,942	△141,380
その他の証券	267,547	305,636	38,088	50,601	△12,512
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200
その他	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区 分	2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394	61,107	△223,501
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597	46,938	△2,250,536
子会社・関連会社株式	43,359	82,729	39,370	39,370	—
その他有価証券	12,027,079	14,396,179	2,369,099	3,109,966	△740,867
公社債	2,013,725	1,660,669	△353,056	1,027	△354,083
株式	1,266,881	3,836,741	2,569,859	2,593,790	△23,931
外国証券	7,636,727	7,757,489	120,761	458,115	△337,354
公社債	5,545,829	5,525,884	△19,944	218,725	△238,669
株式等	2,090,898	2,231,604	140,706	239,390	△98,684
その他の証券	220,206	272,649	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—
合 計	27,688,949	27,731,426	42,477	3,257,383	△3,214,905
公社債	13,870,454	11,480,691	△2,389,762	44,839	△2,434,602
株式	1,267,455	3,837,363	2,569,908	2,593,839	△23,931
外国証券	11,441,295	11,272,092	△169,202	561,671	△730,873
公社債	9,307,611	8,958,381	△349,230	282,959	△632,189
株式等	2,133,683	2,313,711	180,027	278,711	△98,684
その他の証券	220,206	272,649	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—

（注）1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2025年度末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,453,691
その他有価証券	316,482	376,553
国内株式	21,614	21,156
外国株式	34,558	34,558
その他	260,308	320,837
合 計	1,616,550	1,830,244

責任準備金対応債券について

○当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、以下の保険契約群（小区分）を特定したうえで、これらに対応する債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

- ・個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）
- ・最低保証利率付３年ごと利率変動型積立保険等の主契約
- ・確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
- ・拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）
- ・確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約
- ・利率変動型終身保険（一時払）契約
- ・米ドル建保険契約
- ・豪ドル建保険契約（一部の保険種類を除く）

○これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2024年度末					2025年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金銭の信託	62,022	62,022	—	—	—	94,102	94,102	—	—	—

(注) 時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

(1)運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	62,022	△933	94,102	△279

(2)運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提を置いて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076	104,174	△101,098
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698	253,298	△1,477,996
子会社・関連会社株式	1,343,526	1,455,783	112,256	112,256	—
その他有価証券	12,324,230	13,480,221	1,155,991	2,072,197	△916,205
公社債	2,268,686	1,815,847	△452,838	2,066	△454,905
株式	1,395,784	3,030,569	1,634,784	1,667,123	△32,338
外国証券	7,514,610	7,463,440	△51,170	350,866	△402,036
公社債	5,415,442	5,254,397	△161,044	96,724	△257,769
株式等	2,099,168	2,209,042	109,874	254,141	△144,267
その他の証券	317,256	356,627	39,371	51,883	△12,512
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200
その他	—	—	—	—	—
合 計	29,364,232	29,410,858	46,625	2,541,927	△2,495,301
公社債	14,474,984	12,956,531	△1,518,452	254,223	△1,772,676
株式	1,580,292	3,215,196	1,634,903	1,667,242	△32,338
外国証券	12,062,674	11,967,634	△95,039	568,320	△663,359
公社債	8,905,618	8,588,566	△317,052	202,040	△519,092
株式等	3,157,055	3,379,067	222,012	366,279	△144,267
その他の証券	418,388	457,759	39,371	51,883	△12,512
買入金銭債権	468,892	454,936	△13,955	257	△14,213
譲渡性預金	359,000	358,799	△200	—	△200
その他	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

区 分	2025年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,989,157	1,826,762	△162,394	61,107	△223,501
責任準備金対応債券	13,629,353	11,425,755	△2,203,597	46,938	△2,250,536
子会社・関連会社株式	1,497,050	1,746,022	248,972	248,972	—
その他有価証券	12,403,632	14,889,627	2,485,994	3,232,142	△746,148
公社債	2,013,725	1,660,669	△353,056	1,027	△354,083
株式	1,288,038	3,857,898	2,569,859	2,593,790	△23,931
外国証券	7,933,436	8,171,092	237,655	580,291	△342,635
公社債	5,545,829	5,525,884	△19,944	218,725	△238,669
株式等	2,387,606	2,645,207	257,600	361,565	△103,965
その他の証券	278,894	331,338	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—
合 計	29,519,194	29,888,167	368,973	3,589,160	△3,220,186
公社債	13,870,454	11,480,691	△2,389,762	44,839	△2,434,602
株式	1,470,697	4,040,605	2,569,908	2,593,839	△23,931
外国証券	12,886,268	13,043,561	157,293	893,448	△736,154
公社債	9,307,611	8,958,381	△349,230	282,959	△632,189
株式等	3,578,656	4,085,180	506,523	610,489	△103,965
その他の証券	402,235	454,679	52,443	56,948	△4,505
買入金銭債権	480,538	459,904	△20,633	84	△20,718
譲渡性預金	409,000	408,724	△275	—	△275
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2024年度末が 186,732百万円、2025年度末が 326,496百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
不動産の差損益	234,978	258,347

(注) 土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

(1)差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

区 分	2024年度末					2025年度末				
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連
ヘッジ会計適用分	△47,668	19,092	—	—	—	△28,576	△103,587	△215,432	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△32,938	△2,658	—	△4,232	△39,829	—	△45,840	△3,735	—
合 計	△47,668	△13,845	△2,658	—	△4,232	△68,405	△103,587	△261,272	△3,735	—

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末通貨関連 △7,387百万円、2025年度末通貨関連 △256,347百万円となっています。

(2)金利関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	差損益	契約額等 うち1年超	時価	差損益
店 頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払 固定金利支払／変動金利受取	381,200 112,140	380,700 112,140	△62,805 15,137	380,700 119,910	380,700 119,910	△116,300 12,712
合 計				△47,668			△103,587

(注) 差損益欄には、時価を記載しています。

(ご参考)金利スワップ契約の内容

(単位：百万円、%)

区 分	2025年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	—	2,000	700	1,000	2,000	375,000	380,700
平均受取固定金利	—	0.71	0.83	1.24	1.40	0.95	0.95
平均支払変動金利	—	1.59	1.51	1.36	1.39	0.67	0.68
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	—	47,964	71,946	—	—	—	119,910
平均支払固定金利	—	1.83	2.39	—	—	—	2.17
平均受取変動金利	—	5.09	5.64	—	—	—	5.42

(3)通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	差損益	契約額等 うち1年超	時価	差損益
店 頭	為替予約 売建 (米ドル) (ユーロ)	5,184,922 4,203,866 738,472	642,321 642,321 —	△36,899 △32,278 △7,926	△36,899 △32,278 △7,926	4,577,806 3,150,380 1,100,363	741,484 741,484 —
	買建 (米ドル)	989,312 882,387	125,599 125,599	1,749 1,959	1,749 1,959	525,447 471,821	— 29,514 29,789
	通貨オプション 買建 ブット (米ドル) (メキシコペソ)	797,500 (7,385) 760,000 (5,492) 37,500 (1,893)	260,000 —	4,563 3,283 1,279	△2,822 △2,208 △614	292,500 (3,786) 260,000 (2,908) 32,500 (877)	— — — —
	通貨スワップ (米ドル)	40,507 40,507	31,484 31,484	△15,589 △15,589	△15,589 △15,589	31,484 31,484	16,181 16,181
	合 計			△53,561			△315,175

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。開示の対象より除いている通貨スワップは、2024年度末が米ドルの契約額 597,042百万円、時価 39,715百万円、差損益 39,715百万円、2025年度末が米ドルの契約額 1,087,993百万円、時価 53,903百万円、差損益 53,903百万円です。
3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(4)株式関連

(単位：百万円)

区 分 店 頭	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
	株価指数オプション 買建 プット	599,988 (6,765)	200,000	4,107	△2,658	200,000 (3,735)	—	—	△3,735
	合 計				△2,658				△3,735

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(5)債券関連

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため、記載していません。

(6)その他

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	マルチ・アセット指数オプション 売 建 コール	59,801 (116)	—	20	96	57,943 (91)	—	125	△34
	買 建 コール	251,465 (5,603)	—	1,274	△4,328	263,990 (5,424)	—	7,872	2,447
	合 計				△4,232				2,413

(注) 1. ()内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

9 株式の保有状況

a. 投資株式の区分の基準および考え方

当社では、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考えとして、中長期的な観点から株式投資を行っています。株式投資を含む責任投資の取組みは本編P.46～P.48を参照ください。

また、この基本的な考え方に加えて、当社グループの中長期的な事業の発展に必要と認められる場合には、業務提携による関係強化、当社グループの成長機会の拡大、収益力の強化、他社との共同事業の推進等を目的として、政策的に株式を保有することがあります。これらの株式は、保有目的が純投資以外の目的である投資株式として区分のうえ、保有します。

政策的に株式を保有する場合には、健全性に留意し、リスクの適切な把握とこれに応じた適正利潤の追求を図る等、経済合理性を確保します。現状、保険取引の獲得・維持・強化を目的とした政策保有株式は保有していないことから、明確な年限を定めた一律の縮減方針は策定しておりません。一方で、個別銘柄ごとの検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には、売却・出資解消を含めた対応を行います。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

①保有の合理性を検証する方法および個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では、年1回、取締役会等において、個別銘柄の保有目的の適切性、保有に伴う効果やリスク等を具体的に精査し、保有継続の適否を検証しています。この検証では、出資目的の継続性、出資時に見込んだ効果の発現状況、出資先の信用状況、各種リスクの状況等を確認しています。また、上場政策保有株式については、上記に加え、以下の視点を踏まえて総合的に検証しています。

・政策目的効果

当事業に資する有益な情報の提供、業務提携・協業の進捗、当社グループの成長機会の拡大や収益力の強化への寄与等、定量化が困難な出資効果を含め、保有目的が達成されているかを確認しています。

・資本コストに照らした効果

投下資本に対する利回りとして、当該銘柄の配当利回りが純投資株式のリターンや平均予定利率と比較して甚だしく乖離していないかを確認しています。なお、出資先が成長局面にあり配当よりも事業成長を優先している場合等には、配当利回りのみで判断するのではなく、政策目的効果や信用リスク、財務状況等も踏まえて総合的に判断しています。

この検証の結果、保有の適切性・合理性が認められない場合には、売却・出資解消を含めた対応を行います。

2025年度は、2026年3月の取締役会において、保有継続の適否を検証しました。上場政策保有株式については、株式会社アイリックコーポレーション、株式会社カラダノートおよび株式会社笑美面について、保有目的に照らした効果が認められることから、保有継続することとしました。一方、株式会社アドバンスクリエイトについては、同社を取り巻く環境変化等を踏まえ、保有継続を前提とせず、出資解消に向けた対応を行うこととしました。

②銘柄数および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2025年度	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	36	7,879
上場株式	4	1,003

※2025年度において純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した銘柄はありません。また、2021年度から2025年度に純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した銘柄はありません。

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場株式を除く)の明細

銘柄	2024年度末	2025年度末	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由
	株式数(千株)	株式数(千株)	
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
株式会社アイリックコーポレーション	566	566	保険分野における投資先との提携関係の維持・強化、および投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することを目的に保有しています。同社子会社が開発したシステムを当社子会社で導入しており、当社グループの保険関連事業の高度化に資するものと判断しています。(※1)
	398	482	
株式会社カラダノート	—	650	同社との資本業務提携を通じ、両社の経営資源・サービスを活用して、顧客体験価値の創造や、協働による顧客基盤の拡大を進めていくことを目的に保有しています。(※1) 2025年5月に業務提携を行い、同年7月に出資を行っています。
	—	265	
株式会社アドバンスクリエイト	989	989	これまで同社との提携関係の維持・強化等を目的に保有していましたが、同社を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保有継続の適否を慎重に検証した結果、現時点では保有継続を前提とせず、出資解消に向けた対応を行うこととしています。具体的な時期・方法については、市場環境や同社との対話の状況等を踏まえ、適切に検討していきます。
	278	189	
株式会社笑美面	45	90	同社は、当社のウェルエイジングサポート「あすのえがお」において、シニアホーム紹介サービスを提供する業務提携先であり、当該サービスを安定的に提供することを目的に保有しています。また、同社を通じて介護関連の知見・ノウハウの取得や、提携候補先の紹介を受けるなど、当社グループのサービス向上に資するものと判断しています。(※1) なお、同社は2025年度に株式分割を行っており、保有株式数が45千株から90千株に増加しています。
	80	64	

※1 定量的な保有効果については個別取引情報の秘密保持等の観点から記載していませんが、取締役会において保有目的の適切性や保有に伴う便益等を具体的に精査し、保有継続の適否を検証しています。

d. 保有目的が純投資である投資株式

(単位：百万円)

区分	2025年度末	
	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
非上場株式	203	7,707
非上場株式以外の株式	1,081	3,947,037

(単位：百万円)

区分	2025年度			
	受取配当金	売却損益の合計額	評価損益の合計額	
			含み損益の合計額	減損処理の合計額
非上場株式	196	442	—	△0
非上場株式以外の株式	94,310	248,095	2,581,920	△539

10 貸付金明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区分	2024年度末	2025年度末
保険約款貸付	218,059	210,661
契約者貸付	200,033	193,466
保険料振替貸付	18,025	17,195
一般貸付	1,851,393	1,849,729
(うち非居住者貸付)	(153,105)	(165,575)
企業貸付	1,844,584	1,815,051
(うち国内企業向け)	(1,691,479)	(1,649,476)
国・国際機関・政府関係機関貸付	334	392
公共団体・公企業貸付	5,353	33,380
住宅ローン	1,117	901
消費者ローン	3	4
その他	—	—
合計	2,069,452	2,060,390

11 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(2024年度末)

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	62,951	56,191	13,678	74,900	6,224	100,628	80,000	394,574
固定金利	118,772	221,511	138,176	161,956	272,932	543,468	—	1,456,818
一般貸付計	181,723	277,703	151,855	236,856	279,157	644,097	80,000	1,851,393

(2025年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
変動金利	65,754	64,139	76,526	8,139	7,165	95,065	110,000	426,789
固定金利	111,969	174,684	155,259	214,552	209,088	557,385	—	1,422,939
一般貸付計	177,723	238,824	231,786	222,691	216,253	652,450	110,000	1,849,729

12 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		2024年度末		2025年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	162	72.0	153	71.8
	金額	1,484,689	87.8	1,451,769	88.0
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	63	28.0	60	28.2
	金額	206,790	12.2	197,706	12.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	225	100.0	213	100.0
	金額	1,691,479	100.0	1,649,476	100.0

(注) 1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を 除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する 従業員	資本金10億円 以上	常用する 従業員	資本金10億円 以上	常用する 従業員	資本金10億円 以上	常用する 従業員	資本金10億円 以上
中堅企業	300人超かつ	資本金3億円超 10億円未満	50人超かつ	資本金5千万円超 10億円未満	100人超かつ	資本金5千万円超 10億円未満	100人超かつ	資本金1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下または 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下または 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下または 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下または 常用する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。

4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。

5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

13 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分			2024年度末		2025年度末	
			金額	占率	金額	占率
国 内 向 け	製 造 業		148,957	8.0	135,123	7.3
		食料	8,576	0.5	7,398	0.4
		繊維	900	0.0	800	0.0
		木材・木製品	100	0.0	100	0.0
		パルプ・紙	18,360	1.0	19,540	1.1
		印刷	—	—	—	—
		化学	25,536	1.4	22,811	1.2
		石油・石炭	26,800	1.4	16,800	0.9
		窯業・土石	11,007	0.6	11,268	0.6
		鉄鋼	11,100	0.6	10,900	0.6
		非鉄金属	5,050	0.3	5,150	0.3
		金属製品	—	—	—	—
		はん用・生産用・業務用機械	13,868	0.7	13,758	0.7
		電気機械	11,895	0.6	11,253	0.6
		輸送用機械	14,765	0.8	14,745	0.8
		その他の製造業	1,000	0.1	600	0.0
	内 向 け	農業、林業	—	—	—	—
		漁業	—	—	—	—
		鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
		建設業	11,944	0.6	20,256	1.1
		電気・ガス・熱供給・水道業	283,470	15.3	290,299	15.7
		情報通信業	22,500	1.2	6,750	0.4
		運輸業、郵便業	174,117	9.4	175,006	9.5
		卸売業	332,800	18.0	339,800	18.4
		小売業	5,046	0.3	4,701	0.3
		金融業、保険業	424,599	22.9	427,804	23.1
		不動産業	188,387	10.2	195,039	10.5
		物品賃貸業	97,342	5.3	80,465	4.4
		学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
		宿泊業	—	—	—	—
		飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	
教育、学習支援業		—	—	—	—	
医療・福祉		—	—	—	—	
その他のサービス		8,000	0.4	8,000	0.4	
地方公共団体		—	—	—	—	
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,121	0.1	905	0.0		
合 計		1,698,288	91.7	1,684,154	91.0	
海 外 向 け	政府等	—	—	—	—	
	金融機関	153,105	8.3	160,875	8.7	
	商工業等	—	—	4,700	0.3	
	合 計	153,105	8.3	165,575	9.0	
一般貸付計		1,851,393	100.0	1,849,729	100.0	

(注) 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

14 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	6,645	0.4	3,346	0.2
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	6,645	0.4	3,346	0.2
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	9,695	0.5	9,305	0.5
信用貸付	1,833,930	99.1	1,836,171	99.3
その他	1,121	0.1	905	0.0
一般貸付計	1,851,393	100.0	1,849,729	100.0
うち劣後特約付貸付	208,300	11.3	233,300	12.6

15 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	665	461
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	3,399	3,153
小計 (対合計比)	4,065 (0.06)	3,615 (0.05)
正常債権	6,807,188	7,286,040
合計	6,811,253	7,289,655

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)

3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)

4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1 から3に掲げる債権を除く。)

5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1 から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(ご参考)貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
個別貸倒引当金残高	241	248
一般貸倒引当金残高	665	620
貸倒引当金合計	906	869

16 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

17 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)
a. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

項 目	2025年度末
適格資本の額(A)	8,441,340
所要資本の額(B)	4,048,185
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	208.5%

b. 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2025年度末
Tier1適格資本の額((B)－(C)) (A)	7,081,945
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	7,705,645
算入制限のないTier1資本調達手段の額	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	7,705,645
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	2,309,087
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額	—
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	1,636,824
その他の拠出金等の額	—
経済価値ベースの調整額	3,759,734
Tier1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	623,700
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	44,852
繰延税金資産の額	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	240,729
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額	—
不適格再保険資産の額	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	338,119
Tier2適格資本の額((E)－(F)－(G)) (D)	1,359,394
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	1,359,394
Tier2資本調達手段の額	896,455
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	—
払込済みTier2資本調達手段の額	896,455
払込未済のTier2資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	462,939
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	338,119
Tier2バスケット(上限適用後)の額	124,819
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—
適格資本の額((A)+(D))	8,441,340

c. 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	1,779,011
死亡リスクの額	237,303
長寿リスクの額	56,139
罹患及び障害リスクの額	304,526
解約及び失効リスクの額	1,542,521
経費リスクの額	249,837
マネジメント・アクションの効果の額	—
損害保険リスクの額 (B)	—
巨大災害リスクの額 (C)	30,825
市場リスクの額 (D)	4,214,237
金利リスクの額	320,471
スプレッドリスクの額	374,253
株式リスクの額	2,887,189
不動産リスクの額	276,611
為替リスクの額	1,665,403
資産集中リスクの額	167,935
マネジメント・アクションの効果の額	—
信用リスクの額 (E)	423,344
オペレーショナル・リスクの額 (F)	93,945
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—
分散効果の額 (H)	1,326,780
所要資本の額(税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)－(H)) (I)	5,214,583
所要資本の税効果の額 (J)	1,166,398
所要資本の額(税効果考慮後)((I)－(J))	4,048,185

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
(注) 巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

d. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項
(2025年度末)

科 目	①	②	③	①+②+③
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額
資産の部				
総資産	37,656,023	715,094	△2,030,334	36,340,782
現金及び預貯金	990,081	—	—	990,081
コールローン	763,400	—	—	763,400
買入金銭債権	549,312	—	△9,114	540,198
金銭の信託	94,102	△69,153	—	24,949
有価証券	31,136,559	△875,549	△2,156,629	28,104,379
国債	10,851,068	1,397,615	△1,617,810	10,630,873
地方債	148,153	—	△37,373	110,779
社債	2,518,176	144	△381,522	2,136,798
株式	4,040,557	3,711	—	4,044,268
外国証券	13,123,924	△2,089,684	△119,923	10,914,316
その他の証券	454,679	△187,336	—	267,342
貸付金	2,060,390	640,084	△198,358	2,502,116
有形固定資産	644,901	261,369	209,732	1,116,002
土地	430,037	207,430	257,827	895,295
建物	202,269	53,843	△48,072	208,041
リース資産	6,329	—	—	6,329
建設仮勘定	3,035	94	△22	3,107
その他の有形固定資産	3,228	—	—	3,228
無形固定資産	44,853	△1	—	44,852
ソフトウェア	35,819	—	—	35,819
その他の無形固定資産	9,034	△1	—	9,033
前払年金費用	62,343	—	247,620	309,963
繰延税金資産	92,781	—	△92,781	—
貸倒引当金	△869	869	—	—
その他資産	498,135	123,393	—	621,529
特別勘定等の資産	720,030	—	—	720,030
再保険回収額		634,082	△30,803	603,279
負債の部				
総負債	34,966,120	△590,914	△5,790,069	28,585,136
保険負債(保険契約準備金)	29,033,003	245,333	△7,699,672	21,578,665
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	28,582,788	695,549	△8,401,647	20,876,690
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				701,975
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	450,215	△450,215	—	—
非保険負債	5,933,116	△836,248	1,909,603	7,006,471
社債	626,455	—	—	626,455
価格変動準備金	917,260	△917,260	—	—
繰延税金負債	—	12,660	1,909,603	1,922,264
再評価に係る繰延税金負債	12,660	△12,660		—
未払法人税等	70,471	—	—	70,471
その他負債	4,306,268	81,011	—	4,387,280
純資産の部				
純資産	2,689,902	1,306,008	3,759,734	7,755,645
基金等合計	1,053,078	1,306,008	—	2,359,087
基金	50,000	—	—	50,000
基金償却積立金	639,000	—	—	639,000
再評価積立金	2	—	—	2
剰余金	364,075	△48,895	—	315,180
規制上の準備金		1,354,904	—	1,354,904
評価・換算差額等合計	1,636,824	—	—	1,636,824
その他有価証券評価差額金	1,770,301	—	—	1,770,301
繰延ヘッジ損益	△90,286	—	—	△90,286
土地再評価差額金	△43,190	—	—	△43,190
経済価値ベースの調整額				3,759,734

(単位：百万円)

注記事項(経済価値ベースのバランスシート関連)

2025年度(2026年3月31日現在)
1. 根拠法令 経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。
2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針
(1)資産の評価方法 ①当社における主な資産の評価方法は次のとおりです。 イ. 資産の部に計上される金融商品等 金融商品等は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いて、時価に評価替えを行っております。ただし、子会社株式及び関連会社株式は、貸借対照表計上額としております(なお、外国通貨建ての子会社株式の額及び関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートをを用いて日本円に換算した額に評価替えをしております)。また、組替え対象とした投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に計上(以下「ルックスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えしております。 なお、一部の市場価格のない株式等及び組合等への出資については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。 ロ. 不動産及び借地権 賃貸等不動産は、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価の開示に関する会計基準の適用指針」で示される時価、賃貸等不動産以外の不動産は、企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」で示される「正味売却価額」を算定する場合に用いられる時価に基づき評価しております。なお、借地権の時価評価を行う際に、借地権に係る土地の評価を行う必要がある場合も、上記の会計基準及び適用指針に基づき評価しております。 ハ. 前払年金費用 前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行っております。
ニ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額 再保険回収額は、再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の額を資産の部に計上しております。再保険回収額の計算にあたっては、再保険に付された保険契約の現在推計の計算に適用した前提条件・割引率と整合的な前提条件・割引率を用いて計算しております。なお、プロポーショナルリティ原則を適用し、出先の債務不履行に起因する再保険金等の回収の不確実性は考慮しないこととしております。 ②資産の評価における主なプロポーショナルリティ原則の適用として、一部の市場価格のない株式等及び組合等への出資については、原則的な取扱いは時価評価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に貸借対照表計上額としております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
(2)負債の評価方法 ①当社における主な負債の評価方法は次のとおりです。 イ. 経済価値ベースの保険負債 経済価値ベースの保険負債は、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを所定の割引率で割り引いた現在価値の確率加重平均の額として計算される現在推計に、当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下「MOCE」といいます)を上乗せして評価しております。具体的には次のとおりです。 I. 認識 経済価値ベースの保険負債の額を評価するにあたっては、基準日において当社が契約の当事者である全ての保険契約を認識しております。 II. 将来キャッシュ・フローの見積り i. 契約の境界線 認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しております。 ii. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提条件 将来キャッシュ・フローは、過去及び現在の実績並びに将来期待される経験を反映して設定した前提条件を用いて評価しております。主な前提条件の設定方法は次のとおりです。 ・死亡率及び罹患率：標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績及び将来期待されるトレンドを考慮して、設定しております。 ・解約・失効率及び更新率：直近の実績及び将来期待される契約者行動を考慮して、設定しております。 ・事業費率：直近の実績及び将来期待されるインフレーションを考慮して、設定しております。 それぞれの前提条件については、実績と比較するなど定期的にモニタリングを実施しており、その設定方法についての確認を行っております。契約者配当については、将来期待される経験、評価に用いるイールド・カーブ及び契約者の合理的な期待に基づいて評価しております。 また、動的配当、動的解約、外貨建商品のマーケット・ヴァリュエーション・アジャストメント及び予定利率変動型商品の予定利率最低保証等により生じる保証とオプションについては、確率論的计算を行い評価しております。 III. 割引率 将来キャッシュ・フローの割引計算に用いる割引率は、リスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算したものをを用いております。調整後スプレッドは、当社が引き受けている保険契約を一定の要件で区分した集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとに算出しており、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な通貨、年限ごとの割引率は次のとおりです。 [日本円] 適用バケット 一般バケット 5年 10年 15年 20年 1.89% 2.49% 3.01% 3.58%
IV. MOCE MOCEは将来の推計所要資本の割引現在価値に令和7年金融庁告示第74号第29条で定められた資本コスト率を乗じて計算しております。推計所要資本は、基準日におけるリスクの額にランオフ・パターンを乗じて計算しております。 ロ. 負債の部に計上される金融商品等 金融商品等の額について、時価に評価替えを行っております。なお、評価替えにあたっては当社の信用状態の変化を考慮しておりません。ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は貸借対照表計上額としております。
ハ. 繰延税金負債 繰延税金負債は、貸借対照表計上額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算した額としております。 ②負債の評価における主なプロポーショナルリティ原則の適用として、保険金据置準備金等、配当準備金既配当部分、支払備金などについては、原則的な取扱いは時価評価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、簡便的に貸借対照表計上額としております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。 ③将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提条件のうち、死亡率に反映する改善トレンドの期間、事業費率の設定における事業費実績の新契約費や維持費等への配賦及び契約者行動に関する動的解約率については、エキスパート・ジャッジメントを適用しております。
3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項 (1)会計上の見積りに関する事項 ①活発な市場における相場価格が入手できない金融商品 イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの資産の部に計上した金額は15,833,838百万円、負債の部に計上した金額は1,386,775百万円です。 ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法 注記2. (1)資産の評価方法及び注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。 II. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響 主要な前提は、注記2. (1)資産の評価方法及び注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。これらの金融商品の時価は、その算定に使用された国債利回り、信用スプレッド等の前提の変動により、翌事業年度において著しく変動する可能性があります。 ②経済価値ベースの保険負債 イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額は21,578,665百万円です。 ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法 注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。 II. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響 主要な前提は、注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。現在推計及びMOCEは、死亡率、罹患率、解約・失効率、更新率等、事業費率及び割引率の変動により、翌事業年度において著しく変動する可能性があります。
4. 特別勘定等の資産 「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。
5. 重要な後発事象の項目 2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行っております。

e. 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位：百万円)

項 目	①	②	③	①+②+③
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額
外国証券	13,123,924	△2,089,684	△119,923	10,914,316
国債	1,285,798	2,775	△2,665	1,285,907
地方債	588,299	102,193	△89	690,402
社債	7,413,569	△1,161,219	△326,529	5,925,820
株式	1,362,511	346,927	209,362	1,918,802
その他	2,473,745	△1,380,361	—	1,093,383

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

f. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(2025年度末)

(単位：百万円)

項 目	①	②	③	④	⑤	①+②+③+④+⑤
	財務会計ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提 の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベース の額(MOCEの 額を除く)
保険負債	28,582,788	634,082	△3,558,807	△4,886,546	105,172	20,876,690
生命保険契約等	28,582,788	634,082	△3,558,807	△4,886,546	105,172	20,876,690
個人保険	16,338,272	367,658	△3,599,969	△3,298,271	72,737	9,880,428
個人年金	9,287,652	266,394	△181,433	△1,177,365	5,377	8,200,626
団体保険	27,921	29	△103	—	20,283	48,131
団体年金	2,779,905	—	220,602	△401,030	6,669	2,606,147
上記以外	149,035	—	2,095	△9,879	103	141,356
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—
再保険回収額	—	634,082	80,310	△111,032	△81	603,279
生命保険契約等	—	634,082	80,310	△111,032	△81	603,279
個人保険	—	367,658	82,695	△104,825	—	345,528
個人年金	—	266,394	△2,385	△6,206	△81	257,720
団体保険	—	29	—	—	—	29
団体年金	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—

g. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(2025年度末)

(単位：％、百万円)

項 目	当期末の数値	円金利 50 ベース・ ポイント上昇	円金利 50 ベース・ ポイント下降	米ドル金利 50 ベース・ ポイント上昇	米ドル金利 50 ベース・ ポイント下降	円金利UFR 50 ベース・ ポイント下降	株式・不動産 10％下落	為替 10％円高
ソルベンシー・マージン比率	208.5%	204.7%	212.2%	207.4%	209.6%	208.3%	202.6%	208.6%
適格資本の額	8,441,340	8,469,535	8,407,925	8,352,282	8,536,384	8,428,860	7,748,860	8,022,987
総資産	36,340,782	35,643,812	37,099,923	36,145,332	36,551,610	36,340,936	35,379,539	35,562,707
保険負債の額 (MOCEを除く)	20,876,690	20,119,636	21,707,815	20,796,974	20,964,301	20,895,914	20,876,690	20,713,888
現在推計を超えるマージン (MOCE)の額	701,975	722,920	676,373	709,862	693,259	700,228	701,975	699,463
非保険負債の額	7,006,471	7,017,414	6,993,502	6,971,906	7,043,359	7,001,627	6,737,707	6,812,062
純資産の額	7,755,645	7,783,841	7,722,231	7,666,588	7,850,690	7,743,166	7,063,166	7,337,293
所要資本の額	4,048,185	4,136,695	3,960,899	4,026,539	4,071,550	4,044,914	3,823,100	3,845,764
生命保険リスクの額	1,779,011	1,975,612	1,569,549	1,799,405	1,756,484	1,773,995	1,779,011	1,772,982
市場リスクの額	4,214,237	4,215,766	4,214,407	4,176,081	4,255,514	4,212,719	3,901,726	3,949,616

h. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

●現在推計の額の計算に係る前提及び手法

＜割引率＞

経済価値ベースのバランスシートの注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

＜保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法＞

経済価値ベースのバランスシートの注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

＜保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法＞

経済価値ベースのバランスシートの注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。

●所要資本の額の計算に係る前提及び手法

＜リスク削減手法＞

生命保険リスク等の計算において、再保険をリスク削減手法として認識しております。当該再保険に関し、リスクの移転が明確に定義されていることや、出再先の債務不履行等が発生した場合に、出再先に対して直接的な請求権を有すること等を確認しております。

市場リスクの計算において、為替予約をリスク削減手法として認識しております。当該リスク削減手法について、令和7年金融庁告示第74号第49条を踏まえたリスク削減効果の要件を確認するとともに、ヘッジ会計適用分等の更新が見込まれるものについて、当該リスク削減手法の更新を反映しております。当該更新にあたり、更新費用を考慮し、当該為替予約取引の流動性を確認しております。

信用リスクの計算において、信用リスク削減手法として認識する受入担保は、現金または国債のみとしております。

＜生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用＞

生命保険リスクの計算にあたっては、一部のリスクを除き、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しております。計算に用いたストレス係数は次のとおりです。

		標準係数	会社固有の ストレス係数
死亡リスク		12.5%	10.7%
長寿リスク		20.0%	41.7%
罹患及び障害リスク			
医療費保障を提供する商品区分 健康事象発現時の一時金を提供する商品区分 短期定期的給付を提供する商品区分	長期	12.0%	7.1%
	長期	20.0%	14.6%
	長期	12.0%	6.4%
解約及び失効リスク(水準及びトレンド)		25.0%	25.4%

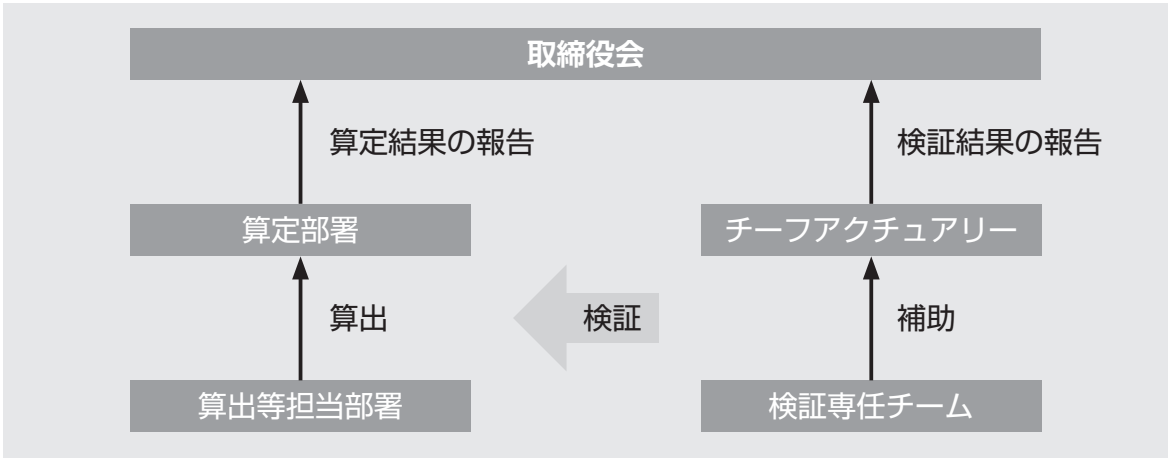
(注) 適用対象としていないリスクについては記載を省略しております。

当該手法を適用し、当社の過去データに基づいて算出したストレス係数を用いることで、当社の実態をより反映した生命保険リスク評価となっております。

i. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

住友生命では、ソルベンシー・マージン比率の算出に関わる手続及び体制として、取締役会で策定している財務の健全性・保険計理管理方針において、主計部を財務の健全性・保険計理管理を行う部門と定め、ソルベンシー・マージン比率算定規程において、ソルベンシー・マージン比率全体のとりまとめを行う算定部署、ソルベンシー・マージン比率算出における各項目のとりまとめを行う算出等担当部署を定めております。これらの部門において、ソルベンシー・マージン比率を算出し、算定結果を取締役に報告する体制としております。

また、ソルベンシー・マージン比率の検証に関わる手続及び体制として、財務の健全性・保険計理管理方針において、チーフアクチュアリーがソルベンシー・マージン比率の検証の責任者となることやチーフアクチュアリーの役割・責任等を定め、取締役会において必要な知識と経験を有するものにチーフアクチュアリーを担当させることを決議することとしております。チーフアクチュアリーによる検証にあたっては、主計部に算出を担当しない検証専任チームを設置し、独立した立場からの検証を補助することとしております。チーフアクチュアリーは、財務の健全性・保険計理管理方針に基づき、ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証に関する報告書及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会に報告することとしております。



18 危険準備金等※1残高

項目		2024年度末	2025年度末
危険準備金等※1		26,629	22,757
負債の部	危険準備金	8,189	4,344
	価格変動準備金	9,300	9,172
純資産の部※2	価格変動積立金	2,550	2,550
	基金償却準備金＋基金償却積立金	6,590	6,690

※1 危険準備金、価格変動準備金、価格変動積立金、基金償却準備金（基金償却積立金を含む）の合計。
※2 剰余金処分後の金額を表示。

19 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

(2024年度)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	432,329	8,115	3,582 (3,486)	—	436,862	—	—
建物	204,907	13,204	7,346 (7,298)	14,293	196,471	396,528	66.8
リース資産	575	8,788	10	1,536	7,817	8,376	51.7
建設仮勘定	6,331	19,805	15,338	—	10,798	—	—
その他の有形固定資産	3,907	561	29	1,087	3,352	16,100	82.7
合 計	648,051	50,476	26,306	16,917	655,303	421,005	—

(2025年度)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	436,862	136	6,962 (341)	—	430,037	—	—
建物	196,471	25,116	5,060 (325)	14,257	202,269	398,178	66.3
リース資産	7,817	116	16	1,588	6,329	2,957	31.8
建設仮勘定	10,798	11,285	19,047	—	3,035	—	—
その他の有形固定資産	3,352	868	35	956	3,228	16,339	83.4
合 計	655,303	37,523	31,123	16,802	644,901	417,474	—

1. 「当期減少額」欄の（ ）内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 2025年度末の賃貸等不動産残高は、476,372百万円です。

b. 不動産残高

区 分	2024年度末	2025年度末
不動産残高	644,133	635,342
営業用	163,750	161,616
賃貸用	480,382	473,725

20 海外投融資の状況(一般勘定)

a. 資産別明細

●外貨建資産

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公社債	6,757,018	50.6	7,248,843	50.2
株式等	3,130,136	23.4	3,644,289	25.2
現預金・その他	597,364	4.5	640,672	4.4
外貨建資産計	10,484,519	78.5	11,533,805	79.8

●円貨額が確定した外貨建資産

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
貸付金	199,346	1.5	162,975	1.1
公社債	—	—	349,561	2.4
現預金・その他	3,207	0.0	2,126	0.0
円貨額が確定した外貨建資産計	202,554	1.5	514,663	3.6

●円貨建資産

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
公社債	2,239,912	16.8	1,913,024	13.2
株式等	307,178	2.3	369,278	2.6
その他	129,326	1.0	114,758	0.8
円貨建資産計	2,676,417	20.0	2,397,061	16.6

●合計

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
海外投融資	13,363,490	100.0	14,445,530	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

b. 海外投融資の地域別構成
(2024年度末)

(単位：百万円、%)

区 分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	5,175,301	43.1	4,292,828	49.1	882,472	27.0	153,105	100.0
ヨーロッパ	2,408,353	20.1	2,114,752	24.2	293,601	9.0	—	—
オセアニア	547,829	4.6	547,829	6.3	—	—	—	—
アジア	583,170	4.9	37,718	0.4	545,452	16.7	—	—
中南米	3,110,091	25.9	1,564,687	17.9	1,545,404	47.3	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	186,758	1.6	186,758	2.1	—	—	—	—
合計	12,011,504	100.0	8,744,574	100.0	3,266,929	100.0	153,105	100.0

(2025年度末)

(単位：百万円、%)

区 分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	5,952,994	45.4	4,676,122	50.3	1,276,872	33.3	165,575	100.0
ヨーロッパ	2,867,136	21.8	2,407,094	25.9	460,041	12.0	—	—
オセアニア	728,809	5.6	728,809	7.8	—	—	—	—
アジア	594,806	4.5	41,195	0.4	553,610	14.4	—	—
中南米	2,677,663	20.4	1,131,931	12.2	1,545,732	40.3	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	302,513	2.3	302,513	3.3	—	—	—	—
合計	13,123,924	100.0	9,287,667	100.0	3,836,256	100.0	165,575	100.0

(注) 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

c. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	8,322,887	79.4	8,532,722	74.0
ユーロ	786,198	7.5	1,376,247	11.9
豪ドル	643,440	6.1	842,502	7.3
シンガポールドル	462,679	4.4	465,127	4.0
メキシコペソ	59,705	0.6	161,369	1.4
中国元	53,869	0.5	60,174	0.5
ベトナムドン	42,799	0.4	42,801	0.4
ニュージーランドドル	90,807	0.9	25,783	0.2
インドネシアルピア	15,724	0.1	15,723	0.1
英ポンド	4,702	0.0	9,228	0.1
その他	1,703	0.0	2,126	0.0
合 計	10,484,519	100.0	11,533,805	100.0

◆負債関係

① 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
保 険 金	死亡保険金	77,464	75,800
	災害保険金	846	685
	高度障害保険金	2,853	2,911
	満期保険金	693	783
	その他	1,284	1,331
	小計	83,143	81,512
年金		5,288	5,905
給付金		29,810	28,965
解約返戻金		5,483	7,125
保険金据置支払金		4,079	3,631
その他共計		130,964	130,411

② 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2024年度末	2025年度末
責任準備金 (危険準備金を除く)	個人保険 (一般勘定)	15,605,858 (15,546,177)	16,048,176 (15,983,443)
	(特別勘定)	(59,681)	(64,732)
	個人年金保険 (一般勘定)	9,390,808 (9,360,129)	9,260,080 (9,232,246)
	(特別勘定)	(30,679)	(27,833)
	団体保険 (一般勘定)	16,508 (16,508)	16,600 (16,600)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	団体年金保険 (一般勘定)	2,754,573 (2,008,062)	2,779,591 (1,973,208)
	(特別勘定)	(746,511)	(806,383)
	その他 (一般勘定)	162,741 (162,741)	148,320 (148,320)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	小計 (一般勘定)	27,930,490 (27,093,619)	28,252,769 (27,353,819)
	(特別勘定)	(836,871)	(898,949)
危険準備金		818,900	434,466
合 計 (一般勘定)		28,749,390 (27,912,519)	28,687,235 (27,788,286)
(特別勘定)		(836,871)	(898,949)

③ 責任準備金残高の内訳

(2024年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2024年度末合計
残 高	26,852,311	1,078,179	—	818,900	28,749,390

(2025年度末)

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2025年度末合計
残 高	27,368,865	883,903	—	434,466	28,687,235

④ 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別、通貨別)

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区 分		2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高(契約年度別、通貨別)

契約年度	合計		通貨:円		通貨:USD		通貨:AUD		通貨:その他	
	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	58,906	4.00%～5.00%	58,906	4.00%～5.00%	—	—	—	—	—	—
1981年度～1985年度	295,554	2.75%	295,554	2.75%	—	—	—	—	—	—
1986年度～1990年度	1,469,295	2.75%～5.50%	1,469,295	2.75%～5.50%	—	—	—	—	—	—
1991年度～1995年度	2,511,326	2.75%～5.50%	2,511,326	2.75%～5.50%	—	—	—	—	—	—
1996年度～2000年度	1,171,958	2.00%～2.75%	1,171,958	2.00%～2.75%	—	—	—	—	—	—
2001年度～2005年度	1,024,155	1.50%	1,024,155	1.50%	—	—	—	—	—	—
2006年度～2010年度	2,535,762	1.00%～1.50%	2,535,762	1.00%～1.50%	—	—	—	—	—	—
2011年度	829,705	1.00%～1.50%	829,705	1.00%～1.50%	—	—	—	—	—	—
2012年度	1,234,648	1.00%～1.50%	1,234,648	1.00%～1.50%	—	—	—	—	—	—
2013年度	761,723	0.60%～1.00%	761,723	0.60%～1.00%	—	—	—	—	—	—
2014年度	848,047	0.50%～1.00%	848,047	0.50%～1.00%	—	—	—	—	—	—
2015年度	1,204,064	0.50%～1.00%	1,204,064	0.50%～1.00%	—	—	—	—	—	—
2016年度	2,079,637	0.50%～1.00%	2,079,637	0.50%～1.00%	—	—	—	—	—	—
2017年度	979,246	0.25%～3.75%	816,158	0.25%～1.00%	153,939	3.35%～3.75%	9,149	2.85%～3.15%	—	—
2018年度	824,781	0.25%～3.95%	646,095	0.25%～0.30%	171,498	1.50%～3.95%	7,187	1.50%～3.10%	—	—
2019年度	789,583	0.25%～3.55%	642,938	0.25%～0.77%	142,557	1.50%～3.75%	4,087	1.25%～3.18%	—	—
2020年度	819,769	0.00%～2.55%	718,892	0.00%～0.25%	98,170	1.65%～2.55%	2,706	0.60%～3.62%	—	—
2021年度	890,230	0.00%～0.30%	794,037	0.00%～0.30%	93,510	0.60%～3.35%	2,682	1.30%～4.12%	—	—
2022年度	1,072,803	0.25%～4.75%	689,576	0.25%～0.77%	378,899	2.15%～4.75%	4,326	2.20%～4.25%	—	—
2023年度	1,111,415	0.25%～5.10%	708,526	0.25%～0.50%	400,352	4.45%～5.10%	2,536	3.25%～5.00%	—	—
2024年度	1,185,101	0.25%～4.90%	851,621	0.25%～1.00%	331,565	4.40%～4.90%	1,914	4.20%～4.75%	—	—
2025年度	1,517,970	0.25%～4.95%	1,319,805	0.25%～1.75%	196,832	4.65%～4.95%	1,332	4.55%～4.95%	—	—

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

⑤ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しており、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースにしています。原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率(99%及び97.7%)でカバーする支払指数を算定した上で、前事業年度の水準を下回らないように危険発生率を設定しています。
*2026年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況(将来10年間合計、1年目および10年目)は下表のとおりです。

●ストレステスト(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)の結果

	将来10年間合計		
		1年目	10年目
全区分合計	69.9%	59.9%	83.6%
うち総合医療特約区分	66.3%	57.5%	78.6%
うち新医療保険区分	60.4%	52.5%	69.6%
うち生活障害保障区分	84.0%	66.0%	103.6%

2025年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の2025年度末残高は5,291百万円です。

⑥ 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る

一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高(一般勘定)

	2024年度末	2025年度末
責任準備金残高(一般勘定)	—	—

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。
3. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金として、2025年度末2,077百万円を控除しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

		最低保証付 変額保険	最低保証付一時払 変額個人年金保険 (08)	変額個人年金保険 (一時払い)	最低保証付 変額個人年金保険 (一時払い) (16)
算出方法		平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 (シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 (シナリオテスト方式)	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 代替的方式 (ファクターテーブル方式)	平成8年大蔵省告示 第48号に定める 標準的方式
計算の 基礎となる 係数	予定死亡率	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊	予定災害死亡率 (0.000504)のみを使用	平成8年大蔵省告示 第48号に定める率＊
	割引率			平成8年大蔵省告示 第48号に定める率	
	期待収益率				
	ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3％(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	平成8年大蔵省告示第48号に定める率	18.4％ (保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)	基本部分：据置期間15年については4.0％、据置期間20年については4.5％(保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率)

* ・平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号イに定める予定死亡率を用いています。
・平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第1項第2号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

⑦ 社員配当準備金明細表

(2024年度)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合計
当期首現在高	195,889	14,731	2,637	5	255	20	213,538
前期剰余金からの繰入	17,063	3,172	37,968	46	0	104	58,355
利息による増加	191	10	0	—	0	0	203
配当金支払による減少	20,588	1,312	38,893	48	42	132	61,018
当期末現在高	192,542 (187,130)	16,602 (12,141)	1,712 (409)	2 (—)	213 (211)	5 (4)	211,078 (199,897)

(2025年度)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合計
当期首現在高	192,542	16,602	1,712	2	213	5	211,078
前期剰余金からの繰入	17,577	6,789	40,749	49	0	115	65,282
利息による増加	558	37	1	—	0	0	597
配当金支払による減少	20,188	1,709	39,509	48	39	105	61,601
当期末現在高	190,500 (183,899)	21,720 (13,763)	2,952 (402)	3 (—)	174 (172)	4 (3)	215,356 (198,241)

(注)()内は積立配当金額です。

⑧ 引当金明細表

(2024年度)

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	541	665	123	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	263	241	△21	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		907,826	930,026	22,200	保険業法第115条の規定により計上しています。

(2025年度)

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	665	620	△45	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	241	248	7	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		—	—	—	「退職給付に関する会計基準」等に基づき計上しています。
価格変動準備金		930,026	917,260	△12,766	保険業法第115条の規定により計上しています。

⑨ 個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
繰入額	268	275
取崩額 (償却に伴う取崩額を除く)	274	254
純繰入額	△6	20

⑩ 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

2024年度末、2025年度末ともに残高がないため記載していません。

⑪ 借入金等残存期間別残高

(2024年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	—	—	—	—	220,000	220,000
社債	—	—	—	—	—	448,695	448,695

(2025年度末)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを含む)	合計
借入金	—	—	—	—	—	220,000	220,000
社債	—	—	—	—	—	626,455	626,455

◆資本関係

① 基金の状況

当社では、財務基盤の一層の強化を目的に基金の募集を行っています。2025年度末の基金の総額（基金および基金償却積立金の合計）は6,890億円となっています。

●基金拠出者の状況(2026年3月末時点)

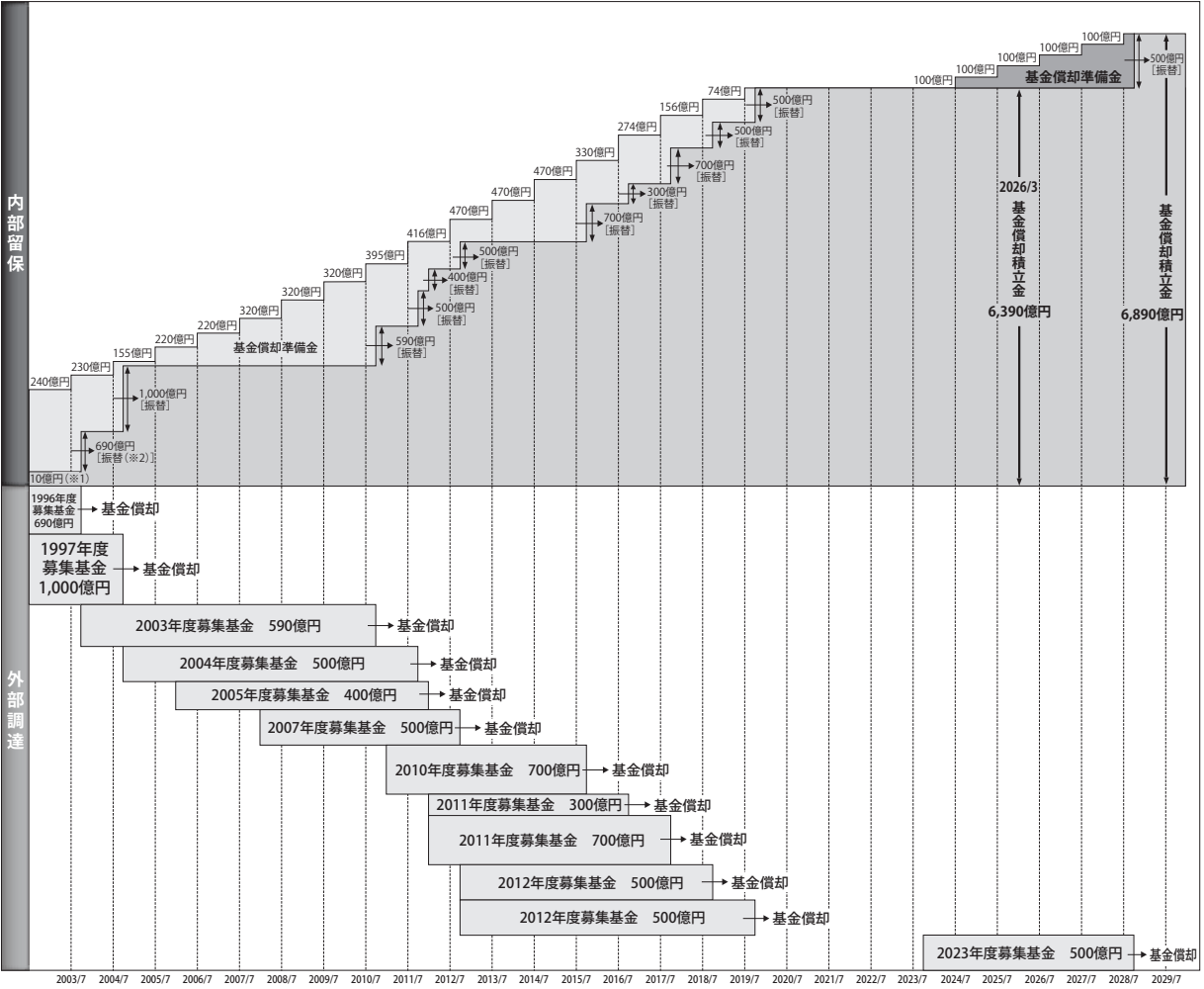
(単位：百万円、%)

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	50,000	100.0

(注)住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。当社は、住友生命2023基金流動化株式会社の普通株式取得は行っておりません。

●基金償却スケジュール

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり予定しています。



※ 1 保険業法に定める最低基金総額10億円。
※ 2 保険業法第56条の規定により、基金償却の際には同額の「基金償却積立金」を積み立てることが求められています。
当社は、基金償却の準備財源として任意積立金である「基金償却準備金」を毎年計画的に積み増し、基金償却時に「基金償却積立金」に振り替えています。

◆保険関係収支

1 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
個人保険	1,437,373	1,655,162
（うち一時払）	630,131	871,949
（うち年払）	62,054	56,950
（うち半年払）	2,690	2,379
（うち月払）	742,497	723,882
個人年金保険	399,609	366,171
（うち一時払）	74,576	61,302
（うち年払）	54,498	49,432
（うち半年払）	2,438	2,235
（うち月払）	268,095	253,201
団体保険	98,152	98,329
団体年金保険	174,620	160,563
その他共計	2,121,125	2,290,454

(注) 年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

2 保険金明細表

a. 金額

(2024年度)

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
死亡保険金	428,467	3,055	42,687	—	—	35	474,245
災害保険金	4,942	4	84	—	13	17	5,062
高度障害保険金	5,316	28	2,915	—	—	—	8,260
満期保険金	50,708	0	—	—	2,899	—	53,609
その他	5,409	0	—	—	—	—	5,410
合 計	494,844	3,088	45,687	—	2,913	52	546,587

(2025年度)

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
死亡保険金	437,324	2,720	41,563	—	—	134	481,742
災害保険金	3,652	9	71	—	9	—	3,743
高度障害保険金	4,453	4	3,133	—	—	—	7,590
満期保険金	38,296	0	—	—	3,337	—	41,634
その他	5,749	0	—	—	—	—	5,749
合 計	489,475	2,735	44,768	—	3,347	134	540,460

b. 件数

(2024年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
死亡保険金	88,971	463	40,182	—	—	127	129,743
災害保険金	1,018	2	187	—	2	3	1,212
高度障害保険金	853	3	2,337	—	—	—	3,193
満期保険金	12,138	17	—	—	1,719	—	13,874
その他	10,337	1	—	—	—	—	10,338
合 計	113,317	486	42,706	—	1,721	130	158,360

(2025年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
死亡保険金	87,918	397	38,671	—	—	132	127,118
災害保険金	807	1	135	—	2	—	945
高度障害保険金	829	3	2,403	—	—	—	3,235
満期保険金	9,304	18	—	—	6,954	—	16,276
その他	11,143	1	—	—	—	—	11,144
合 計	110,001	420	41,209	—	6,956	132	158,718

3 年金明細表

a. 金額

(2024年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
—	425,213	334	48,508	2,774	—	476,832

(2025年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
—	465,990	318	48,843	2,593	—	517,746

b. 件数

(2024年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
—	624,419	14,433	1,907,095	9,823	—	2,555,770

(2025年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
—	658,179	13,702	1,867,629	9,269	—	2,548,779

④ 給付金明細表

a. 金額

(2024年度)

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
死亡給付金	43,588	16,031	5	—	217	—	59,843
入院給付金	66,569	425	74	—	—	20	67,089
手術給付金	32,476	516	—	—	—	0	32,994
障害給付金	4,911	11	44	—	25	—	4,993
生存給付金	42,362	366	—	—	217	—	42,946
その他	7,024	1	0	120,806	42	1	127,876
合 計	196,932	17,352	126	120,806	502	22	335,743

(2025年度)

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
死亡給付金	40,963	16,428	6	—	275	—	57,674
入院給付金	68,726	406	61	—	—	17	69,212
手術給付金	33,087	495	—	—	—	0	33,583
障害給付金	4,763	8	27	—	5	—	4,805
生存給付金	47,825	400	—	—	174	—	48,399
その他	7,879	1	0	121,947	34	1	129,865
合 計	203,245	17,741	95	121,947	489	20	343,540

b. 件数

(2024年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
死亡給付金	26,897	5,118	409	—	51	—	32,475
入院給付金	904,834	5,908	2,969	—	—	7,557	921,268
手術給付金	479,038	6,564	—	—	—	2,099	487,701
障害給付金	62,904	123	133	—	4	—	63,164
生存給付金	94,611	1,115	—	—	77	—	95,803
その他	68,052	40	93	538,760	152	55	607,152
合 計	1,636,336	18,868	3,604	538,760	284	9,711	2,207,563

(2025年度)

(単位：件)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
死亡給付金	27,635	4,914	420	—	60	—	33,029
入院給付金	933,292	5,813	2,873	—	—	7,311	949,289
手術給付金	496,561	6,332	—	—	—	2,158	505,051
障害給付金	62,567	98	113	—	1	—	62,779
生存給付金	92,154	1,208	—	—	72	—	93,434
その他	82,052	17	89	532,383	125	80	614,746
合 計	1,694,261	18,382	3,495	532,383	258	9,549	2,258,328

⑤ 解約返戻金明細表

(2024年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2024年度 合 計
420,655	159,222	—	30,027	17,390	—	627,295

(2025年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2025年度 合 計
566,555	155,823	—	37,533	19,653	—	779,566

◆資産運用関係収支

① 資産運用収益明細表(一般勘定) (単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	930,690	108.3	945,323	101.6
金 銭 の 信 託 運 用 益	1,391	48.6	3,692	265.3
有 価 証 券 売 却 益	270,230	186.8	334,468	123.8
有 価 証 券 償 還 益	10,607	312.1	9,794	92.3
為 替 差 益	—	—	124,852	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—	24	—
そ の 他 運 用 収 益	1,095	150.4	1,908	174.2
合 計	1,214,015	101.2	1,420,063	117.0

② 資産運用費用明細表(一般勘定) (単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
支 払 利 息	33,785	116.6	46,752	138.4
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	147	660.3	143	97.7
有 価 証 券 売 却 損	252,111	217.8	429,695	170.4
有 価 証 券 評 価 損	5,971	149.5	25,522	427.4
有 価 証 券 償 還 損	127	2,189.7	842	661.3
金 融 派 生 商 品 費 用	257,131	88.7	161,747	62.9
為 替 差 損	70,079	—	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	117	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	10,051	103.0	10,465	104.1
そ の 他 運 用 費 用	92,159	430.5	79,140	85.9
合 計	721,682	153.6	754,310	104.5

③ 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定) (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
預貯金利息	16,644	16,602
有価証券利息・配当金	823,654	833,468
うち公社債利息	221,884	231,502
うち株式配当金	92,765	96,368
うち外国証券利息配当金	496,066	491,458
貸付金利息	33,258	34,219
うち一般貸付利息	25,380	26,785
不動産賃貸料	37,046	38,347
その他共計	930,690	945,323

④ 利息及び配当金等収入の分析(一般勘定) (単位：百万円)

2025年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息及び配当金等収入	△12,018	26,652	14,633
うち現預金・コールローン	2,179	△615	1,564
うち有価証券	△21,593	31,407	9,814
うち貸付金	△414	1,374	960
うち不動産	△112	1,413	1,300

⑤ 有価証券売却益明細表(一般勘定) (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国債等債券	18,338	3,180
株式等	65,358	290,214
外国証券	186,533	41,073
その他共計	270,230	334,468

⑥ 固定資産等処分益明細表(一般勘定) (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
有形固定資産	17	4,152
土地	—	1,167
建物	17	2,984
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	17	4,152
うち賃貸等不動産	17	4,124

⑦ 有価証券売却損明細表(一般勘定) (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国債等債券	61,728	371,986
株式等	16,930	11,475
外国証券	173,452	46,233
その他共計	252,111	429,695

⑧ 有価証券評価損明細表(一般勘定) (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
国債等債券	—	22,322
株式等	1,406	3,200
外国証券	4,564	—
その他共計	5,971	25,522

⑨ 貸付金償却額(一般勘定)
2024年度、2025年度ともに実績がないため、記載していません。

⑩ 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）
（2024年度）

（単位：百万円）					
区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	412,755	9,884	276,149	136,605	66.9%
建物	411,423	9,804	275,111	136,312	66.8%
その他の有形固定資産	1,331	80	1,037	293	77.9%
無形固定資産	15	0	8	6	56.7%
その他	1,865	166	1,261	603	67.6%
合 計	414,635	10,051	277,419	137,216	66.9%

（2025年度）

（単位：百万円）					
区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	429,860	10,296	285,097	144,763	66.3%
建物	428,486	10,169	284,144	144,341	66.3%
その他の有形固定資産	1,374	126	953	421	69.3%
無形固定資産	23	1	6	16	28.5%
その他	2,761	167	1,482	1,279	53.6%
合 計	432,645	10,465	286,586	146,059	66.2%

⑪ 固定資産等処分損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）		
区 分	2024年度	2025年度
有形固定資産	3,210	697
土地	15	401
建物	3,156	244
リース資産	10	16
その他	28	34
無形固定資産	4	97
その他	8	11
合 計	3,223	806
うち賃貸等不動産	3,155	362

◆その他収支

① 減価償却費明細表
（2024年度）

（単位：百万円）					
区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	215,892	7,033	144,856	71,035	67.0%
建物	181,576	4,489	121,416	60,159	66.8%
リース資産	16,194	1,536	8,376	7,817	51.7%
その他の有形固定資産	18,121	1,007	15,062	3,058	83.1%
無形固定資産	195,770	11,725	150,256	45,514	76.7%
その他	20,546	29	20,410	135	99.3%
合 計	432,209	18,787	315,523	116,686	73.0%

（2025年度）

（単位：百万円）					
区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	199,442	6,505	132,377	67,064	66.3%
建物	171,961	4,088	114,033	57,927	66.3%
リース資産	9,287	1,588	2,957	6,329	31.8%
その他の有形固定資産	18,193	829	15,386	2,807	84.5%
無形固定資産	205,542	12,273	160,962	44,580	78.3%
その他	20,371	29	20,247	123	99.3%
合 計	425,356	18,807	313,587	111,769	73.7%

② 事業費明細表

（単位：百万円）		
区 分	2024年度	2025年度
営業活動費	116,300	123,864
営業管理費	64,601	63,820
一般管理費	167,371	169,412
合 計	348,273	357,098

（注）一般管理費中、生命保険契約者保護機構に対する負担金のうち保護資金負担金は2024年度、2025年度ともに該当ありません。

◆保険契約高関係諸統計

① 年換算保険料

a. 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,461,753	△1.1	1,470,508	0.6
個人年金保険	770,801	△1.8	759,252	△1.5
合 計	2,232,555	△1.3	2,229,760	△0.1
うち生前給付保障+医療保障等	565,040	0.4	566,340	0.2

b. 新契約(新契約+転換純増)

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	76,954	3.9	97,138	26.2
個人年金保険	19,264	△43.4	17,595	△8.7
合 計	96,219	△11.0	114,733	19.2
うち生前給付保障+医療保障等	29,251	△2.9	26,184	△10.5

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

② 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2024年度末				2025年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	7,833	△1.0	45,684,667	△4.8	7,878	0.6	44,498,476	△2.6
個人年金保険	2,980	△2.8	13,810,476	△3.3	2,883	△3.2	13,327,358	△3.5
団体保険	—	—	33,113,585	△0.6	—	—	32,503,600	△1.8
団体年金保険	—	—	2,754,573	△1.3	—	—	2,779,591	0.9

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。
3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2024年度末421,576百万円、2025年度末455,546百万円です。

b. 新契約高(新契約+転換純増)

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2024年度						2025年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	715	△0.5	826,752	66.9	1,491,243	△664,491	814	13.8	1,358,648	64.3	1,858,558	△499,910
個人年金保険	63	△31.2	264,274	△33.6	270,803	△6,528	59	△7.4	259,272	△1.9	265,306	△6,033
団体保険	—	—	33,449	1.9	33,449	—	—	—	74,471	122.6	74,471	—
団体年金保険	—	—	16	1.7	16	—	—	—	114	603.6	114	—

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。
5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2024年度34,882百万円、2025年度42,707百万円です。

③ 個人保険及び個人年金保険の年換算保険料(保険種類別、通貨別)

a. 新契約年換算保険料(新契約+転換純増)

(2024年度)

(単位：百万円)

区 分	合計	新契約年換算保険料(新契約+転換純増)									
		平準払						一時払			
			通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD			通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD	
合計	96,219	41,280	40,472	760	47	54,938	33,548	20,791	599		
第一分野(除く個人年金)	47,700	4,998	4,998			42,702	25,335	17,260	105		
終身保険(定額)	44,276	1,571	1,571			42,704	25,337	17,260	105		
利率変動型終身保険											
養老保険(定額)	1,541	1,544	1,544			△3	△3				
定期保険	22	21	21			1	1				
こども保険・学資保険	325	325	325								
変額保険											
その他の個人保険	1,534	1,534	1,534								
第三分野	29,251	29,252	29,252			0	0				
医療保険	16,275	16,275	16,275			0	0				
介護保険	△466	△466	△466			0	0				
就業不能保険	4,028	4,028	4,028								
がん保険	2,405	2,405	2,405			0	0				
その他の個人保険	7,009	7,009	7,009			0	0				
うち保険期間が終身のもの	14,898	14,898	14,898			0	0				
個人年金	19,267	7,029	6,221	760	47	12,237	8,213	3,530	493		
個人年金(定額)	18,459	6,221	6,221			12,237	8,213	3,530	493		
うちトントン年金											
個人年金(変額)											
利率変動型個人年金	807	807		760	47						

(2025年度)

(単位：百万円)

区 分	合計	新契約年換算保険料(新契約+転換純増)									
		平準払						一時払			
			通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD			通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD	
合計	114,733	45,278	38,351	6,893	33	69,455	59,197	9,915	342		
第一分野(除く個人年金)	70,951	12,439	5,936	6,502		58,512	50,221	8,212	78		
終身保険(定額)	59,840	1,322	1,322			58,517	50,226	8,212	78		
利率変動型終身保険											
養老保険(定額)	1,285	1,290	1,290			△5	△5				
定期保険	1,377	1,377	1,377			0	0				
こども保険・学資保険	279	279	279								
変額保険											
その他の個人保険	8,169	8,169	1,666	6,502							
第三分野	26,184	26,184	26,184			0	0				
医療保険	17,047	17,046	17,046			0	0				
介護保険	△116	△116	△116			0	0				
就業不能保険	2,585	2,585	2,585								
がん保険	801	801	801			0	0				
その他の個人保険	5,866	5,866	5,866			0	0				
うち保険期間が終身のもの	13,071	13,071	13,071			0	0				
個人年金	17,598	6,654	6,230	390	33	10,943	8,976	1,702	263		
個人年金(定額)	17,174	6,230	6,230			10,943	8,976	1,702	263		
うちトントン年金											
個人年金(変額)											
利率変動型個人年金	423	423		390	33						

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約の年換算保険料を計上し、「平準払」には、左記以外の契約の年換算保険料を計上しています。
4. 通貨別の内訳について、本表に記載した以外の通貨はありません。

b. 保有契約年換算保険料
(2024年度)

(単位：百万円)													
区 分	合計	保有契約年換算保険料											
		平準払				一時払				その他			
		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD	
合計	2,232,555	1,254,238	1,245,820	8,002	415	532,700	410,978	118,158	3,563	445,616	445,370	233	11
第一分野(除く個人年金)	899,308	318,191	318,122	68		477,418	378,428	97,079	1,910	103,699	103,699		
終身保険(定額)	572,799	69,452	69,383	68		420,545	321,555	97,079	1,910	82,801	82,801		
利率変動型終身保険	53,959					53,959	53,959						
養老保険(定額)	17,819	16,249	16,249			1,253	1,253			316	316		
定期保険	164,461	152,175	152,175			247	247			12,037	12,037		
こども保険・学資保険	17,332	14,227	14,227			0	0			3,104	3,104		
変額保険	1,535	7	7			1,412	1,412			116	116		
その他の個人保険	71,401	66,078	66,078							5,323	5,323		
第三分野	565,040	517,289	517,289			679	679			47,071	47,071		
医療保険	318,946	283,442	283,442			0	0			35,504	35,504		
介護保険	12,460	9,787	9,787			307	307			2,365	2,365		
就業不能保険	57,365	56,375	56,375			0	0			989	989		
がん保険	49,128	46,776	46,776			0	0			2,351	2,351		
その他の個人保険	127,138	120,907	120,907			372	372			5,859	5,859		
うち保険期間が終身のもの	190,639	161,960	161,960			671	671			28,007	28,007		
個人年金	768,206	418,757	410,407	7,934	415	54,602	31,870	21,078	1,653	294,846	294,600	233	11
個人年金(定額)	737,633	409,995	409,995			53,390	30,658	21,078	1,653	274,247	274,001	233	11
うちトンチン年金													
個人年金(変額)	21,214	412	412			1,130	1,130			19,671	19,671		
利率変動型個人年金	9,358	8,349		7,934	415	82	82			927	927		

(2025年度)

(単位：百万円)													
区 分	合計	保有契約年換算保険料											
		平準払				一時払				その他			
		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD		通貨：円	通貨：USD	通貨：AUD	
合計	2,229,760	1,189,646	1,174,803	14,418	424	564,435	436,200	124,276	3,959	475,677	475,450	219	7
第一分野(除く個人年金)	906,501	300,745	294,194	6,551		500,686	395,593	102,995	2,096	105,069	105,059	10	
終身保険(定額)	595,923	61,622	61,562	60		450,311	345,222	102,992	2,096	83,989	83,979	10	
利率変動型終身保険	48,010					48,010	48,010						
養老保険(定額)	16,220	15,145	15,145			811	811			264	264		
定期保険	154,736	142,079	142,079			214	214			12,441	12,441		
こども保険・学資保険	15,423	12,463	12,463							2,959	2,959		
変額保険	1,453	4	4			1,334	1,334			113	113		
その他の個人保険	74,733	69,430	62,938	6,491		2		2		5,300	5,300		
第三分野	566,340	515,160	515,160			629	629			50,549	50,549		
医療保険	321,497	283,784	283,784			0	0			37,712	37,712		
介護保険	11,541	8,856	8,856			274	274			2,410	2,410		
就業不能保険	57,296	56,088	56,088			0	0			1,207	1,207		
がん保険	48,138	45,458	45,458			0	0			2,680	2,680		
その他の個人保険	127,866	120,972	120,972			353	353			6,539	6,539		
うち保険期間が終身のもの	195,920	165,455	165,455			623	623			29,841	29,841		
個人年金	756,918	373,740	365,448	7,866	424	63,120	39,976	21,281	1,862	320,058	319,842	208	7
個人年金(定額)	731,351	365,168	365,168			62,008	38,865	21,281	1,862	304,173	303,957	208	7
うちトンチン年金													
個人年金(変額)	16,391	279	279			1,048	1,048			15,064	15,064		
利率変動型個人年金	9,175	8,291		7,866	424	63	63			820	820		

(注) 1. 年換算保険料とは、1 回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1 年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 第三分野には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患・介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 「一時払」には加入時に一時払であった契約(現時点で年金開始している保有契約は除く。)の年換算保険料を計上し、「平準払」には現時点において、保険料を払込中の契約の年換算保険料を計上しています。「その他」には上記以外の契約(払済契約、延長契約、年金開始後契約、保険料払込を免除された契約等)の年換算保険料を計上しています。
4. 通貨別の内訳について、本表に記載した以外の通貨はありません。

◆特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額		金額	
個人変額保険	60,199		65,124	
変額個人年金保険	33,021		31,116	
団体年金保険	753,886		816,031	
特別勘定計	847,107		912,272	

② 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 2025年度の運用状況

国内外の株式は、年度前半は米国の相互関税政策への警戒感から一時下落しましたが、関税交渉の進展等を背景に、国内株式・外国株式ともに上昇しました。年度後半は、国内株式は高市政権の積極財政への期待等、外国株式は半導体関連株を中心としたテック企業の堅調な株価等を背景に上昇しましたが、年度末にかけては中東情勢の悪化等を受け、国内株式・外国株式ともに下落しました。国内の長期金利は、年度を通じて財政拡大懸念や日銀の利上げ観測等を背景に上昇しました。米国の長期金利は、年度前半はインフレと景気減速懸念が交錯したこと等により、概ね横ばいで推移しました。年度後半は利下げ観測の高まり等から低下する局面も見られましたが、年度末にかけては中東情勢の悪化による原油高・インフレ懸念の再燃等から、再び上昇に転じました。為替(ドル円)は、年度前半は米国による相互関税政策への警戒感等から円高ドル安となる局面がありましたが、その後は日本の財政拡大懸念等を背景に、円安ドル高方向に転じました。年度後半は、F R B (米連邦準備制度理事会)の利下げが円高ドル安要因となった一方、日本の財政拡大懸念等を背景に円安ドル高が進行しました。年明け以降、日米当局によるレートチェックや衆院選での自民党大勝を受けて大きく円高ドル安となる局面もありましたが、日銀の早期利上げ観測の後退や中東情勢の悪化等を受け、円安ドル高の動きが再び強まりました。

こうした環境のなかで、個人変額保険特別勘定については、国内外の株式の構成比を高め、国内外の債券の構成比を抑えることを基本に運用しました。また、株式相場の上昇局面では国内株式・外国株式の一部を売却し、逆に下落局面ではその後の反発を見込んで買い入れを行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。変額個人年金保険については、組入れ投資信託への投資を行いました。変額個人年金保険のうち最低保証付変額保険については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じ構成比の調整を行いました。その結果、当年度の運用利回りはプラスとなりました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

区 分	2024年度末		2025年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	3	18	3	22
個人変額保険(終身型)	41,208	218,881	39,596	213,419
合 計	41,211	218,900	39,599	213,441

(注) 保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

区 分	2024年度末		2025年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	48,033	80,289	37,836	61,746

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	190	0.3	192	0.3
有価証券	56,627	94.1	60,745	93.3
公社債	16,856	28.0	15,662	24.1
株 式	17,253	28.7	19,599	30.1
外国証券	22,517	37.4	25,483	39.1
公社債	4,932	8.2	5,367	8.2
株式等	17,584	29.2	20,116	30.9
その他の証券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
その他	3,381	5.6	4,186	6.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	60,199	100.0	65,124	100.0

●変額個人年金保険 (単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	—	—
有価証券	27,978	84.7	25,893	83.2
公社債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外国証券	11,488	34.8	11,657	37.5
公社債	11,488	34.8	11,657	37.5
株式等	—	—	—	—
その他の証券	16,490	49.9	14,236	45.8
貸 付 金	—	—	—	—
その他	5,043	15.3	5,222	16.8
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	33,021	100.0	31,116	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険 (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,070	1,128
有価証券売却益	4,929	5,130
有価証券償還益	—	0
有価証券評価益	14,219	20,368
為替差益	64	49
金融派生商品収益	55	98
その他の収益	6	10
有価証券売却損	1,008	1,182
有価証券償還損	—	0
有価証券評価損	19,548	15,470
為替差損	75	30
金融派生商品費用	162	62
その他の費用	0	0
収支差額	△447	10,040

(注) 2024年度の有価証券評価益 14,219百万円には有価証券振戻益 896百万円が、有価証券評価損 19,548百万円には有価証券振戻損 17,775百万円がそれぞれ含まれています。
2025年度の有価証券評価益 20,368百万円には有価証券振戻益 1,772百万円が、有価証券評価損 15,470百万円には有価証券振戻損 13,323百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険 (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	金額	金額
利息配当金等収入	463	1,251
有価証券売却益	2,687	49
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	1,136	2,252
為替差益	18	0
金融派生商品収益	79	—
その他の収益	9	17
有価証券売却損	1,260	0
有価証券償還損	0	—
有価証券評価損	4,225	968
為替差損	21	0
金融派生商品費用	100	—
その他の費用	274	159
収支差額	△1,487	2,443

(注) 2024年度の有価証券評価益 1,136百万円には有価証券振戻益 578百万円が、有価証券評価損 4,225百万円には有価証券振戻損 4,069百万円がそれぞれ含まれています。
2025年度の有価証券評価益 2,252百万円には有価証券振戻益 155百万円が、有価証券評価損 968百万円には有価証券振戻損 557百万円がそれぞれ含まれています。

e. 有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険> (単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	56,627	11,550	60,745	16,448

<変額個人年金保険> (単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	27,978	402	25,893	1,686

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

f. デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

<個人変額保険> (単位：百万円)

区 分	2024年度末						2025年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
合 計	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険> (単位：百万円)

区 分	2024年度末						2025年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	為替予約								
	売建	14	—	0	0	—	—	—	—
	(米ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(豪ドル)	14	—	0	0	—	—	—	—
	買建	15	—	△0	△0	—	—	—	—
	(米ドル)	15	—	△0	△0	—	—	—	—
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計					0				—

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

<変額個人年金保険>

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末			2025年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店 頭	為替予約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(ユーロ)	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計					—				—

(注) 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

●株式関連

<個人変額保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

●債券関連

<個人変額保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

2024年度以降期末残高がないため、記載していません。

③ 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

(単位：件、億円)

	2024年度末		2025年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,425	7,475	1,405	8,073
合 計	1,425	7,475	1,405	8,073

(注) 1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。
2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。

b. 特別勘定第1特約の時価残高の推移

(単位：億円)

	2024年度末	2025年度末
総合口A	1,563	1,878
総合口M	2,153	2,109
総合口S	831	772
円貨建公社債口A	912	868
円貨建公社債口P	224	254
円貨建株式口A	91	114
円貨建株式口B	113	147
円貨建株式口E	37	65
円貨建株式口P	514	665
円貨建株式口V	40	73
外貨建公社債口A	175	223
外貨建公社債口B	117	118
外貨建株式口A	609	646
短期資金口A	88	133
合 計	7,475	8,073

c. 特別勘定第1特約の運用実績の推移

(単位：%)

	2024年度	2025年度
総合口A	△ 0.49	19.14
総合口M	△ 2.71	5.96
総合口S	△ 2.19	2.71
円貨建公社債口A	△ 4.53	△ 5.16
円貨建公社債口P	△ 4.70	△ 5.36
円貨建株式口A	△ 1.25	34.59
円貨建株式口B	4.74	43.06
円貨建株式口E	2.68	37.77
円貨建株式口P	△ 1.53	34.52
円貨建株式口V	4.01	51.90
外貨建公社債口A	1.35	11.52
外貨建公社債口B	△ 1.95	△ 0.84
外貨建株式口A	4.58	26.04
短期資金口A	0.20	0.50

(注) 運用実績はユニット価格伸び率を掲載しております。

◆経営諸指標

① 解約失効率(対年度始)

(単位：％)

区 分	2024年度	2025年度
個人保険	3.7	3.9
個人年金保険	2.5	2.6
団体保険	0.2	0.1

② 死亡率(個人保険主契約)

a. 件数率

(単位：％)

2024年度	2025年度
12.44	12.44

b. 金額率

(単位：％)

2024年度	2025年度
10.21	10.41

③ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2024年度	2025年度
8 (2)	10 (2)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

④ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、
支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：％)

2024年度	2025年度
99.9 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑤ 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の
格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：％)

区 分	2024年度	2025年度
Aー以上	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
BBBー以上	— (—)	— (—)
その他 (格付なしを含む)	— (—)	0.0 (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

(注) 1. 格付は、以下の方法により区分しています。
a. スタンダード＆プアーズ社(S＆P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他(格付なしを含む)」に区分しています。
b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
2. ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑥ 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2024年度	2025年度
355 (3)	793 (3)

(注) ()内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

⑦ 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、
発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：％)

区分	2024年度	2025年度
第三分野発生率	39.9	40.9
医療(疾病)	41.4	42.7
がん	40.2	40.6
介護	35.2	36.9
その他	38.4	36.2

(注) 1. 保険種類(特約)単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類(特約)については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

連結決算の状況(直近事業年度における事業の概況)

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	3,599,428	4,222,291	4,378,769	5,209,036	5,974,185
経常利益	128,811	39,358	117,791	67,637	6,657
親会社に帰属する当期純剰余	45,605	119,992	164,196	47,778	25,848
包括利益	△424,405	△826,535	1,062,308	△91,396	1,143,865

(単位：百万円)

項 目		2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度末
総資産		42,994,287	42,632,444	48,124,026	48,861,070	51,577,425
ソルベンシー・マージン比率	新基準	—	—	—	—	202.7%
	旧基準	794.6%	679.0%	649.7%	634.9%	—

当社グループは、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等を推進する中で、グループの業務全般にわたる品質の向上と収益力の強化等に取り組むとともに、グループベースでの経営管理体制のレベルアップに努めました。

グループの中核事業である生命保険業では、当社において、営業職員や代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組みました。また、メディケア生命保険株式会社では、保険ショップ、銀行・信用金庫、ソニー生命保険株式会社等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しました。

少額短期保険業では、アイアル少額短期保険株式会社において、多様化・細分化するお客さまニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種等と連携したデジタル保険の展開を進めました。

保険関連事業では、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社および株式会社エージェントＩＧホールディングスを通じて、お客さまの比較検討ニーズにお応えする的確なコンサルティングに努めました。

海外における保険業等では、米国のシメトラ・フィナンシャル・コーポレーション、シンガポールのシングライフ・ホールディングス、インドネシアのＢＮＩライフ・インシュアランス、ベトナムのパオベト・ホールディングスを通じ、さまざまな保険商品の提供に努めるとともに、グループ間での情報連携やシナジー発揮を通じた付加価値の創出に取り組みました。また、シメトラ・フィナンシャル・コー

ポレーションによるディアボーン生命 (Dearborn Life Insurance Company) の団体生命・就業不能保険事業の買収支援のため2025年8月に9億ドル(約1331億円)の増資を行い、市場プレゼンスや収益性・事業効率の向上等を見込んだ対応を進めました。

資産運用関連事業では、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社において、米国の海外クレジット資産への投資による長期的・安定的な資産運用利回りの向上に努めました。また、日本ビルファンドマネジメント株式会社において、ステークホルダーとの協働に努めながら、投資家の中長期的な投資リターンの拡大に向けた資産運用を行いました。

総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社において、当社のシステム開発を中心にグループ全体のＩＴ戦略への貢献に向けて取り組みました。また、株式会社PREVENTにおいて、生活習慣病の重症化予防など、新たな領域におけるサービスの実装・提供に取り組みました。

こうした取組みの結果、当社グループの当連結会計年度の経常収益は5兆9741億円(前年度比14.7%増)、経常利益は66億円(同90.2%減)、親会社に帰属する当期純剰余は258億円(同45.9%減)となりました。総資産については51兆5774億円(前年度末比5.6%増)となりました。連結ソルベンシー・マージン比率については、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制の導入後も202.7%と引き続き十分な水準を確保しています。

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
	金額	金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	1,326,363	1,463,735
コールローン	1,152,304	763,400
買入金銭債権	550,257	549,312
金銭の信託	62,022	94,102
有価証券	38,197,797	40,951,784
貸付金	3,559,146	3,733,551
有形固定資産	667,974	654,049
土 地	436,865	430,039
建 物	197,710	203,424
リース資産	13,321	9,427
建設仮勘定	10,811	3,658
その他の有形固定資産	9,265	7,499
無形固定資産	617,302	676,799
ソフトウェア	56,301	64,193
のれん	335,193	325,194
その他の無形固定資産	225,807	287,411
代理店貸	145	253
再保険貸	51,250	77,027
その他資産	2,062,225	2,184,918
退職給付に係る資産	182,882	313,456
繰延税金資産	436,981	121,997
貸倒引当金	△5,583	△6,963
資産の部合計	48,861,070	51,577,425

(負債の部)		
保険契約準備金	39,468,291	40,869,543
支払備金	234,773	273,312
責任準備金等	39,022,438	40,380,874
社員配当準備金	211,078	215,356
再保険借	73,582	67,638
社 債	550,123	850,410
その他負債	6,186,424	6,140,866
売現先勘定	3,725,641	3,254,870
その他の負債	2,460,782	2,885,996
退職給付に係る負債	2,731	2,482
役員退職慰労引当金	1	2
価格変動準備金	931,700	919,433
繰延税金負債	21,246	21,695
再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,660
負債の部合計	47,246,838	48,884,732
(純資産の部)		
基金	50,000	50,000
基金償却積立金	639,000	639,000
再評価積立金	2	2
連結剰余金	213,424	170,089
基金等合計	902,427	859,092
その他有価証券評価差額金	561,899	1,621,161
繰延ヘッジ損益	△65,609	△97,561
土地再評価差額金	△46,740	△43,190
為替換算調整勘定	141,501	161,780
退職給付に係る調整累計額	99,680	177,786
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	21,692	14,244
その他の包括利益累計額合計	712,424	1,834,220
非支配株主持分	△619	△619
純資産の部合計	1,614,231	2,692,693
負債及び純資産の部合計	48,861,070	51,577,425

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)		
科 目	2024年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
	金額	金額
経常収益	5,209,036	5,974,185
保険料等収入	3,401,839	3,760,326
資産運用収益	1,709,574	2,099,209
利息及び配当金等収入	1,274,628	1,330,234
金銭の信託運用益	1,391	3,692
売買目的有価証券運用益	129,391	165,696
有価証券売却益	273,733	340,250
有価証券償還益	10,799	10,302
為替差益	—	128,231
その他運用収益	19,629	23,923
特別勘定資産運用益	—	96,877
その他経常収益	97,622	114,649
経常費用	5,141,399	5,967,527
保険金等支払金	2,579,865	3,206,309
保険金	645,772	698,173
年金	477,362	518,304
給付金	576,426	633,782
解約返戻金	670,868	787,081
その他返戻金等	209,434	568,967
責任準備金等繰入額	940,779	1,155,256
支払備金繰入額	10,493	32,323
責任準備金繰入額	930,082	1,122,335
社員配当金積立利息繰入額	203	597
資産運用費用	773,541	708,762
支払利息	71,186	90,203
有価証券売却損	260,581	436,007
有価証券評価損	8,345	26,486
有価証券償還損	701	1,226
金融派生商品費用	227,255	24,161
為替差損	69,667	—
貸倒引当金繰入額	801	526
賃貸用不動産等減価償却費	10,051	10,465
その他運用費用	111,490	119,683
特別勘定資産運用損	13,460	—
事業費	654,260	695,679
その他経常費用	192,952	201,518
経常利益	67,637	6,657
特別利益	17	16,419
固定資産等処分益	17	4,153
価格変動準備金戻入額	—	12,266
特別損失	39,777	2,339
固定資産等処分損	4,606	954
減損損失	10,839	688
価格変動準備金繰入額	23,600	—
社会及び契約者福祉増進助成金	731	696
税金等調整前当期純剰余	27,877	20,737
法人税及び住民税等	68,387	62,471
法人税等調整額	△88,003	△67,437
法人税等合計	△19,616	△4,966
当期純剰余	47,493	25,704
非支配株主に帰属する当期純剰余又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△284	△144
親会社に帰属する当期純剰余	47,778	25,848

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)		
科 目	2024年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
	金額	金額
当期純剰余	47,493	25,704
その他の包括利益	△138,890	1,118,161
その他の有価証券評価差額金	△264,643	1,059,998
繰延ヘッジ損益	△29,249	△31,951
土地再評価差額金	△404	—
為替換算調整勘定	98,968	22,869
退職給付に係る調整額	42,493	78,105
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	8,988	△5,697
持分法適用会社に対する持分相当額	4,956	△5,163
包括利益	△91,396	1,143,865
親会社に係る包括利益	△91,030	1,144,095
非支配株主に係る包括利益	△365	△229

③ 連結基金等変動計算書

2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)														(単位：百万円)	
	基金等					その他の包括利益累計額							非支配株主持分	純資産合計	
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	50,000	639,000	2	229,119	918,122	864,260	△36,360	△56,600	38,740	57,188	—	867,227	△507	1,784,843	
米国子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) に基づく累積的影響額				5,504	5,504	△38,963					12,704	△26,259		△20,755	
米国子会社の会計基準 (ASU2018-12、ASU2022-05) を反映した当期首残高	50,000	639,000	2	234,624	923,626	825,296	△36,360	△56,600	38,740	57,188	12,704	840,968	△507	1,764,087	
当期変動額															
社員配当準備金の積立				△58,355	△58,355									△58,355	
基金利息の支払				△357	△357									△357	
親会社に帰属する当期純剰余				47,778	47,778									47,778	
土地再評価差額金の取崩				△10,264	△10,264									△10,264	
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)						△263,397	△29,249	9,860	102,760	42,492	8,988	△128,544	△112	△128,656	
当期変動額合計	—	—	—	△21,199	△21,199	△263,397	△29,249	9,860	102,760	42,492	8,988	△128,544	△112	△149,856	
当期末残高	50,000	639,000	2	213,424	902,427	561,899	△65,609	△46,740	141,501	99,680	21,692	712,424	△619	1,614,231	

2025年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)														(単位：百万円)	
	基金等					その他の包括利益累計額								非支配株主持分	純資産合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	50,000	639,000	2	213,424	902,427	561,899	△65,609	△46,740	141,501	99,680	21,692	712,424	△619	1,614,231	
当期変動額															
社員配当準備金の積立				△65,282	△65,282									△65,282	
基金利息の支払				△352	△352									△352	
親会社に帰属する当期純剰余				25,848	25,848									25,848	
土地再評価差額金の取崩				△3,549	△3,549									△3,549	
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)						1,059,262	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,121,796	
当期変動額合計	—	—	—	△43,335	△43,335	1,059,262	△31,951	3,549	20,278	78,105	△7,447	1,121,796	△0	1,078,461	
当期末残高	50,000	639,000	2	170,089	859,092	1,621,161	△97,561	△43,190	161,780	177,786	14,244	1,834,220	△619	2,692,693	

連結財務諸表の作成方針

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 38社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディアケア生命保険株式会社、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、当連結会計年度に、新規に設立されたSymetra Financial Corporationの子法人等1社及び子会社1社を連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数 40社 主な連結される子会社及び子法人等は、メディアケア生命保険株式会社、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。 なお、新規に設立されたSymetra Financial Corporationの子会社1社および子法人等1社を、当連結会計年度に連結の範囲に含めております。 主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。 非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社 主な持分法適用関連法人等は、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社 主な持分法適用関連法人等は、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。 株式会社エージェント・インシュアランス・グループが持株会社化したことに伴い、当連結会計年度より、同社を持分法適用関連法人等から除き、株式会社エージェントIGホールディングスを持分法適用関連法人等としております。 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. のれんの償却に関する事項 のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。 ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

重要な会計方針

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2024年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	2025年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
(2) 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、小区分は次のとおり設定しております。 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く） 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 一時払養老保険契約（一部を除く） 利率変動型終身保険（一時払）契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く） (3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。	(2) 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、従前の小区分「一時払養老保険契約（一部を除く）」について、対応する責任準備金の残高の減少に伴い、当連結会計年度より「個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）」に統合しております。小区分の変更による損益への影響はありません。 変更後の小区分は次のとおり設定しております。 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く） 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約 確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象） 確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約 利率変動型終身保険（一時払）契約 個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約 個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く） (3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 定額法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 定率法によっております。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、26百万円です。 連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
(2) 退職給付に係る負債 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から 8年 退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 309,005百万円 勤務費用 12,936百万円 利息費用 1,825百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △41,348百万円 退職給付の支払額 △17,370百万円 その他 158百万円 期末における退職給付債務 265,206百万円 ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産 414,875百万円 期待運用収益 2,636百万円 数理計算上の差異の当期発生額 30,531百万円 事業主からの拠出額 5,839百万円 退職給付の支払額 △8,512百万円 その他 △12百万円 期末における年金資産 445,357百万円 ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 積立型制度の退職給付債務 262,474百万円 年金資産 △445,357百万円 △182,882百万円 非積立型制度の退職給付債務 2,731百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △180,151百万円 退職給付に係る負債 2,731百万円 退職給付に係る資産 △182,882百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △180,151百万円 二. 退職給付に関連する損益 勤務費用 12,936百万円 利息費用 1,825百万円 期待運用収益 △2,636百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △11,136百万円 その他 164百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 1,153百万円 ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳 その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。 数理計算上の差異 60,749百万円 合計 60,749百万円 その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。 未認識数理計算上の差異 140,182百万円 合計 140,182百万円 ヘ. 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 株 式 52 % 生命保険一般勘定 26 % 債 券 4 % 投資信託 4 % その他 14 % 合 計 100 % 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が59%含まれています。 ト. 長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。 割引率 2.181 % 長期期待運用収益率 確定給付企業年金 1.4 % 退職給付信託 0.0 % ③確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は、6,009百万円です。	(2) 退職給付に係る負債 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から 8年 退職給付に関する事項は、次のとおりです。 ①採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。 ②確定給付制度 イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 265,206百万円 勤務費用 10,394百万円 利息費用 5,703百万円 数理計算上の差異の当期発生額 4,887百万円 退職給付の支払額 △18,273百万円 その他 101百万円 期末における退職給付債務 268,020百万円 ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 期首における年金資産 445,357百万円 期待運用収益 4,203百万円 数理計算上の差異の当期発生額 132,606百万円 事業主からの拠出額 5,944百万円 退職給付の支払額 △9,155百万円 その他 38百万円 期末における年金資産 578,995百万円 ハ. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 積立型制度の退職給付債務 265,538百万円 年金資産 △578,995百万円 △313,456百万円 非積立型制度の退職給付債務 2,482百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △310,974百万円 退職給付に係る負債 2,482百万円 退職給付に係る資産 △313,456百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 △310,974百万円 二. 退職給付に関連する損益 勤務費用 10,394百万円 利息費用 5,703百万円 期待運用収益 △4,203百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △17,844百万円 その他 63百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 △5,886百万円 ホ. その他の包括利益等に計上された項目の内訳 その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。 数理計算上の差異 109,874百万円 合計 109,874百万円 その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。 未認識数理計算上の差異 250,057百万円 合計 250,057百万円 ヘ. 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 株 式 63 % 生命保険一般勘定 20 % 投資信託 4 % 債 券 4 % その他 9 % 合 計 100 % 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が67%含まれています。 ト. 長期期待運用収益率の設定方法 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。 チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。 割引率 2.181 % 長期期待運用収益率 確定給付企業年金 2.3 % 退職給付信託 0.0 % ③確定拠出制度 確定拠出制度への要拠出額は、6,267百万円です。

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。 6. ヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。 7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。 8. 責任準備金の積立方法 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。 また、当連結会計年度より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018(死亡保険用)を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。 なお、責任準備金の積立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。 9. 既発生未報告支払備金の計算方法 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。 10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	5. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。 6. ヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。 7. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。 8. 責任準備金の積立方法 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。 (1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。当期末の責任準備金残高には、同項の規定に基づいて、次のとおり追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 2006年4月1日以降年金開始した一部の個人年金保険契約について、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率として生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。 また、当連結会計年度より、1996年4月1日以前に契約締結した一部の終身保険契約について、予定利率として2.75%、予定死亡率として生保標準生命表2018(死亡保険用)を適用して計算したことにより生じた差額を追加して積み立てております。この積立てにあたっては、追加して積み立てる責任準備金379,275百万円と同額の危険準備金を取り崩して充当しているため、責任準備金繰入額、経常利益及び税引前当期純剰余への影響はありません。 なお、責任準備金の積立てにおいては、関連する法令等に基づき、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。 9. 既発生未報告支払備金の計算方法 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。 IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。 10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
11. 保険料の計上基準 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。 International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。 12. 保険金等支払金の計上基準 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。 13. 重要な会計上の見積り 「会計上の見積り」の開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。 (1)のれんの評価 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 29,972 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 305,220 百万円が含まれております。 米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が5 0 %を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。 減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。 減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。 のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。 減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 (2)保有契約価値及び繰延新契約費の償却 当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値17,578百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費304,704百万円がそれぞれ含まれております。 保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。 保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたって償却しております。保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。	11. 保険料の計上基準 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。 International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。 12. 保険金等支払金の計上基準 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。 13. 重要な会計上の見積り 「会計上の見積り」の開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。 (1)のれんの評価 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 20,851 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 296,239 百万円が含まれております。 米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が5 0 %を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。 減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。 減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。 減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。 のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。 減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。 なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。 (2)保有契約価値及び繰延新契約費の償却 当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値15,214百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費335,405百万円がそれぞれ含まれております。 保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。 保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたって償却しております。保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。 将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
14. 未適用の会計基準等 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。 ・「金融サービス－保険契約」(Topic 944) (ASU第2018-12号、ASU第2022-05号) (1) 概要 長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。 (2) 適用予定日 米国子会社において、2025 年度の期末より適用予定です。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 適用された連結会計年度における影響は評価中です。	14. 海外子会社におけるFASB ASC Topic 944の適用 Symetra Financial Corporation は、FASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス－保険契約」を当連結会計年度の期首より適用しております。これにより、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法等を変更しております。また当該会計基準の適用に関連し、一部契約の再分類を実施しております。 当該会計基準の適用等による影響は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は前連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。 この結果、遡及適用前と比べて、前連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純剰余はそれぞれ1,785百万円減少しております。また、前連結会計年度末の無形固定資産は5,454百万円減少、その他資産は6,198百万円減少、保険契約準備金は46,610百万円減少、再保険借は53,531百万円増加、利益剰余金は4,093百万円増加、その他有価証券評価差額金は41,093百万円減少、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金は21,692百万円増加しております。

注記事項(連結貸借対照表関係)

2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)																				
1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,286百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、665百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は、221百万円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 2. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,148百万円です。 3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107百万円です。なお、負債の額も同額です。 4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table><tr><td>当期首現在高</td><td>213,538百万円</td></tr><tr><td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td><td>58,355百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度社員配当金支払額</td><td>61,018百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>203百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度末現在高</td><td>211,078百万円</td></tr></table> 5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、195,851百万円です。 6. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,564,559百万円、貸付金948,513百万円、現金及び預貯金1,397百万円です。 7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。 9. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	当期首現在高	213,538百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	58,355百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	61,018百万円	利息による増加等	203百万円	当連結会計年度末現在高	211,078百万円	1. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、5,544百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、461百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12百万円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は、1,929百万円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,153百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 2. 有形固定資産の減価償却累計額は、438,790百万円です。 3. 当社の有形固定資産の圧縮記帳額は、2,826百万円です。 4. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、912,272百万円です。なお、負債の額も同額です。 5. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table><tr><td>当期首現在高</td><td>211,078百万円</td></tr><tr><td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td><td>65,282百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度社員配当金支払額</td><td>61,601百万円</td></tr><tr><td>利息による増加等</td><td>597百万円</td></tr><tr><td>当連結会計年度末現在高</td><td>215,356百万円</td></tr></table> 6. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、217,891百万円です。 7. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,369,205百万円、貸付金1,039,969百万円、現金及び預貯金2,464百万円です。 8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2001年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法 9. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,198,768百万円です。 10. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は31百万円であり、担保に差し入れているものはありません。	当期首現在高	211,078百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	65,282百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	61,601百万円	利息による増加等	597百万円	当連結会計年度末現在高	215,356百万円
当期首現在高	213,538百万円																				
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	58,355百万円																				
当連結会計年度社員配当金支払額	61,018百万円																				
利息による増加等	203百万円																				
当連結会計年度末現在高	211,078百万円																				
当期首現在高	211,078百万円																				
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	65,282百万円																				
当連結会計年度社員配当金支払額	61,601百万円																				
利息による増加等	597百万円																				
当連結会計年度末現在高	215,356百万円																				

2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
10. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、28,593百万円です。	11. 2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行う予定です。
11. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が511,106百万円含まれています。	12. Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、2026年2月2日に、外貨建借入金550百万シンガポールドルの新規借入を行いました。また、2026年2月24日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債550百万シンガポールドルの期限前償還を行いました。
12. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。	13. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、32,819百万円です。
13. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ711,508百万円、642,748百万円含まれています。	14. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が693,434百万円含まれています。
14. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険費に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。	15. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
15. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。	16. その他資産及びその他負債には、米子子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ683,962百万円、620,422百万円含まれています。
16. 繰延税金資産の総額は、959,883百万円、繰延税金負債の総額は、524,301百万円です。 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,847百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 488,331百万円及び価格変動準備金 269,035百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 308,330百万円です。 なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96％は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96％、2026年4月1日以降のものについては28.88％に変更されております。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △70.3％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 △71.0％、社員配当準備金繰入額 △65.4％、のれん償却額等36.5％です。 税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は9,389百万円増加し、法人税等調整額は19,795百万円、その他有価証券評価差額金は9,799百万円それぞれ減少しております。	17. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険費に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
17. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は482,695百万円、時価は647,627百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,453百万円をその他の負債に計上しております。	18. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号)に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
18. 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd. との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額455,546 百万円は、会計処理の確定により153,869百万円減少し、301,676 百万円となっております。 また、前連結会計年度末は、のれんが153,869百万円、責任準備金が108,058百万円それぞれ減少し、無形固定資産が77,326百万円増加しております。	19. 繰延税金資産の総額は、1,080,413百万円、繰延税金負債の総額は、945,680百万円です。 繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、34,431百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 527,230百万円及び価格変動準備金 265,481百万円です。 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 645,835百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △23.9％であり、法定実効税率27.96％との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △93.2％、のれん償却額 39.6％です。
	20. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は476,591百万円、時価は662,186百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,077百万円をその他の負債に計上しております。
	21. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。 当社の連結子会社である Symetra Life Insurance Company は、2025年10月1日を開始日とする再保険契約により、Health Care Service Corporationの子会社である Dearborn Life Insurance Company から、同社の団体生命・就業不能保険の既契約ブロックを受再しております。本取引は、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 805「企業結合」に基づき、事業の取得として認識しております。
	(1) 企業結合の概要 ①相手先企業の名称及びその事業の内容 相手先企業の名称 Dearborn Life Insurance Company 取得した事業の内容 団体生命・就業不能保険事業 ②企業結合を行った主な理由 今後の成長が見込まれる米国の団体生命・就業不能保険分野における市場プレゼンス向上や収益性・事業効率の向上等を目的としております。
	(2) 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間 2025年10月1日から2025年12月31日
	(3) 取得した事業の取得原価およびその内訳 既契約ブロックの取得対価 664百万米ドル 取得原価 664百万米ドル

2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
	(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザー費用等1百万米ドル
	(5) 取得原価の配分に関する事項 ①企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 資産の部合計664百万米ドル （うち無形固定資産618百万米ドル） 負債の部合計582百万米ドル （うち保険契約準備金526百万米ドル） ②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間 1. 発生したのれんの金額53百万米ドル 2. 発生原因 買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。 3. 償却期間 10年間の均等償却

注記事項(金融商品関係)

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)				
金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。				
(1)金融商品の状況に関する事項				
当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っています。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。				
当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。				
デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。				
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。				
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。				
当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っています。				
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエ・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエ・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っています。				
(2)金融商品の時価等に関する事項				
当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金(譲渡性預金除く)、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。				
(単位：百万円)				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
現金及び預貯金(譲渡性預金)	358,799	358,799	—	
うち、その他有価証券	358,799	358,799	—	
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429	
うち、その他有価証券	454,936	454,936	—	
金銭の信託	62,022	62,022	—	
有価証券	37,524,949	36,284,194	△1,240,754	
売買目的有価証券	2,932,785	2,932,785	—	
満期保有目的の債券	1,984,527	1,970,692	△13,835	
責任準備金対応債券	13,915,721	12,682,565	△1,233,156	
子会社株式及び関連会社株式	45,614	51,851	6,237	
その他有価証券※1	18,646,299	18,646,299	—	
貸付金	3,559,146			
貸倒引当金※2	△5,064			
	3,554,081	3,345,092	△208,989	
社債	550,123	530,524	△19,598	
デリバティブ取引※3	40,808	40,808	—	
ヘッジ会計が適用されていないもの	132,632	132,632	—	
ヘッジ会計が適用されているもの	(91,824)	(91,824)	—	
※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。				
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。				
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。				
(注1)有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項				
満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。				
①満期保有目的の債券				
(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	120,034	124,818	4,784
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	237,993	214,165	△23,828
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合計		1,984,527	1,970,692	△13,835
②責任準備金対応債券				
(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,185,250	6,434,151	248,900
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,866,794	4,545,953	△1,320,840
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,915,721	12,682,565	△1,233,156

2024年度(自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	(単位：百万円) 差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	269,518	272,564	3,045
	株式	1,188,331	2,855,672	1,667,341
	外国証券	5,712,133	6,009,035	296,901
	公社債	4,792,640	4,919,873	127,232
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,110,622	1,651,834	△458,788
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	8,161,121	7,397,999	△763,121
	公社債	7,226,604	6,604,863	△621,741
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
合計		18,723,062	19,460,036	736,973

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

	(単位：百万円) 連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	133,639
組合出資金等※2	539,208

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	(単位：百万円) 10年超
譲渡性預金	359,000	—	—	—
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	1,145,103	5,747,406	7,592,455	15,775,589
満期保有目的の債券	311,895	91,146	640,986	906,967
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,802,184
その他有価証券	592,580	2,952,181	3,619,501	7,066,438
貸付金※	230,801	834,449	790,872	1,384,946
社債※	—	—	103,625	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	(単位：百万円) 時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	—	358,799	—	358,799
買入金銭債権	—	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	—	—	62,022	62,022
有価証券	7,214,211	11,980,747	1,580,302	20,775,261
売買目的有価証券	2,002,560	814,928	115,296	2,932,785
その他有価証券	5,211,650	11,165,818	1,465,006	17,842,475
国債	852,175	—	—	852,175
地方債	—	29,217	—	29,217
社債	—	1,043,006	—	1,043,006
株式	3,009,228	—	—	3,009,228
外国証券	1,266,087	9,890,617	1,465,006	12,621,711
公社債	989,289	9,259,552	1,275,895	11,524,736
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	—	287,135
貸付金	—	—	123,668	123,668
デリバティブ取引	629	306,521	15,867	323,019
通貨関連	—	82,257	4,563	86,820
金利関連	—	19,171	—	19,171
株式関連	477	203,817	11,304	215,599
その他	152	1,274	—	1,426
資産計	7,214,841	12,966,004	1,916,862	22,097,708
デリバティブ取引	2,348	279,670	191	282,211
通貨関連	—	152,909	—	152,909
金利関連	—	101,394	—	101,394
株式関連	1,910	17,724	191	19,826
その他	438	7,642	—	8,080
負債計	2,348	279,670	191	282,211

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は803,823百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

	(単位：百万円) 基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	590,444
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	9,841
損益に計上※1	△1,972
その他の包括利益に計上※2	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	803,823
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は566,225百万円です。

2024年度(自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日)

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	88,891	88,891
有価証券	9,530,016	5,173,093	1,999	14,705,109
満期保有目的の債券	132,561	1,838,131	—	1,970,692
国債	132,561	—	—	132,561
地方債	—	13,807	—	13,807
社債	—	192,614	—	192,614
外国証券	—	1,631,708	—	1,631,708
公社債	—	1,631,708	—	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,283,902	1,999	12,682,565
国債	9,396,663	—	—	9,396,663
地方債	—	114,582	—	114,582
社債	—	1,468,859	—	1,468,859
外国証券	—	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	—	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	—	51,851
貸付金	—	15,333	3,206,090	3,221,424
資産計	9,530,016	5,188,427	3,296,981	18,015,425
社債	—	530,524	—	530,524
負債計	—	530,524	—	530,524

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%～7.85%

※ 1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引※5	合計
期首残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△4,219	480	△26,180	198	△13,792	△43,513
損益に計上※1	0	480	△2,854	198	△13,792	△15,968
その他の包括利益に計上※2	△4,219	—	△23,325	—	—	△27,545
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,102	37,197	△1,180	1,048	20,324	55,287
レベル3の時価への振替※3	—	—	19,677	—	—	19,677
レベル3の時価からの振替※4	—	—	△10,010	—	—	△10,010
当連結会計期間末残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益に計上した額のうち						
連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	402	△13,298	△12,858	△25,755

※ 1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※ 2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※ 3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。

当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※ 4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。

当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※ 5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇(下落)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

2025年度(皇 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)				
金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。				
(1)金融商品の状況に関する事項				
当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。				
当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。				
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。				
デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。				
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。				
なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。				
当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統一的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確認し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。				
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエ・アット・リスク(VaR)を計測しております。				
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエ・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測しております。				
市場リスクおよび信用リスクについては、これらを統合した資産運用リスクのバリュエ・アット・リスク(VaR)を計測し、リスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理を行っております。				
(2)金融商品の時価等に関する事項				
当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金(譲渡性預金除く)、コールローン及び売現先約定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。				
(単位：百万円)				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	
現金及び預貯金(譲渡性預金)	408,724	408,724	—	
うち、その他有価証券	408,724	408,724	—	
買入金銭債権	549,312	540,198	△9,114	
うち、その他有価証券	459,904	459,904	—	
金銭の信託	94,102	94,102	—	
有価証券	40,162,114	37,781,204	△2,380,909	
売買目的有価証券	3,486,929	3,486,929	—	
満期保有目的の債券	2,122,956	1,928,606	△194,350	
責任準備金対応債券	13,760,514	11,533,834	△2,226,680	
子会社株式及び関連会社株式	42,608	82,729	40,121	
その他有価証券※1	20,749,104	20,749,104	—	
貸付金	3,733,551			
貸倒引当金※2	△5,615			
	3,727,936	3,494,688	△233,247	
社債	850,410	804,796	△45,614	
デリバティブ取引※3	(149,674)	(149,674)	—	
ヘッジ会計が適用されていないもの	237,932	237,932	—	
ヘッジ会計が適用されているもの	(387,607)	(387,607)	—	
※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。				
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。				
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で示しております。				
(注1)有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項				
満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。				
①満期保有目的の債券(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	83,234	83,933	699
	外国証券(公社債)	756,271	816,720	60,449
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	322,743	275,649	△47,093
	外国証券(公社債)	960,707	752,302	△208,405
合計		2,122,956	1,928,606	△194,350
②責任準備金対応債券(単位：百万円)				
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	3,529,150	3,572,305	43,154
	外国証券(公社債)	185,570	189,355	3,784
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	8,186,560	6,098,055	△2,088,505
	外国証券(公社債)	1,859,232	1,674,118	△185,114
合計		13,760,514	11,533,834	△2,226,680

2025年度(自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	(単位：百万円) 差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	8,617	8,701	84
	公社債	132,769	135,776	3,006
	株式	1,177,320	3,771,116	2,593,795
	外国証券	8,012,314	8,536,580	524,265
	公社債	6,714,358	6,999,233	284,875
	株式等	1,297,956	1,537,346	239,390
	その他の証券	128,387	185,336	56,948
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,724	△275
	買入金銭債権	471,920	451,202	△20,718
	公社債	2,034,826	1,675,960	△358,865
	株式	89,562	65,631	△23,931
	外国証券	6,885,792	6,291,390	△594,402
	公社債	6,092,851	5,597,132	△495,718
	株式等	792,941	694,257	△98,684
	その他の証券	91,818	87,313	△4,505
合計		19,442,330	21,617,733	2,175,402

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

	(単位：百万円) 連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等※1	143,472
組合出資金等※2	646,197

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	(単位：百万円) 10年超
譲渡性預金	409,000	—	—	—
買入金銭債権	336,055	233	323	233,532
有価証券	1,038,121	6,827,890	6,886,717	16,535,876
満期保有目的の債券	43,829	177,012	793,334	1,032,404
責任準備金対応債券	420,592	3,220,613	2,393,838	7,942,699
その他有価証券	573,699	3,430,264	3,699,544	7,560,772
貸付金※	230,212	1,048,894	809,977	1,295,731
社債※	66,979	—	39,140	596,218

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	(単位：百万円) 時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
譲渡性預金	—	408,724	—	408,724
買入金銭債権	—	335,766	124,137	459,904
金銭の信託	—	—	94,102	94,102
有価証券	8,633,302	13,091,391	1,406,119	23,130,812
売買目的有価証券	2,335,410	973,678	177,841	3,486,929
その他有価証券	6,297,891	12,117,713	1,228,277	19,643,882
国債	866,839	—	—	866,839
地方債	—	6,751	—	6,751
社債	—	938,146	—	938,146
株式	3,836,542	205	—	3,836,747
外国証券	1,554,867	10,963,448	1,228,277	13,746,593
公社債	1,024,595	10,545,697	1,026,073	12,596,366
株式等	530,271	417,751	202,204	1,150,227
その他の証券	39,642	209,161	—	248,804
貸付金	—	—	110,351	110,351
デリバティブ取引	365	382,026	10,605	392,997
通貨関連	—	41,647	—	41,647
金利関連	—	25,343	—	25,343
株式関連	363	307,156	10,605	318,125
その他	2	7,877	—	7,880
資産計	8,633,667	14,217,908	1,745,316	24,596,892
社債	—	41,423	—	41,423
デリバティブ取引	1,609	540,872	189	542,671
通貨関連	—	365,529	—	365,529
金利関連	—	137,483	—	137,483
株式関連	634	27,719	189	28,542
その他	975	10,140	—	11,116
負債計	1,609	582,296	189	584,095

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は1,105,222百万円です。
当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

	(単位：百万円) 基準価額を時価とみなす投資信託
期首残高	803,823
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	85,954
損益に計上※1	29,470
その他の包括利益に計上※2	56,484
購入、売却、償還等の純額	215,443
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	1,105,222
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。
※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は779,061百万円です。

2025年度(自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日)

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	80,294	80,294
有価証券	8,442,284	5,102,885	—	13,545,170
満期保有目的の債券	127,312	1,801,294	—	1,928,606
国債	127,312	—	—	127,312
地方債	—	10,969	—	10,969
社債	—	221,301	—	221,301
外国証券	—	1,569,022	—	1,569,022
公社債	—	1,569,022	—	1,569,022
責任準備金対応債券	8,314,350	3,219,483	—	11,533,834
国債	8,314,350	—	—	8,314,350
地方債	—	109,455	—	109,455
社債	—	1,246,554	—	1,246,554
外国証券	—	1,863,473	—	1,863,473
公社債	—	1,863,473	—	1,863,473
子会社株式及び関連会社株式	622	82,107	—	82,729
貸付金	—	17,321	3,367,016	3,384,337
資産計	8,442,284	5,120,206	3,447,310	17,009,801
社債	—	763,372	—	763,372
負債計	—	763,372	—	763,372

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格または観察可能なインプットを用いて算定した価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注 2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%～7.15%

※ 1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引※5	合計
期首残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△6,674	1,158	51,578	4,647	△13,687	37,022
損益に計上※1	0	1,158	85,923	4,647	△13,687	78,042
その他の包括利益に計上※2	△6,674	—	△34,345	—	—	△41,019
購入、売却、発行及び決済等の純額	△4,189	30,921	△188,918	△17,964	8,428	△171,723
レベル3の時価への振替※3	—	—	42,602	—	—	42,602
レベル3の時価からの振替※4	—	—	△79,445	—	—	△79,445
当連結会計期間末残高	124,137	94,102	1,406,119	110,351	10,416	1,745,127
当連結会計期間の損益に計上した額のうち 連結貸借対照表日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	—	—	△1,917	△8,515	△9,724	△20,157

※ 1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※ 2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※ 3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※ 4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※ 5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

注記事項(連結損益計算書関係)

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)																					
1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table><tr><th>主な用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td>遊休不動産等</td><td>土地及び建物等</td><td>10,784百万円</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>10,784百万円</td></tr></table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	主な用途	種類	減損損失	遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円		計	10,784百万円	1. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 <table><tr><th>主な用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr><tr><td>賃貸不動産等</td><td>土地及び建物等</td><td>57百万円</td></tr><tr><td>遊休不動産等</td><td>土地及び建物等</td><td>609百万円</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>667百万円</td></tr></table> (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	主な用途	種類	減損損失	賃貸不動産等	土地及び建物等	57百万円	遊休不動産等	土地及び建物等	609百万円		計	667百万円
主な用途	種類	減損損失																				
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円																				
	計	10,784百万円																				
主な用途	種類	減損損失																				
賃貸不動産等	土地及び建物等	57百万円																				
遊休不動産等	土地及び建物等	609百万円																				
	計	667百万円																				

注記事項(連結包括利益計算書関係)

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)																																																																																																																														
1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。 その他有価証券評価差額金： <table><tr><td>当期発生額</td><td>△373,628百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>25,573百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>△348,055百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>83,411百万円</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△264,643百万円</td></tr></table> 繰延ヘッジ損益： <table><tr><td>当期発生額</td><td>△46,940百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>8,491百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>△38,449百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>9,200百万円</td></tr><tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>△29,249百万円</td></tr></table> 土地再評価差額金： <table><tr><td>当期発生額</td><td>—</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>—</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>—</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>△404百万円</td></tr><tr><td>土地再評価差額金</td><td>△404百万円</td></tr></table> 為替換算調整勘定： <table><tr><td>当期発生額</td><td>98,968百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>—</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>98,968百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>—</td></tr><tr><td>為替換算調整勘定</td><td>98,968百万円</td></tr></table> 退職給付に係る調整額： <table><tr><td>当期発生額</td><td>71,886百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△11,136百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>60,749百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>△18,256百万円</td></tr><tr><td>退職給付に係る調整額</td><td>42,493百万円</td></tr></table> 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金： <table><tr><td>当期発生額</td><td>11,570百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△193百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>11,377百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>△2,389百万円</td></tr><tr><td>在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金</td><td>8,988百万円</td></tr></table> 持分法適用会社に対する持分相当額： <table><tr><td>当期発生額</td><td>5,013百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△57百万円</td></tr><tr><td>持分法適用会社に対する持分相当額</td><td>4,956百万円</td></tr></table> <table><tr><td>その他の包括利益合計</td><td>△138,890百万円</td></tr></table>	当期発生額	△373,628百万円	組替調整額	25,573百万円	法人税等及び税効果調整前	△348,055百万円	法人税等及び税効果額	83,411百万円	その他有価証券評価差額金	△264,643百万円	当期発生額	△46,940百万円	組替調整額	8,491百万円	法人税等及び税効果調整前	△38,449百万円	法人税等及び税効果額	9,200百万円	繰延ヘッジ損益	△29,249百万円	当期発生額	—	組替調整額	—	法人税等及び税効果調整前	—	法人税等及び税効果額	△404百万円	土地再評価差額金	△404百万円	当期発生額	98,968百万円	組替調整額	—	法人税等及び税効果調整前	98,968百万円	法人税等及び税効果額	—	為替換算調整勘定	98,968百万円	当期発生額	71,886百万円	組替調整額	△11,136百万円	法人税等及び税効果調整前	60,749百万円	法人税等及び税効果額	△18,256百万円	退職給付に係る調整額	42,493百万円	当期発生額	11,570百万円	組替調整額	△193百万円	法人税等及び税効果調整前	11,377百万円	法人税等及び税効果額	△2,389百万円	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	8,988百万円	当期発生額	5,013百万円	組替調整額	△57百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	4,956百万円	その他の包括利益合計	△138,890百万円	1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。 その他有価証券評価差額金： <table><tr><td>当期発生額</td><td>1,358,289百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>112,892百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>1,471,181百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>△411,183百万円</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,059,998百万円</td></tr></table> 繰延ヘッジ損益： <table><tr><td>当期発生額</td><td>△54,220百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>6,511百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>△47,708百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>15,757百万円</td></tr><tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>△31,951百万円</td></tr></table> 為替換算調整勘定： <table><tr><td>当期発生額</td><td>22,869百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>—</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>22,869百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>—</td></tr><tr><td>為替換算調整勘定</td><td>22,869百万円</td></tr></table> 退職給付に係る調整額： <table><tr><td>当期発生額</td><td>127,718百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△17,844百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>109,874百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>△31,769百万円</td></tr><tr><td>退職給付に係る調整額</td><td>78,105百万円</td></tr></table> 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金： <table><tr><td>当期発生額</td><td>△7,093百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△118百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果調整前</td><td>△7,212百万円</td></tr><tr><td>法人税等及び税効果額</td><td>1,514百万円</td></tr><tr><td>在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金</td><td>△5,697百万円</td></tr></table> 持分法適用会社に対する持分相当額： <table><tr><td>当期発生額</td><td>△5,091百万円</td></tr><tr><td>組替調整額</td><td>△71百万円</td></tr><tr><td>持分法適用会社に対する持分相当額</td><td>△5,163百万円</td></tr></table> <table><tr><td>その他の包括利益合計</td><td>1,118,161百万円</td></tr></table>	当期発生額	1,358,289百万円	組替調整額	112,892百万円	法人税等及び税効果調整前	1,471,181百万円	法人税等及び税効果額	△411,183百万円	その他有価証券評価差額金	1,059,998百万円	当期発生額	△54,220百万円	組替調整額	6,511百万円	法人税等及び税効果調整前	△47,708百万円	法人税等及び税効果額	15,757百万円	繰延ヘッジ損益	△31,951百万円	当期発生額	22,869百万円	組替調整額	—	法人税等及び税効果調整前	22,869百万円	法人税等及び税効果額	—	為替換算調整勘定	22,869百万円	当期発生額	127,718百万円	組替調整額	△17,844百万円	法人税等及び税効果調整前	109,874百万円	法人税等及び税効果額	△31,769百万円	退職給付に係る調整額	78,105百万円	当期発生額	△7,093百万円	組替調整額	△118百万円	法人税等及び税効果調整前	△7,212百万円	法人税等及び税効果額	1,514百万円	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△5,697百万円	当期発生額	△5,091百万円	組替調整額	△71百万円	持分法適用会社に対する持分相当額	△5,163百万円	その他の包括利益合計	1,118,161百万円
当期発生額	△373,628百万円																																																																																																																														
組替調整額	25,573百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	△348,055百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	83,411百万円																																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	△264,643百万円																																																																																																																														
当期発生額	△46,940百万円																																																																																																																														
組替調整額	8,491百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	△38,449百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	9,200百万円																																																																																																																														
繰延ヘッジ損益	△29,249百万円																																																																																																																														
当期発生額	—																																																																																																																														
組替調整額	—																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	—																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	△404百万円																																																																																																																														
土地再評価差額金	△404百万円																																																																																																																														
当期発生額	98,968百万円																																																																																																																														
組替調整額	—																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	98,968百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	—																																																																																																																														
為替換算調整勘定	98,968百万円																																																																																																																														
当期発生額	71,886百万円																																																																																																																														
組替調整額	△11,136百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	60,749百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	△18,256百万円																																																																																																																														
退職給付に係る調整額	42,493百万円																																																																																																																														
当期発生額	11,570百万円																																																																																																																														
組替調整額	△193百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	11,377百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	△2,389百万円																																																																																																																														
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	8,988百万円																																																																																																																														
当期発生額	5,013百万円																																																																																																																														
組替調整額	△57百万円																																																																																																																														
持分法適用会社に対する持分相当額	4,956百万円																																																																																																																														
その他の包括利益合計	△138,890百万円																																																																																																																														
当期発生額	1,358,289百万円																																																																																																																														
組替調整額	112,892百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	1,471,181百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	△411,183百万円																																																																																																																														
その他有価証券評価差額金	1,059,998百万円																																																																																																																														
当期発生額	△54,220百万円																																																																																																																														
組替調整額	6,511百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	△47,708百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	15,757百万円																																																																																																																														
繰延ヘッジ損益	△31,951百万円																																																																																																																														
当期発生額	22,869百万円																																																																																																																														
組替調整額	—																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	22,869百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	—																																																																																																																														
為替換算調整勘定	22,869百万円																																																																																																																														
当期発生額	127,718百万円																																																																																																																														
組替調整額	△17,844百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	109,874百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	△31,769百万円																																																																																																																														
退職給付に係る調整額	78,105百万円																																																																																																																														
当期発生額	△7,093百万円																																																																																																																														
組替調整額	△118百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果調整前	△7,212百万円																																																																																																																														
法人税等及び税効果額	1,514百万円																																																																																																																														
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△5,697百万円																																																																																																																														
当期発生額	△5,091百万円																																																																																																																														
組替調整額	△71百万円																																																																																																																														
持分法適用会社に対する持分相当額	△5,163百万円																																																																																																																														
その他の包括利益合計	1,118,161百万円																																																																																																																														

④ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	27,877	20,737
賃貸用不動産等減価償却費	10,051	10,465
減価償却費	47,664	50,142
減損損失	10,839	688
のれん償却額	30,706	31,809
支払備金の増減額(△は減少)	2,285	26,901
責任準備金の増減額(△は減少)	909,315	1,304,174
社員配当準備金積立利息繰入額	203	597
貸倒引当金の増減額(△は減少)	673	1,426
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△13,533	△20,950
価格変動準備金の増減額(△は減少)	23,600	△12,266
利息及び配当金等収入	△1,274,628	△1,330,234
有価証券関係損益(△は益)	△93,117	△90,437
支払利息	71,186	90,203
為替差損益(△は益)	70,723	△124,346
有形固定資産関係損益(△は益)	592	△3,387
持分法による投資損益(△は益)	△3,180	△1,262
代理店賃の増減額(△は増加)	△19	△108
再保険賃の増減額(△は増加)	△18,501	△25,794
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	35,846	△35,278
再保険償の増減額(△は減少)	△6,896	△5,221
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△156,799	△20,156
その他	272,961	28,744
小 計	△52,148	△103,552
利息及び配当金等の受取額	1,339,209	1,365,699
利息の支払額	△72,163	△86,593
社員配当金の支払額	△61,018	△61,601
その他	△731	△696
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△29,940	△56,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123,207	1,056,409
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△187,624	△65,094
買入金銭債権の取得による支出	△3,614,957	△2,995,953
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,539,990	2,990,714
金銭の信託の増加による支出	△39,957	△32,835
金銭の信託の減少による収入	3,368	4,076
有価証券の取得による支出	△10,135,479	△11,233,032
有価証券の売却・償還による収入	11,265,618	10,403,514
貸付けによる支出	△576,877	△611,404
貸付金の回収による収入	489,420	423,435
その他	△1,939,730	△195,080
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,196,227	△1,311,659
	(△73,020)	(△255,250)
有形固定資産の取得による支出	△29,897	△25,507
有形固定資産の売却による収入	148	18,488
事業の取得による支出	—	△12,810
その他	△12,393	△23,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,238,369	△1,354,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	105,056	16,928
借入金返済による支出	△50,011	△21,236
社債の発行による収入	39,545	298,556
社債の償還による支出	△39,545	—
基金利息の支払額	△357	△352
その他	64,855	69,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,543	363,655
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,421	6,983
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,801	72,352
現金及び現金同等物期首残高	419,835	455,636
現金及び現金同等物期末残高	455,636	527,989

注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

2024年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	2025年度(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び預貯金(当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く)及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び預貯金(当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く)及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。	2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。
現金及び預貯金	1,326,363 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△870,726 百万円
資金(現金及び現金同等物)	455,636 百万円
3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支(純額)です。	3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支(純額)です。
4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。	4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。
現金及び預貯金	1,463,735 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	△935,746 百万円
資金(現金及び現金同等物)	527,989 百万円

5 連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

2025年度の財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内 部 統 制 報 告 書	
2026 年 5 月 19 日	
住友生命保険相互会社	
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳	
1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】	
取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。	
なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。	
2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】	
財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。	
本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。	
財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社26社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連法人等7社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。	
業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主たる事業が生命保険業であることから、経常収益が事業拠点の重要性を表す指標として適切であると判断し、全社的な内部統制が良好であることを踏まえ、事業拠点の経常収益の合計が連結経常収益の概ね2/3を超えるよう、当社および連結子会社1社（その連結子会社を含む）を「重要な事業拠点」に選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。	
3 【評価結果に関する事項】	
上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。	
4 【付記事項】	
該当事項なし。	
5 【特記事項】	
該当事項なし。	
以 上	

(注) なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

6 連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した2025年度の連結財務諸表及び2025年度の内部統制報告書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(注) なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

7 保険業法に基づく連結計算書類についての会計監査人の監査報告

当社は、2025年度において、保険業法第54条の10第1項に規定される連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）を作成し、同条第4項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

8 連結財務諸表の適正性に関する確認書

2025年度の連結財務諸表の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確 認 書	
2026 年 5 月 19 日	
住友生命保険相互会社	
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳	
1. 取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。	
以 上	

9 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	665	461
三月以上延滞債権	221	1,929
貸付条件緩和債権	3,399	3,153
小計	4,286	5,544
(対合計比)	(0.05)	(0.06)
正常債権	8,301,557	8,963,086
合計	8,305,844	8,968,631

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1 から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1 から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

10 保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)

a. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

項 目	2025年度末
適格資本の額(A)	8,298,283
所要資本の額(B)	4,092,050
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	202.7%

(注) 当事業年度の末日時点におけるソルベンシー・マージン比率の算出において、令和7年金融庁告示第74号附則第12条の規定に基づき、同告示第182条の規定にかかわらず、控除合算法適用子会社の所要資本の額に乘じた調整係数を1.5としております。

b. 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2025年度末
Tier1適格資本の額((B)－(C)) (A)	6,325,781
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	7,929,499
算入制限のないTier1資本調達手段の額	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	7,929,499
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	2,123,303
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額	—
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	1,835,133
その他の拠出金等の額	—
非支配株主持分(上限適用後)の額	△787
経済価値ベースの調整額	3,971,848
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	1,603,717
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	422,210
繰延税金資産の額	1,338
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	241,185
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額	542,068
不適格再保険資産の額	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	396,914
Tier2適格資本の額((E)－(F)－(G)) (D)	1,421,911
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	1,421,911
Tier2資本調達手段の額	896,455
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	—
払込済みTier2資本調達手段の額	896,455
払込未済のTier2資本調達手段の額	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	525,455
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	396,914
Tier2バスケット(上限適用後)の額	128,541
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	—
控除合算法適用子会社の寄与分の額 (H)	550,590
適格資本の額((A)+(D)+(H))	8,298,283

c. 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	2,113,688
死亡リスクの額	246,327
長寿リスクの額	76,549
罹患及び障害リスクの額	467,007
解約及び失効リスクの額	1,808,700
経費リスクの額	291,145
マネジメント・アクションの効果の額	—
損害保険リスクの額 (B)	2,002
巨大災害リスクの額 (C)	47,237
市場リスクの額 (D)	3,538,529
金利リスクの額	339,550
スプレッドリスクの額	394,102
株式リスクの額	2,286,741
不動産リスクの額	278,374
為替リスクの額	1,415,760
資産集中リスクの額	62,382
マネジメント・アクションの効果の額	—
信用リスクの額 (E)	655,556
オペレーショナル・リスクの額 (F)	151,686
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	—
分散効果の額 (H)	1,543,862
非保険事業に係る所要資本の額 (I)	14,573
所要資本の額(税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)－(H)+(I)) (J)	4,979,412
所要資本の税効果の額 (K)	1,079,157
控除合算法適用子会社の寄与分の額 (L)	191,795
所要資本の額(税効果考慮後)((J)－(K)+(L))	4,092,050

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
(注) 損害保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。
(注) 巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

d. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項
(2025年度末)

(単位：百万円)

科 目	①	②	③ (①－②)	④	⑤	③＋④＋⑤
	財務会計 ベースの額	控除合算手法の 適用による控除 の額	控除合算手法適用後の額			経済価値 ベースの額
			調整後の財務 会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	
資産の部						
総資産	51,577,425	7,981,225	43,596,200	981,141	△2,848,035	41,729,307
現金及び預貯金	1,457,072	315,929	1,141,142	—	—	1,141,142
コールローン	763,400	—	763,400	—	—	763,400
買入金銭債権	549,312	—	549,312	—	△9,114	540,198
金銭の信託	94,102	—	94,102	△69,153	—	24,949
有価証券	39,987,793	7,119,980	32,867,813	△875,549	△2,419,666	29,572,597
貸付金	3,733,551	1,834,035	1,899,515	648,689	△199,504	2,348,701
有形固定資産	654,049	5,384	648,665	261,369	209,732	1,119,766
土地	430,039	—	430,039	207,430	257,827	895,298
建物	203,424	219	203,205	53,843	△48,072	208,977
リース資産	9,427	2,488	6,939	—	—	6,939
建設仮勘定	3,658	—	3,658	94	△22	3,730
その他の有形固定資産	7,499	2,677	4,822	—	—	4,822
無形固定資産	676,799	254,446	422,352	99,815	△99,816	422,351
ソフトウェア	64,193	7,469	56,724	—	—	56,724
のれん	325,194	43,359	281,834	—	—	281,834
その他の無形固定資産	287,411	203,617	83,793	99,815	△99,816	83,792
退職給付に係る資産	313,456	—	313,456	—	—	313,456
繰延税金資産	121,997	93,740	28,257	8,792	△35,711	1,338
貸倒引当金	△6,963	△6,032	△930	929	—	0
その他資産	2,229,435	△1,805,539	4,034,974	123,333	△145,219	4,013,088
特別勘定等の資産	1,003,417	169,280	834,137	—	—	834,137
再保険回収額		—	—	782,915	△148,736	634,179
負債の部						
総負債	48,884,732	7,981,225	40,903,507	△333,983	△6,819,883	33,749,640
保険負債(保険契約準備金)	40,869,543	6,463,450	34,406,093	495,646	△8,806,680	26,095,059
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	40,412,385	6,463,450	33,948,935	952,803	△9,610,980	25,290,759
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額						804,299
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	457,157	—	457,157	△457,157	—	—
非保険負債	8,015,189	1,517,774	6,497,414	△829,629	1,986,796	7,654,581
社債	850,410	55,605	794,805	—	2,103	796,908
退職給付に係る負債	2,482	—	2,482	—	—	2,482
役員退職慰労引当金	2	—	2	—	—	2
価格変動準備金	919,433	—	919,433	△919,433	—	—
繰延税金負債	21,695	△5,660	27,356	21,453	1,986,621	2,035,431
再評価に係る繰延税金負債	12,660	—	12,660	△12,660		—
未払法人税等	81,850	5,128	76,722	—	—	76,722
その他負債	6,126,654	1,462,701	4,663,952	81,011	△1,929	4,743,035

科 目	①	②	③ (①－②)	④	⑤	③＋④＋⑤
	財務会計 ベースの額	控除合算手法の 適用による控除 の額	控除合算手法適用後の額			
			調整後の財務 会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額
純資産の部						
純資産	2,692,693	—	2,692,693	1,315,124	3,971,848	7,979,666
基金等合計	859,092	912	858,179	1,315,124	—	2,173,303
基金	50,000	—	50,000	—	—	50,000
基金償却積立金	639,000	—	639,000	—	—	639,000
再評価積立金	2	—	2	—	—	2
連結剰余金	170,089	912	169,176	△48,895	—	120,281
規制上の準備金		—	—	1,364,019	—	1,364,019
その他の包括利益累計額合計	1,834,220	△912	1,835,133	—	—	1,835,133
その他有価証券評価差額金	1,621,161	△9,696	1,630,858	—	—	1,630,858
繰延ヘッジ損益	△97,561	△7,274	△90,286	—	—	△90,286
土地再評価差額金	△43,190	—	△43,190	—	—	△43,190
為替換算調整勘定	161,780	—	161,780	—	—	161,780
退職給付に係る調整累計額	177,786	—	177,786	—	—	177,786
在外子会社等に係る保険 契約準備金評価差額金	14,244	16,058	△1,813	—	—	△1,813
非支配株主持分	△619	—	△619	—	—	△619
経済価値ベースの調整額						3,971,848

注記事項(経済価値ベースのバランスシート関連)

2025年度(2026年3月31日現在)					
1. 根拠法令 経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の3第1項第3号ハの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。					
2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針					
(1) 資産の評価方法					
①連結される主な生命保険会社における資産の評価方法は次のとおりです。					
イ. 資産の部に計上される金融商品等					
金融商品等は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いて、時価に評価替えを行っております。ただし、関連会社株式は、連結貸借対照表計上額としております(なお、外国通貨建ての関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートをを用いて日本円に換算した額に評価替えをしております)。					
また、組替え対象とした投資信託等については、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に計上(以下「ルックスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えしております。					
なお、一部の市場価格のない株式等及び組合等への出資については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、連結貸借対照表計上額としております。					
ロ. 不動産及び借地権					
賃貸等不動産は、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価の開示に関する会計基準の適用指針」で示される時価、賃貸等不動産以外の不動産は、企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」で示される「正味売却価額」を算定する場合に用いられる時価に基づき評価しております。なお、借地権の時価評価を行う際に、借地権に係る土地の評価を行う必要がある場合も、上記の会計基準及び適用指針に基づき評価しております。					
ハ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額					
再保険回収額は、再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の額を資産の部に計上しております。再保険回収額の計算にあたっては、再保険に付された保険契約の現在推計の計算に適用した前提条件・割引率と整合的な前提条件・割引率を用いて計算しております。なお、プロポーショナルリティ原則を適用し、出再先の債務不履行に起因する再保険金等の回収の不確実性は考慮しないこととしております。					
二. 繰延税金資産					
繰延税金資産は、連結貸借対照表計上額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算した額としております。					
②連結される主な生命保険会社の資産の評価における主なプロポーショナルリティ原則の適用として、一部の市場価格のない株式等及び組合等への出資については、原則的な取扱いは時価評価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に連結貸借対照表計上額としております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。					
③連結ベースの計算にあたって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等のうち非保険事業に分類されるものについては、組替えおよび評価替えを行っておりません。					
(2) 負債の評価方法					
①連結される主な生命保険会社における負債の評価方法は次のとおりです。					
イ. 経済価値ベースの保険負債					
経済価値ベースの保険負債は、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを所定の割引率で割り引いた現在価値の確率加重平均の額として計算される現在推計に、当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下「MOCE」といいます)を上乗せして評価しております。具体的には次のとおりです。					
Ⅰ. 認識					
経済価値ベースの保険負債の額を評価するにあたっては、基準日において当社が契約の当事者である全ての保険契約を認識しております。					
Ⅱ. 将来キャッシュ・フローの見積り					
i. 契約の境界線					
認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しております。					
ii. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提条件					
将来キャッシュ・フローは、過去及び現在の実績並びに将来期待される経験を反映して設定した前提条件を用いて評価しております。主な前提条件の設定方法は次のとおりです。					
・死亡率及び罹患率：標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績及び将来期待されるトレンドを考慮して、設定しております。					
・解約・失効率及び更新率：直近の実績及び将来期待される契約者行動を考慮して、設定しております。					
・事業費率：直近の実績及び将来期待されるインフレーションを考慮して、設定しております。					
それぞれの前提条件については、実績と比較するなど定期的にモニタリングを実施しており、その設定方法についての確認を行っております。					
契約者配当については、将来期待される経験、評価に用いるイールド・カーブ及び契約者の合理的な期待に基づいて評価しております。					
また、動的配当、動的解約、外貨建商品のマーケット・ヴァリュー・アジャストメント及び予定利率変動型商品の予定利率最低保証等により生じる保証とオプションについては、確率論的計算を行い評価しております。					
Ⅲ. 割引率					
将来キャッシュ・フローの割引計算に用いる割引率は、リスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算したものをを用いております。					
調整後スプレッドは、当社が引き受けている保険契約を一定の要件で区分した集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとに算出しており、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な通貨、年限ごとの割引率は次のとおりです。					
[日本円]					
適用バケット	5年	10年	15年	20年	
一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%	
Ⅳ. MOCE					
MOCEは将来の推計所要資本の割引現在価値に金融庁告示第74号第29条で定められた資本コスト率を乗じて計算しております。推計所要資本は、基準日におけるリスクの額にランオフ・パターンを乗じて計算しております。					
ロ. 負債の部に計上される金融商品等					
金融商品等の額について、時価に評価替えを行っております。なお、評価替えにあたっては当社の信用状態の変化を考慮しておりません。ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は連結貸借対照表計上額としております。					
ハ. 繰延税金負債					
繰延税金負債は、連結貸借対照表計上額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算した額としております。					
②連結される主な生命保険会社の負債の評価における主なプロポーショナルリティ原則の適用として、保険金据置準備金等、配当準備金既割当部分、支払備金などについて、原則的な取扱いは時価評価であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、簡便的に連結貸借対照表計上額としております。プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。					
③連結される主な生命保険会社の将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提条件のうち、死亡率に反映する改善トレンドの期間、事業費率の設定における事業費実績の新契約費や維持費等への配賦及び契約者行動に関する動的解約率については、エキスパート・ジャッジメントを適用しております。					
④連結ベースの計算にあたって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等のうち非保険事業に分類されるものについては、組替えおよび評価替えを行っておりません。					
(3) 連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲					
連結の範囲については、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更しておりません。					
連結ベースの計算に、控除合算法を適用しております。控除合算法を適用している子会社は次のとおりです。					
Symetra Life Insurance Company					
Symetra National Life Insurance Company					
First Symetra National Life Insurance Company of New York					
Symetra Reinsurance Corporation					
(4) 経済価値ベースのバランスシートにおけるその他の作成方針					
上記の(1)資産の評価方法および(2)負債の評価方法に記載のプロポーショナルリティ原則の適用のほか、資産・負債評価全般についてプロポーショナルリティ原則を適用した簡便な処理を行っている主な事項は次のとおりです。					
・Singapore Life Holdings Pte. Ltd.については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、資産・負債評価全般にプロポーショナルリティ原則を適用し、シンガポールの規制数値に必要な調整を加えた簡便的な処理を行っております。					
・連結実効税率については、原則的な取扱いは控除合算法適用子会社を除いての計算であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に控除合算法適用子会社を含めて計算を行っております。					
プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。					

2025年度(2026年3月31日現在)	
3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項	
(1) 会計上の見積りに関する事項	
①活発な市場における相場価格が入手できない金融商品	
イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの資産の部に計上した金額は15,578,041百万円、負債の部に計上した金額は1,802,210百万円です。	
ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
Ⅰ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法	
注記2.(1)資産の評価方法及び注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。	
Ⅱ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響	
主要な前提は、注記2.(1)資産の評価方法及び注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。これらの金融商品の時価は、その算定に使用された国債利回り、信用スプレッド等の前提の変動により、翌事業年度において著しく変動する可能性があります。	
②経済価値ベースの保険負債	
イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額は26,095,059百万円です。	
ロ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
Ⅰ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法	
注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。	
Ⅱ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響	
主要な前提は、注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。現在推計及びMOCEは、死亡率、罹患率、解約・失効率、更新率等、事業費率及び割引率の変動により、翌事業年度において著しく変動する可能性があります。	
4. 特別勘定等の資産	
「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。	
5. 重要な後発事象の項目	
2026年6月29日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債30,000百万円の期限前償還を行っております。	
Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は2026年2月2日に、外貨建借入金550百万シンガポールドルの新規借入を行っております。また、2026年2月24日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債550百万シンガポールドルの期限前償還を行っております。	

e. 有価証券の経済価値評価額に関する事項

(2025年度末)		(単位：百万円)
有価証券	29,572,597	
国債	10,706,617	
地方債	127,176	
社債	2,338,538	
株式	3,872,538	
外国証券	12,258,478	
国債	1,873,776	
地方債	704,071	
社債	6,812,900	
株式	1,189,463	
その他	1,678,265	
その他の証券	269,248	

(注) 控除合算法を用いているため、上記の額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算法適用子会社に属するものの額を含んでおりません。

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

f. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(2025年度末)							(単位：百万円)
項 目	①	②	③	④	⑤	①+②+③+④+⑤	経済価値ベースの額(MOCEの額を除く)
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他		
保険負債	33,948,935	782,915	△4,111,077	△5,189,144	△140,869	25,290,759	
生命保険契約等	33,940,994	782,821	△4,111,077	△5,189,144	△140,249	25,283,343	
個人保険	16,742,814	418,189	△4,152,239	△3,600,869	72,639	9,480,535	
個人年金	9,287,652	266,394	△181,433	△1,177,365	5,377	8,200,626	
団体保険	27,921	29	△103	—	20,283	48,131	
団体年金	2,779,905	—	220,602	△401,030	6,669	2,606,147	
上記以外	5,102,699	98,206	2,095	△9,879	△245,220	4,947,902	
損害保険契約等	7,941	93	—	—	△620	7,415	
再保険回収額	—	782,915	70,075	△148,267	△70,543	634,179	
生命保険契約等	—	782,821	70,075	△148,267	△70,543	634,085	
個人保険	—	418,189	72,460	△142,060	△70,462	278,127	
個人年金	—	266,394	△2,385	△6,206	△81	257,720	
団体保険	—	29	—	—	—	29	
団体年金	—	—	—	—	—	—	
上記以外	—	98,206	—	—	—	98,206	
損害保険契約等	—	93	—	—	—	93	

(注) 控除合算法を用いているため、上記の額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算法適用子会社に属するものの額を含んでおりません。

(注) 損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「損害保険契約等」の内訳である各項目の記載を省略しております。

(注) 海外子会社の生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額については上記以外に計上しております。

g. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(2025年度末)

(単位：％、百万円)

項 目	当期末の数値	円金利 50 ベース・ ポイント上昇	円金利 50 ベース・ ポイント下降	米ドル金利 50 ベース・ ポイント上昇	米ドル金利 50 ベース・ ポイント下降	円金利UFR 50 ベース・ ポイント下降	株式・不動産 10％下落	為替 10％円高
ソルベンシー・マージン比率	202.7%	198.5%	207.1%	201.7%	203.9%	202.6%	195.6%	202.1%
適格資本の額	8,298,283	8,321,781	8,268,426	8,202,432	8,399,771	8,282,161	7,666,966	7,896,152
総資産	41,729,307	41,015,447	42,507,053	41,424,680	42,052,947	41,729,901	40,819,397	40,472,690
保険負債の額 (MOCEを除く)	25,290,759	24,529,356	26,128,583	25,113,610	25,479,900	25,314,289	25,248,176	24,625,593
現在推計を超えるマージン (MOCE)の額	804,299	819,578	785,218	811,955	795,827	803,500	804,299	796,025
非保険負債の額	7,654,581	7,663,348	7,643,443	7,617,866	7,693,427	7,648,567	7,418,929	7,472,683
純資産の額	7,979,666	8,003,164	7,949,808	7,881,248	8,083,791	7,963,544	7,347,991	7,578,387
控除合算法適用子会社の 適格資本への寄与分の額	550,590	550,590	550,590	553,156	547,952	550,590	550,947	495,531
所要資本の額	4,092,050	4,190,353	3,991,986	4,066,122	4,119,214	4,087,788	3,919,350	3,906,824
生命保険リスクの額	2,113,688	2,303,266	1,912,281	2,133,231	2,092,068	2,108,362	2,113,688	2,093,931
市場リスクの額	3,538,529	3,538,490	3,539,584	3,493,918	3,586,053	3,536,336	3,286,466	3,336,953
控除合算法適用子会社の 所要資本への寄与分の額	191,795	191,795	191,795	191,483	191,853	191,795	191,801	172,616

h. 連結ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

●連結の範囲

連結の範囲については、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更しておりません。
連結ベースの計算において、控除合算法を適用しております。控除合算法を適用している子会社は次のとおりです。

Symetra Life Insurance Company
Symetra National Life Insurance Company
First Symetra National Life Insurance Company of New York
Symetra Reinsurance Corporation

●現在推計の額の計算に係る前提及び手法

連結される主な生命保険会社の前提及び手法は次のとおりです。

<割引率>

経済価値ベースのバランスシートの注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。

<保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法>

経済価値ベースのバランスシートの注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。

<保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法>

経済価値ベースのバランスシートの注記2. (2)負債の評価方法に記載のとおりです。

●所要資本の額の計算に係る前提及び手法

連結される主な生命保険会社の前提及び手法は次のとおりです。

<リスク削減手法>

生命保険リスク等の計算において、再保険をリスク削減手法として認識しております。当該再保険に関し、リスクの移転が明確に定義されていることや、出再先の債務不履行等が発生した場合に、出再先に対して直接的な請求権を有すること等を確認しております。

市場リスクの計算において、為替予約をリスク削減手法として認識しております。当該リスク削減手法について、金融庁告示第74号第49条を踏まえたリスク削減効果の要件を確認するとともに、ヘッジ会計適用分等の更新が見込まれるものについて、当該リスク削減手法の更新を反映しております。当該更新にあたり、更新費用を考慮し、当該為替予約取引の流動性を確認しております。

信用リスクの計算において、信用リスク削減手法として認識する受入担保は、現金または国債のみとしております。

<生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用>

生命保険リスクの計算に当たっては、一部のリスクを除き、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しております。計算に用いたストレス係数は次のとおりです。

		標準係数	会社固有の ストレス係数
死亡リスク		12.5%	10.7%
長寿リスク		20.0%	41.7%
罹患及び障害リスク			
医療費保障を提供する商品区分	長期	12.0%	7.1%
健康事象発現時の一時金を提供する商品区分	長期	20.0%	14.6%
短期定期的給付を提供する商品区分	長期	12.0%	6.4%
解約及び失効リスク(水準及びトレンド)		25.0%	25.4%

(注)適用対象としていないリスクについては記載を省略しております。

当該手法を適用し、当社の過去データに基づいて算出したストレス係数を用いることで、当社の実態をより反映した生命保険リスク評価となっております。

●ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他重要な前提および手法

経済価値ベースのバランスシートの注記2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針に記載のプロポーショナルリティ原則の適用のほか、ソルベンシー・マージン比率の計算全般についてプロポーショナルリティ原則を適用した簡便な処理を行っている主な事項は次のとおりです。

・Singapore Life Holdings Pte. Ltd.については、計算結果に対する重要性等を踏まえ、適格資本、所要資本全般にプロポーショナルリティ原則を適用し、シンガポール現地規制数値を使用した簡便的な処理を行っております。

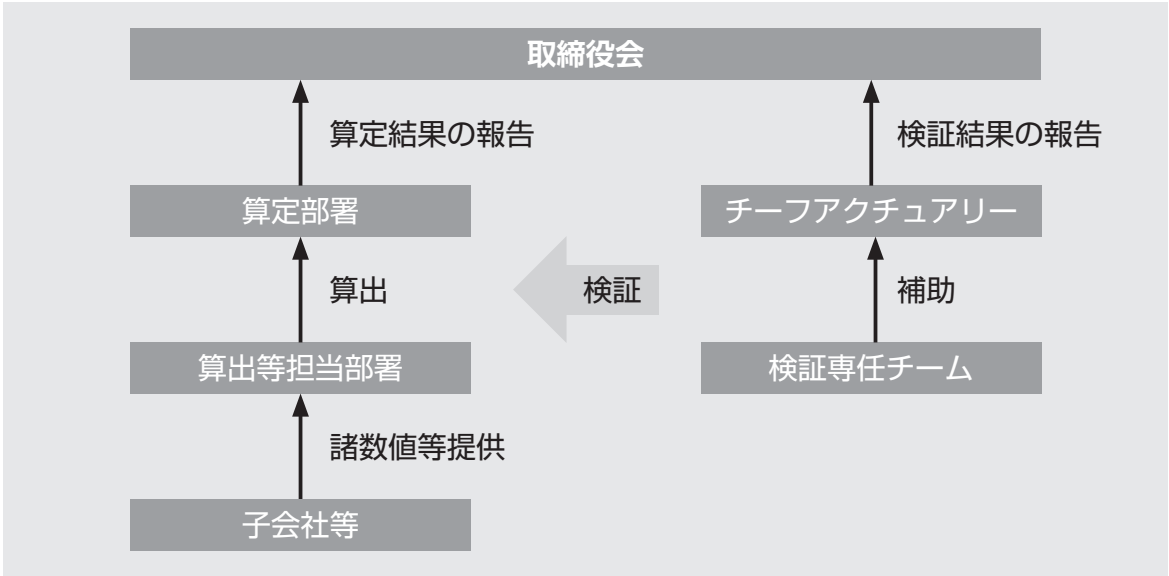
・連結実効税率については、原則的な取扱いは控除合算法適用子会社を除いての計算であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に控除合算法適用子会社を含めて計算を行っております。

プロポーショナルリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

i. 連結ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

住友生命では、ソルベンシー・マージン比率の算出に関わる手続き及び体制として、取締役会で策定している財務の健全性・保険計理管理方針において、主計部を財務の健全性・保険計理管理を行う部門と定め、ソルベンシー・マージン比率算定規程において、ソルベンシー・マージン比率全体のとりまとめを行う算定部署、ソルベンシー・マージン比率算出における各項目のとりまとめを行う算出等担当部署を定めております。これらの部門において、子会社等から必要な諸数値等を取り寄せてソルベンシー・マージン比率を算出し、算定結果を取締役会に報告する体制としております。

また、ソルベンシー・マージン比率の検証に関わる手続き及び体制として、財務の健全性・保険計理管理方針において、チーフアクチュアリーがソルベンシー・マージン比率の検証の責任者となることやチーフアクチュアリーの役割・責任等を定め、取締役会において必要な知識と経験を有するものにチーフアクチュアリーを担当させることを決議することとしております。チーフアクチュアリーによる検証にあたっては、主計部に算出を担当しない検証専任チームを設置し、独立した立場からの検証を補助することとしております。チーフアクチュアリーは、財務の健全性・保険計理管理方針に基づき、ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証に関する報告書及びソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書を作成し、取締役会に報告することとしております。



11 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(メディケア生命保険株式会社)

(単位：百万円、％)

項 目	2025年度末
適格資本の額(A)	468,932
所要資本の額(B)	170,521
ソルベンシー・マージン比率((A)／(B))	274.9%

12 セグメント情報

2024年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)及び2025年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

13 エンベディッド・バリューの状況

エンベディッド・バリュー

住友生命グループのエンベディッド・バリューは、新契約獲得や保有契約からの収益確保など保険事業による成果および国内株式相場の上昇等により、前年度末比 1兆9,027億円の増加となりました。

7兆6,875億円

[住友生命(単体)のエンベディッド・バリュー：7兆4,980 億円]

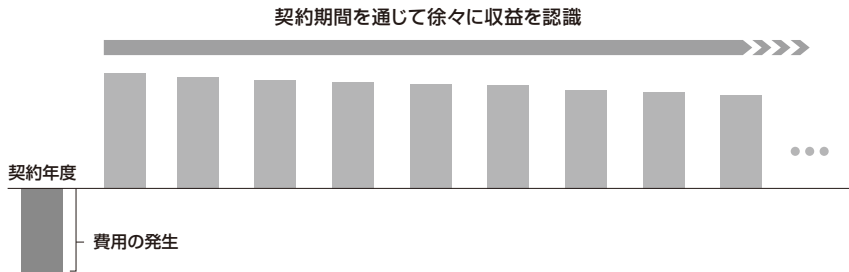
エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約締結時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行い

ます。このような期間損益構造によって、販売業績が好調だった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとはいえません。

生命保険契約の損益構造(イメージ図)



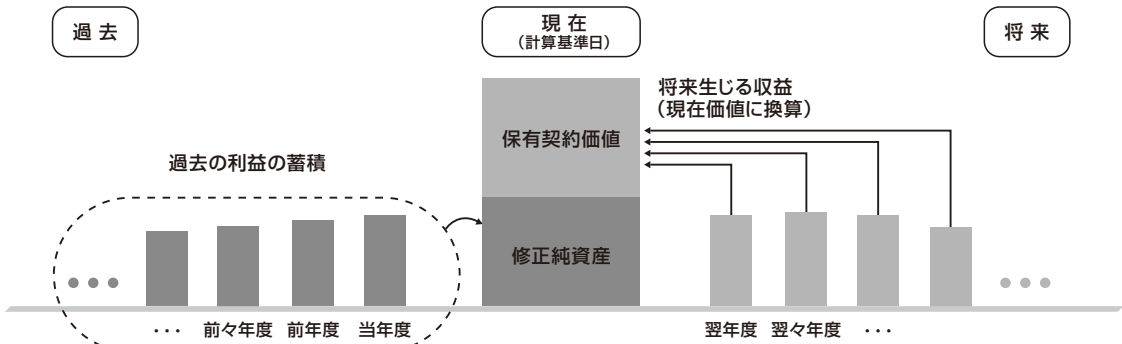
一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標となり得ます。

また、エンベディッド・バリューは、会社の財務の健全性や成長性などを表す指標の一つとして重要な役割を果たし、ご契約者の皆さまをはじめとして、さまざま

なステークホルダーの方々に有益な情報をもたらすものと考えています。

なお、当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO (Chief Financial Officer:最高財務責任者) から構成されるCFO フォーラムが制定したヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (以下「EEV」) 原則に準拠したEEVです。

エンベディッド・バリュー(保有契約価値・修正純資産)のイメージ図



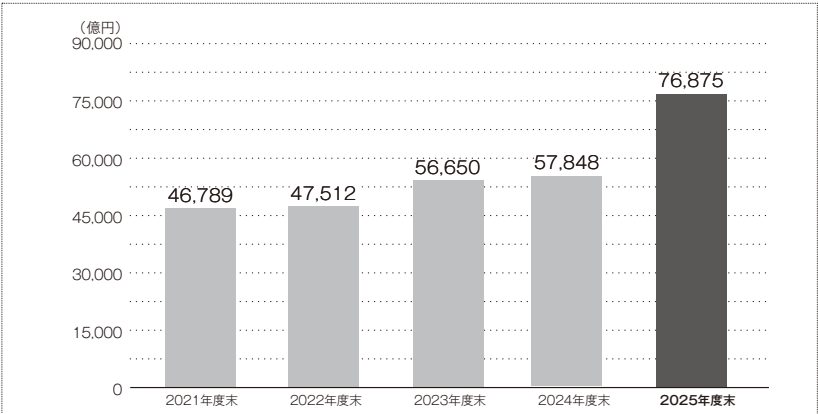
修正純資産

計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち危険準備金、価格変動準備金等を加える調整などを行い計算されます。

保有契約価値

保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。

エンベディッド・バリューの推移



- ※1 住友生命グループのEEV は、住友生命のEEV にメディケア生命、シメトラおよびシングライフのEEV を加え、住友生命が保有するメディケア生命、シメトラおよびシングライフの株式の簿価を控除することにより算出しています。シングライフは2023年度末から、住友生命グループのEEV に含めています。
- ※2 シングライフのエンベディッド・バリューの計算について、2024年度末より伝統的手法からEEV原則に基づく手法へと見直しを行っており、2023年度末エンベディッド・バリューについても同様の手法により再評価を行っています。
- ※3 2025年度末エンベディッド・バリューについて、計算方法を一部変更しています。計算方法等の詳細はホームページに掲載の「2025年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリューの開示」をご確認ください。

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は次のとおりです。

経済前提

確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして計算基準日時点の国債利回りを使用しています。

非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案した前提を用いて予測しています。

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、計算方法および計算前提がEEV原則に準拠したものである旨の意見書を受領しています。

2025年度末の住友生命グループのEEVと新契約価値

(単位：億円)	
	2025年度末
EEV	76,875
保有契約価値	62,896
修正純資産	13,979
	2025年度
新契約価値	1,487
新契約価値	
当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。	

前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件を変更した場合の住友生命グループのエンベディッド・バリューへの影響額は次のとおりです。

(単位：億円)		
前提条件	EEV	変化額
2025年度末EEV	76,875	—
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	75,943	△932
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	77,614	738
感応度3：株式・不動産価値10％下落	72,218	△4,656
感応度4：事業費率(維持費)10％減少	78,194	1,318
感応度5：解約失効率10％減少	78,647	1,772
感応度6：保険事故発生率(死亡保険)5％低下	79,852	2,977
感応度7：保険事故発生率(年金保険)5％低下	76,838	△37
感応度8：必要資本を法定最低水準に変更	77,769	893
感応度9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25％上昇	76,853	△21
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25％上昇	76,616	△259

【ご参考】資産・負債の対応を考慮したエンベディッド・バリューの内訳について

保有契約価値は、将来の運用利回りの前提として、計算基準日における国債利回りをを用いて計算されます。そのため金利が低下した場合、将来見込まれる運用収益が減少することに伴い、保有契約価値は減少します。

住友生命では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM推進の観点から、長期の公社債や貸付金などの円金利資産等を中心に投資を行っており、過去に投入した相対的に利回りの高い長期の債券等を保有しています。

そのため、保有契約価値計算上の将来の運用利回り前提となる国債利回りが低下しても、実際には、これらの資産から将来得られる運用収益は減少しません。国債利回り低下時には、これに対応して、保有している資産の含み損益およびそれを含む修正純資産は増加し、保有契約価値の減少を補います。

このように、保有契約が将来生み出す収益を把握するにあたっては、保有契約価値に加えて、円金利資産等の含み損益を合わせて見る必要があります。

2025年度末の保有契約価値と円金利資産等の含み損益を合わせて見ると、4兆237億円となっています。

(単位：億円)	
	2025年度末
EEV	76,875
純資産の部合計 ＋危険準備金・価格変動準備金等	10,730
保有契約価値＋円金利資産等の含み損益	40,237
保有契約価値	62,896
円金利資産等の含み損益	△22,659
円金利資産等以外の含み損益等	25,907

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また（一社）生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

(注) *印は保険業法で開示することが定められている項目

I. 保険会社の概況及び組織*

1. 沿革	105
2. 経営の組織*	109
3. 店舗網一覧	112
4. 基金の状況*	146、206
5. 総代氏名	115
（総代の役割）	78
（選考方法）	78、115
（主な保険種別別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成）	117
6. 社員構成	117
7. 審議員氏名	116
（制度の趣旨）	79
（審議員の役割）	79
（職業・年齢）	116、117
8. 取締役及び執行役(役職名・氏名)*	89
9. 会計参与の氏名又は名称*	該当せず
10. 会計監査人の氏名又は名称*	146
11. 従業員の在籍・採用状況	110
12. 平均給与(内勤職員)	110
13. 平均給与(営業職員)	110
14. 総代会傍聴制度	79
（議事録）	118

II. 保険会社の主要な業務の内容*

1. 主要な業務の内容*	104
2. 経営方針	8

III. 直近事業年度における事業の概況*

1. 直近事業年度における事業の概況*	135
2. 契約者懇談会開催の概況	79
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	124
4. 契約者に対する情報提供の実態	103、127
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	126、127
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	36、58、111
7. 新規開発商品の状況	30、124
8. 保険商品一覧	121
9. 情報システムに関する状況	63
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	72

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標*	158
----------------	-----

V. 財産の状況*

1. 貸借対照表*	159
2. 損益計算書*	160
3. キャッシュ・フロー計算書*	該当せず
4. 基金等変動計算書*	161
5. 剰余金処分又は損失処理に関する書面*	161
6. 保険業法に基づく債権の状況*	
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）*	192
（危険債権）*	192
（三月以上延滞債権）*	192
（貸付条件緩和債権）	192
（正常債権）*	192
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況*	192
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	
（直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額）*…	193(※)
（直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項）*	193(※)
（直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項）*	194(※)
（経済価値ベースのバランスシートに関する事項）*	195
（外国証券の種類別差異調整に関する事項）*	197
（保険負債の商品別差異調整に関する事項）*	197

（ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項）*…	197
（適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項）*	—(※)
（ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項）*	198
（ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要）*	198
9. 有価証券等の時価情報(会社計)*	
（有価証券）*	176
（金銭の信託）*	178
（デリバティブ取引）*	178
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	175
11. 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*…	175
12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*…	該当せず
13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨*…	該当せず
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*…	該当せず

VI. 業務の状況を示す指標等*

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
（1）決算業績の概況	136
（2）保有契約高及び新契約高*	215
（3）個人保険及び個人年金保険の年換算保険料（保険種別別、通貨別）*	216
（4）社員配当の状況*	153
2. 保険契約に関する指標等	
（1）保有契約増加率*	215
（2）解約失効率(対年度始)*	223
（3）死亡率(個人保険主契約)	223
（4）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数*	223
（5）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合*	223
（6）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合*	223
（7）未収受再保険金の額*	224
（8）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合*	224
3. 経理に関する指標等	
（1）支払備金明細表	202
（2）責任準備金明細表*	202
（3）責任準備金残高の内訳*	202
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別、通貨別)*…	203
（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数*	204
（6）社員配当準備金明細表*	204
（7）引当金明細表*	205
（8）特定海外債権引当勘定の状況*（特定海外債権引当勘定）*	205
（対象債権額国別残高）*	205
（9）保険料明細表	207
（10）保険金明細表	207
（11）年金明細表	208
（12）給付金明細表	209
（13）解約返戻金明細表	210

（14）減価償却費明細表	214
（15）事業費明細表*	214
（16）借入金等残存期間別残高	205

4. 資産運用に関する指標等

（1）資産運用の概況（年度の資産の運用概況）…	45
（ポートフォリオの推移（資産の構成及び資産の増減））*	181
（2）運用利回り*	181
（3）主要資産の平均残高*	182
（4）資産運用収益明細表*	211
（5）資産運用費用明細表*	211
（6）利息及び配当金等収入明細表*	211
（7）有価証券売却益明細表	212
（8）有価証券売却損明細表	212
（9）有価証券評価損明細表	212
（10）商品有価証券明細表*	182
（11）商品有価証券売買高	182
（12）有価証券残存期間別残高及びその合計額*…	183
（13）業種別株式保有明細表*	184
（14）貸付金明細表*	190
（15）貸付金残存期間別残高	190
（16）国内企業向け貸付金企業規模別内訳*…	191
（17）貸付金業種別内訳*	191
（18）貸付金担保別内訳*	192
（19）有形固定資産明細表*（有形固定資産の明細）*	199
（不動産残高）*	199
（20）固定資産等処分益明細表*	212
（21）固定資産等処分損明細表*	213
（22）賃貸用不動産等減価償却費明細表	213
（23）海外投融資の状況（資産別明細）*	200
（地域別構成）*	201
（外貨建資産の通貨別構成）	201
（24）海外投融資利回り*	181
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）（有価証券）	185
（金銭の信託）	187
（デリバティブ取引）	188

VII. 保険会社の運営*

1. リスク管理の体制*	97
2. 法令遵守の体制*	95
3. 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*…	203
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	132
5. 個人情報保護について	128
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	128

VIII. 特別勘定に関する指標等*

1. 特別勘定資産残高の状況*	218
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	218
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*	
（1）保有契約高	218
（2）年度末資産の内訳*	218
（3）運用収支状況*	219
（4）有価証券等の時価情報（有価証券）	220
（金銭の信託）	220
（デリバティブ取引）	220

IX. 保険会社及びその子会社等の状況*

1. 保険会社及びその子会社等の概況*	
（1）主要な事業の内容及び組織の構成*	107
（2）子会社等に関する事項*（名称）*	108

（主たる営業所又は事務所の所在地）*…	108
（資本金又は出資金の額）*	108
（事業の内容）*	108
（設立年月日）*	108
（保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）*…	108
（保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）*…	108
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務*	
（1）直近事業年度における事業の概況*…	225
（2）主要な業務の状況を示す指標*（経常収益）*	225
（経常利益又は経常損失）*	225
（親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失）*	225
（包括利益）*	225
（総資産）*	225
（ソルベンシー・マージン比率）*	225
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
（1）連結貸借対照表*	226
（2）連結損益計算書及び連結包括利益計算書*（連結損益計算書）*	227
（連結包括利益計算書）*	227
（3）連結キャッシュ・フロー計算書*	244
（4）連結基金等変動計算書*	228
（5）保険業法に基づく債権の状況*（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）*	247
（危険債権）*	247
（三月以上延滞債権）*	247
（貸付条件緩和債権）	247
（正常債権）*	247
（6）保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）*…	247
（直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額）*…	247(※)
（直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項）*	247(※)
（直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項）*	248(※)
（経済価値ベースのバランスシートに関する事項）*	249
（有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項）*	252
（保険負債の商品別差異調整に関する事項）*	252
（ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項）*…	253
（適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項）*	—(※)
（連結ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項）*…	253
（連結ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要）*…	254
（7）子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*…	254
（8）セグメント情報*	254
（9）連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
（10）代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	246
（11）事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	該当せず
4. 保険会社及びその子会社等のリスク管理の体制*…	97

※ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等）がなされています。これに伴い、2024年度末の数値および前事業年度からの変動要因分析は記載していません。

◆五十音索引

(あ行)	
アイアル少額短期保険	36
IAIG (国際的に活動する保険グループ)	52
ERM経営	53
ESR (経済価値ベースのソルベンシー比率)	54
ESG インテグレーション	46
ESG テーマ型投融資	46
5つのウェルビーイング領域	11、24、31
ウェルビーイング	3～7、11～13
ウェルビーイング価値提供顧客数	18、20～23
ウェルビーイング共創価値	13
ウェルビーイング実感	26、41～44
ウェルビーイング指標	24、26
ウェルビーイングデザイナー	31
AI活用	63
ALM	45、98
エグゼクティブ・フェロー	94
SDGs	67
沿革	9、105
エンゲージメントの向上	56、61
エンベディッド・バリュー (EV)	14、255
お客さまの声 (苦情・お褒め・ご満足)	124
お客さま本位の業務運営	95、123
お客さま満足度	124
お役に立った保険金・給付金	125、207～209
(か行)	
カーボンニュートラル	68、71
海外事業	49～52
格付の状況	2
拡・保険	3～4、12
価値創造プロセス	10
監査委員会	85～86、88
勧誘方針	95
基金等変動計算書	161
基金の状況	206
危険準備金	199
気候変動・生物多様性への対応	68～71
基礎利益	158、175
教育研修制度	58、111
業務提携を通じた商品展開	111
金融機関等代理店	36
クーリングオフ制度	126
グループ基礎利益	18
グループ・サステナビリティオフィサー	15、66
グループ保有契約年換算保険料	18
経営管理体制	80
経営重要指標 (KGI)	21
経営政策会議	80

経営方針	8
経済的価値	14
経常利益	158、160、175
健康経営	34、60
公式ホームページ	103
コーポレートガバナンス・コード	80
コールセンター	112
顧客体験価値変革	26、41～44
告知義務	126
ご契約者懇談会	79、120
個人情報保護に関する基本方針	128
コンプライアンス	95
(さ行)	
サービス網	112
サイバーセキュリティ	101
財務・資本政策	53
サクセッションプラン	83
サステナビリティ経営方針	8、66
サステナビリティ重要項目	67
シアフル	38
CVC (SUMISEI INNOVATION FUND)	38
事業活動の礎	95
事業報告書	135
資産運用	45～48
資産運用立国実現に向けた取組み	46
資産運用利回り (一般勘定)	181
支社等所在地	113
執行役	94
支払管理態勢	125
指名委員会	83
指名委員会等設置会社	80
シメトラ	50
社員の構成	117
社会貢献活動	72
社会的価値	13
社外取締役経営協議会	80
従業員数	110
主要業務の状況を示す指標 (直近5事業年度)	158
主要財務データ (11年間)	102
商品一覧	121
情報開示	103
剰余金処分にに関する決議	161
将来世代へ向けた取組み (FR活動)	72～73
女性管理職比率	59、62
審議員	116
審議員会	79
シングライフ	51
新契約年換算保険料	216

人権への取組み	74
人的資本・人財共育	56～62
スキル・マトリックス	93
スチュワードシップ活動	47
スミセイWX (ウェルビーイング・トランスフォーメーション)	24、41～44
スミセイ中期経営計画2025	18～19
スミセイ・デジタルコンシェルジュ	40
スミセイ版健康寿命	35、41～44
スミセイ未来応援活動	40
住友生命グループ中期経営計画2028	20～23
住友生命グループVision2030	11
住友生命「Vitality」	27～29
3Sサミット	52
生命保険契約者保護機構	130
生命保険の知識と制度	126
責任準備金	158、202
責任投資	16、46～48
相互会社のしくみ	78
総資産	158
総代会	79
総代会の主な質疑応答	118～119
総代名簿	115～116
組織図	109
ソルベンシー・マージン比率	158、193
損益計算書	160
損害保険事業への取組み	111
(た行)	
大規模災害等への対策	101
貸借対照表	159
DE&I (ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)	59
男女の賃金の差異	62、110
男性育休取得率	59、62
Chakin	37
注意喚起情報	127
TCFD・TNFD提言への対応	69～71
ディスクロージャー	103
ディストリビューション変革	25
デジタル&データ×AI	63
当期純剰余	158
特別勘定に関する指標等	218
取締役	89～92
取締役会	80～81
ドルつみ Vitality	30
(な行)	
内部監査体制	88

内部通報制度	96
内部統制	88
内部統制システムの整備	88
Next-Decade	20
年換算保険料	215
(は行)	
パーパス	8
Vitalityウォーク	32～33
Vitalityスマート	29、37
Vitality体験版	29、37
Vitality福利厚生タイプ	34
配当金 (社員配当金)	55、153
パオベトHD	52、108
反社会的勢力に対する基本方針	128
PICC生命	52
BNIライフ	52、108
Whodo整場 (フウドセイバー)	39
紛争解決 (ADR) 機関	132
PayPayほけん	37
報酬委員会	84
保険ショップ	36
保険料等収入	160
保有契約年換算保険料	217
本社等所在地	112
(ま行)	
マテリアリティ	67
メディケア生命	36
(や行)	
有価証券残高	158
(ら行)	
リスク管理体制	97
リスクと機会	67
利息及び配当金等収入	160、211
連結基金等変動計算書	228
連結キャッシュ・フロー計算書	244
連結総資産	225
連結ソルベンシー・マージン比率	54、225、247
連結損益計算書	227
連結貸借対照表	226
連結内部管理ESR	54
連結保険料等収入	227
(わ行)	
WaaS (Well-being as a Service)	38

お手続き・お問い合わせ先一覧

詳細は当社ホームページをご確認ください。

スミセイダイレクトサービス

インターネットで契約内容のご確認、入出金取引、住所変更等の各種お手続きがご利用いただけるサービスです。

【ご利用時間】

平日、土・日・祝 8:00～23:45

※5/3～5/5、12/31～1/3およびシステムメンテナンス期間中はご利用いただけません。

※「外貨建商品」「ドルつみ Vitality」「5年つみたて終身保険」等専用のスミセイダイレクトサービスは、毎月第2日曜日は8:00～20:00までのご利用となります。

■インターネット

●住友生命ホームページ

住友生命

検 索

●二次元コード



アプリなら生体認証で簡単に
ログインできます

スマートフォンアプリ
スミセイ・デジタルコンシェルジュ
詳細はこちら



スミセイコールセンター

スミセイライフデザイナー（営業職員）を通じて
ご加入のお客さま

 0120-307506

Vitalityにご加入のお客さま
（Vitality健康プログラムに関するお問い合わせ窓口）

 0120-307864

月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
〔日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く〕

※受付時間等の詳細は
当社ホームページをご確認ください。



代理店を通じてご加入のお客さま

 0120-506154 金融機関等代理店・保険ショップを
通じてご加入のお客さま

 0120-506873 郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を
通じてご加入のお客さま

 0120-506081 外貨建商品^(※)にご加入のお客さま
※選択通貨建商品の円建契約や、目標額到
達による円建変更後契約も含みます。

【お願い】

- ・証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえお電話ください。
- ・お問い合わせは契約者ご本人さま、入院・手術の給付金のご請求は被保険者
さま、死亡保険金のご請求は受取人さまからお電話をお願いいたします。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であるこ
とをお申し出ください。

ご来店窓口

午前9時～午後3時30分〔土日・祝日・年末年始を除く〕

※東京ご来店サービスセンターのみ午前10時30分～午後4時〔土日・祝日・年末年始・臨時休業日を除く〕

ご来店窓口でお手続きいただく際は、ご用意いただく書類がございますので、ご来店前にお電話でご確認ください。
最寄りのご来店窓口は当社ホームページからご確認ください。

あなたの未来を強くする

